平成 30 年度

自　己　点　検　評　価　書

[平成 29 年度報告書]

平成 30(2018)年 6 月

サイバー大学

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・　1

Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

基準１　使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

基準２　学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

基準３　教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27

基準４　教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50

基準５　経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　64

基準６　内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　76

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81

基準Ａ　社会貢献・教育連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

「～情報革命で人々を幸せに～」（ソフトバンクグループの経営理念）

サイバー大学（以下「本学」という）は、ソフトバンクグループ創業以来の志が凝縮されたこの経営理念に立ち、ソフトバンクグループを親会社として設置された株式会社立大学である。平成19(2007)年4月に、構造改革特別区域法の掲げる「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」（特例措置番号832）と称する規制の特例措置の適用を受けて開学した。インターネットを利用し、昼夜を問わず学べるオンデマンドの学修環境を整備している高等教育機関は、欧米や韓国等には数多くの前例があるが、スクーリング（面接授業）を一切課すことなく、卒業要件単位のすべてをインターネット経由の「高度メディア授業」で履修させ、通学制大学の4年間の教育課程と同等の教育を行って学位を与える大学は、日本では本学が初めてである。

通学不要の「インターネット大学」であるが故、キャンパスに足を運ぶことの難しい社会人や、身体的な理由で通学が困難な者など、これまで高等教育を受ける機会を逸してきた者に対し、分け隔てなく学修の機会を提供することを目指しており、本学の根底を成す「建学の理念」としては、**「場所や時間など個人の環境や条件を問わず、勉学に意欲のある多くの人に幅広く質の高い学修の機会を提供し、社会の形成者として有能な人材を育成する」**と謳っている。

また、学則の第1条には、本学の目的並びに使命として、**「学校教育法第83条に掲げる大学の理念を踏まえ、メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする」**と社会に表明している。

そして、親会社が世界的なハイテク企業への投資事業を営むソフトバンクグループの事業資産を活かし、本学を運営するサイバーユニバーシティ株式会社では**「情報革命で人々に学習の機会を」**という経営理念を掲げ、PCだけでなく、スマートフォンやタブレットなど、受講者が所有する様々な端末での学習を可能としたクラウド型学習管理システム「Cloud Campus」を独自開発して、ICT 活用教育の発展に注力している。このような新たな形の学修環境を確保することで、多忙な社会人学生であっても、通勤中や昼休憩等の隙間時間も無駄にせず、働きながら学修を継続することが可能となり、地理的・時間的な制約を受けずに幅広く大学教育の機会を提供している点が、本学の大きな個性・特色である。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

平成19(2007)年度4月	サイバー大学IT総合学部IT総合学科及び世界遺産学部世界遺産学科開設

平成 22(2010)年度 10 月～	世界遺産学部世界遺産学科の新規学生募集停止
平成 23(2011)年度 4 月～	IT 総合学部 IT 総合学科 コース・プログラム制開始
平成 28(2016)年度 4 月～	IT 総合学部 IT 総合学科 IT コミュニケーションプログラム開設
平成 30(2018)年度 4 月～	IT 総合学部 IT 総合学科 AI テクノロジープログラム開設

2. 本学の現況

・大学名

サイバー大学（英文名：Cyber University）

・所在地

福岡県福岡市東区香椎照葉三丁目 2 番 1 号 シーマークビル 3 階（福岡キャンパス）
東京都港区芝公園 1-6-8 泉芝公園ビル 4F（東京オフィス）

・学部構成

IT 総合学部（IT 総合学科）
世界遺産学部（世界遺産学科）

・学生数（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

IT 総合学部正科生　2,445 人
世界遺産学部正科生　2 人

・教員数（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

IT 総合学部専任教員　23 人
IT 総合学部客員教員　54 人
世界遺産学部専任教員 1 人（IT 総合学部と兼任）

・職員数（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）

事務職員 52 人（ティーチング・アシスタントを含む）

平成 19(2007)年度に開学したサイバー大学は、構造改革特別区域法の掲げる「学校設置会社による学校設置事業」（特例措置番号 816）と称する規制の特例措置の適用を受けた株式会社立大学であり、「福岡アジアビジネス特区」を活用し、当該地域の特性を生かした教育を行い、地域産業を担う人材の育成を行うため、福岡市にキャンパス（福岡キャンパス）を配置している。

また、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」（特例措置番号 832）と称する規制の特例措置の適用も受けて開学し、「インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成する」、いわゆる通学不要の「インターネット大学」（「構

造改革特別区域計画認定申請マニュアル」）として、日本全国の全都道府県、更には海外にまで広範囲に在住する学生を受け入れている。

平成 22(2010)年度 10 月からは、入学定員の重点化施策という位置付けの下、厳しい運営状況にあった世界遺産学部を募集停止したが、親会社であるソフトバンクグループとの緊密な連携の下、IT 総合学部の潜在的な志願者層にターゲットを絞り、人的・資金的資源を集中させた結果、IT 総合学部の入学者数は毎年堅調に増加している。直近の平成 30(2018)年度 4 月の入学者数は、編入学生を含めて 780 人に登り、IT 総合学部の在学生数は 2,445 人（収容定員 2,500 人に対して 97.8%）に到達した。一方、世界遺産学部の学生は、残り 2 人が平成 31(2019)年 3 月に卒業見込みであり、在学生が 0 人となることが確定した時点で文部科学省に学部廃止の届出を行う予定である。

収容定員充足率の改善に伴い、大学事業単体での収支についても平成 27(2015)年度以降、3 年連続で営業損益での黒字を継続しており、大学として安定した財務基盤を確立しつつある状況である。

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

（1）1－1 の自己判定

「基準項目 1－1 を満たしている。」

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

本学は、Ⅰに示した「建学の理念」を踏まえて、大学の使命・目的を「サイバー大学学則」（以下「学則」という）のなかで、以下のとおり具体的に定め、社会に表明している。

大学の目的・使命（学則第 1 条）

サイバー大学（以下「本学」という。）は、学校教育法第 83 条に掲げる大学の理念を踏まえ、メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類･文化の発展に貢献することを使命とする。

学部学科の教育研究上の目的（学則第 3 条の 3）

(1) IT 総合学部 IT 総合学科は、一般生活や事業活動において社会基盤となりつつある情報通信技術の基礎知識から利用技術を身に付け、技術革新に即した IT の実践的価値観を養い、ビジネス原理に基づく経済価値の創造への適用を探求することを教育研究目的とする。

(2) 世界遺産学部世界遺産学科は、世界遺産という、現在の人類が共有し、未来に継承すべきかけがえのないものを「学び」（調査・研究・教育）、「護り」（保存・修復）、「残し」（記録・アーカイブ）、そして「活かす」（観光・活用）ことを通じて、自然と人間の営みを明らかにし、人間の尊厳性を高めることを教育研究目的とする。

1-1-②　簡潔な文章化

使命・目的を簡潔に表現し、本学の運営に関わるすべての構成員の共通ビジョンとして浸透させるために、本学を運営するサイバーユニバーシティ株式会社では、平成 27(2015)年 9 月に「建学の理念」の趣旨に立ち返りつつ、「情報革命で人々に学習の機会を」という経営理念を策定し、学内外に周知している。

また、IT 総合学部の教育研究上の目的に関しては、アドミッション・ポリシーにおい

て、「IT のわかるビジネスパーソン」及び「ビジネスのわかる IT エンジニア」という簡潔な表現を用いて、人材育成の目標を分かりやすく示している。

1-1-③　個性・特色の明示

本学の個性・特色は、すべての授業をインターネット経由で行う通学不要の学修環境を確保することにより、キャンパスに足を運ぶことの難しい社会人や、身体的な理由で通学が困難な者など、これまで大学への進学を逸してきた者に対し、地理的・時間的な制約を受けずに幅広く大学教育の機会を提供していることである。その趣旨は学則第 1 条の使命・目的に明文化しており、またその個性・特色を分かりやすく理解できるように、「いつでも」「どこでも」受講することができるという本学の明確な特長を、分かりやすい表現で大学ホームページの「学長あいさつ」に明示している。

1-1-④　変化への対応

学則に規定した使命・目的と教育目的の一部見直しとして、平成 24(2012)年 9 月教授会において審議し、第 3 条の 3 として「学部学科の教育研究上の目的」を明文化し、文部科学省に学則改定の届出を行っている。

IT 総合学部では 20～40 代の有職社会人が主な学生層ではあるが、近年は 10 代から 20 代前半の若年層や、主婦層を含む女性の入学も増加傾向にあり、使命・目的に掲げた「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供」という趣旨にかなっている。急速な経済・社会の変化に応じて職業や働き方にも変化が生じているなかで、いわゆる「リカレント教育」を充実・拡大していくためにはオンライン教育の利活用が必要不可欠であり、通学不要で社会人も学びやすい環境を提供する本学の使命・目的は、今後も益々重要といえる。

また、平成 28(2016)年 6 月に実施された経済産業省の「国内 IT 人材の最新動向と将来推計による調査結果」によれば、今後人口減少に伴い IT 人材の不足が深刻化するという予測がされており、このような社会情勢からも最先端の情報技術とそれをビジネスで応用するための実践力を身に付けたいという需要が高いことが分かる。IT 総合学部の教育研究上の目的は、「情報通信技術の基礎知識から利用技術を身に付け、技術革新に即した IT の実践的価値観を養い、ビジネス原理に基づく経済価値の創造への適用を探求すること」と定めており、社会的な要請に応えるものとなっている。

（3）1－1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 31(2019)年 3 月をもって世界遺産学部のすべての学生が卒業する見込みであることから、学則に規定した世界遺産学部の教育研究上の目的を削除し、改めて使命・目的及び IT 総合学部の教育研究上の目的について一貫性のある文章に見直しを行う。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

（1）1－2 の自己判定
「基準項目 1－2 を満たしている。」

（2）1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
前述のとおり、本学の使命・目的及び教育目的は学則において明文化している。学則改定の際は、教授会の事前審議を行う会議体としての位置付けを持つ全学運営委員会で、予め協議検討を行っている。
全学運営委員会は、委員長を務める学長以下、副学長、学部長、専門・教養・語学教務主任、学生主任等の教員管理職のほか、事業統制企画室長、学務部長、経営管理部長、広報部長、システム部長等の職員管理職が構成員となって審議を行うものであり、構成員以外として、代表取締役社長及び監査役も本会に参加し、意見を述べることと規程に定めている。また、学長は取締役を兼務しており、取締役会への参加を通じて、使命・目的及び教育目的について役員からも理解と支持を得ている。

1-2-②　学内外への周知
本学の使命・目的及び教育目的を記載した学則は、インターネット上のキャンパスである学習管理システム内に掲載し、教職員及び学生が常に閲覧できるようにしている。また、教授会を経て学則の改定が決議された場合には、文部科学省への届出を行った後に教職員及び学生に告知し、周知・徹底を図っている。
学外に対しては、本学ホームページ上に「教育情報の公表」のページを設け、そこで使命・目的及び教育目的を公表するとともに、大学案内パンフレットや募集要項にも、それらの趣旨を踏まえて掲載を行っている。また、「大学ポートレート」においても本学の各種教育情報とともに掲載し、広く周知している。

1-2-③　中長期的な計画への反映
本学では、使命・目的及び教育目的を反映させる形で、以下の三つの事項を「ミッション・ステートメント」として掲げている。

「No.1 インターネットオープンユニバーシティ」を目指して
Ⅰ．IT 分野での社会人の再教育　～「IT のわかるビジネスパーソン」と「ビジネスのわかる IT エンジニア」を育成～
Ⅱ．完全インターネットによる教育機会提供　～「自己の価値向上」の為の「学び」を支援～
Ⅲ．「Cloud Campus」構想　～最先端の大学 e ラーニングシステムの拠点形成～

「サイバー大学中期目標」は、上記の三つのステートメントに即して策定しており、

「人材の確保と育成」、「大学の認知度/ブランド力向上」、「完全インターネット教育の充実」、「e ラーニング研究の推進」、「履修管理体制の強化及び学生支援の充実」、「社会貢献・産学間連携」、「経営改善」の 7 領域について 15 の「基本目標」を設定し、それぞれに対応する計 48 項目の「行動目標」を定義している。

中期目標に関する進捗状況や大学の将来展望については、半年に一度の頻度で開催される「全社キックオフミーティング」において学長から教職員全体に周知されており、随時 PDCA サイクルを回しながら着実に計画を前進させている。

1-2-④　三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的に沿って三つのポリシー、すなわち「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシー」を策定し、大学ホームページの「教育情報の公表」に掲載している。

IT 総合学部では、高度 IT 人材育成の社会ニーズに資するため、平成 28(2016)年 4 月より IT コミュニケーションコースと同プログラムを設置し、また、平成 30(2018)年 4 月には AI テクノロジープログラムを開設した。プログラム新設のプロセスでは、学則に定める教育研究上の目的に合致する教育カリキュラムであるかどうかを IT 総合学部運営委員会で審議検討した上で、全学運営委員会と教授会の議を経て、設置するプログラムで学生が身に付けるべき能力をディプロマ・ポリシーとして明文化している。

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、平成 30(2018)年 5 月 1 日現在、次に述べる教育研究組織を整備している。

① 学部学科

「IT 総合学部 IT 総合学科」及び「世界遺産学部世界遺産学科」の 2 学部 2 学科を学士課程として設置している。なお、「世界遺産学部世界遺産学科」は平成 31(2019)年 3 月をもって世界遺産学部のすべての学生が卒業した時点で廃止とする予定である。

② 学務部

教育研究活動支援及び学生支援の中核を担う事務組織としては、学務部を設置しており、その傘下に授業サポートセンター、コンテンツ制作センター、学生サポートセンター、システムサポートセンター、入試課、研究推進課を置いている。

組織規程別表の「業務分掌表」に定める学務部の分掌事項は、学則に関する事項、学位に関する事項、教授会・全学運営委員会及び教学関連の諸会議に関する事項、一般試験に関する事項、教育研究の点検・評価に関する事項、学位記等に関する事項、大学の制度及び教学の基本的事項の調査に関する事項、学部関係規約の制定及び改廃に関する事項、研究活動・研究費の管理に関する事項、文科省対応（大学部門に関する事項の対応）、図書館の運営に関する事項、授業コンテンツ企画・制作・評価及び管理に関する事項、学生の課外活動に関する事項、学籍に関する事項、奨学制度及び奨学生に関する事項、学生の就職に関する事項、学生募集に関する事項等である。

附置機関として設置していた「サイバー大学研究機構」については、平成 30(2018)年 3 月末をもって廃止することを教授会の議を経て決定した。元々は研究機構の枠組みとして、外部資金の獲得を促進することを目的に、本学専任教員が所長となってプロジェクト研究所を設立できることとしていたが、世界遺産学部の募集停止以後は学部横断的な学際研究を発展させることも困難であり、プロジェクト研究所新設の申請も長らく途絶えていた。一方、近年では IT 総合学部の教員を中心に、本学の特色である e ラーニングシステムに関する研究分野において大学間連携による共同研究活動も行われ、研究機構の枠組みに捉われることのない活動で成果をあげている。現在、研究機構の役割は学務部研究推進課に吸収統合され、大学全体の研究活動を適正に管理・運営できている。

(3) 1－2 の改善・向上方策（将来計画）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成 28 年文部科学省令第 16 号) に基づき、本学は自らの使命・目的及び教育目的を学内外に周知し、中長期的な計画に反映している。三つのポリシーについても明文化して公表済であるが、中央教育審議会大学分科会大学教育部会が策定した「「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー),「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」を参考に、三つのポリシーを一貫性のあるものとして見直しを行い、平成 30(2018)年度中に大学ホームページ上の情報を更新する。

[基準 1 の自己評価]

基準 1 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学は、構造改革特別区域法に基づき「インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成する」、いわゆる通学不要の「インターネット大学」として平成 19(2007)年 4 月に開学した。

大学の使命・目的及び研究目的については、地理的・時間的な制約を受けずに学べる「インターネット大学」としての個性・特色を反映しつつ、具体的かつ明確に定め、学則にも明記している。

使命・目的及び研究目的に関わる見直しや改定は、社会的な需要を考慮しながら検討を行い、学則変更の際は、役員、教職員が参画する会議体での理解と支持を経た上で決定し、文部科学省への届出を行っている。定められた使命・目的及び研究目的は、教職員及び学生に告知して周知・徹底を図り、本学ホームページなどを通じて公表している。それらは「サイバー大学中期目標」や三つのポリシーへも反映されている。そして、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織として、学部・学科、その他の事務組織を整備し、適切に管理・運営を行っている。

基準 2. 学生

2－1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）2－1 の自己判定

「基準項目 2－1 を満たしている。」

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、「建学の理念」として、「場所や時間など個人の環境や条件を問わず、勉学に意欲のある多くの人に幅広く質の高い学修の機会を提供し、社会の形成者として有能な人材を育成する」と大学ホームページで公表している。また、IT 総合学部の教育研究上の目的として、「IT 総合学部 IT 総合学科は、一般生活や事業活動において社会基盤となりつつある情報通信技術の基礎知識から利用技術を身に付け、技術革新に即した IT の実践的価値観を養い、ビジネス原理に基づく経済価値の創造への適用を探求することを教育研究目的とする。」と掲げている。

これらの「建学の理念」や「教育目的」に則り、本学は IT とビジネスに関わる実践的知識や技能を身に付けたいと希望する者に広く門戸を開いており、入学に際しては、志望動機から学習意欲を確認するとともに、大学での学びに必要な思考力・判断力・表現力等を有しているか判定している。また、高校段階で習得しておくことが望まれる基礎学力や、日本語を母語としない学生の日本語能力もできるだけ具体的に示すことに配慮し、以下のとおり IT 総合学部のアドミッション・ポリシーを策定し、それを大学ホームページや募集要項で周知している。

IT 総合学部 アドミッション・ポリシー

IT 総合学部は、世界的にデジタル化が進む社会において「ビジネスのわかる IT エンジニア」や「IT のわかるビジネスパーソン」という、知識的にも技能的にも今後の社会に求められるバランスの取れた人材の育成を目指しています。学部カリキュラムでは、基礎的なプログラミングやウェブ・サーバ構築ができる能力を身につけると同時に、経済や経営の基礎も学習します。

入学に際しては、IT を使いこなせるプロフェッショナルを目指して勉学に意欲がある、すべての人に門戸を開いています。入学後には、IT とビジネスに関する基礎科目の学修が必要となり、そのためには高校卒業程度の基礎学力が求められます。仮に履修の不足分野がある場合や、復習が必要な場合には、入学者それぞれに合わせて補習授業を行い、弱点を補います。

※サイバー大学の授業はすべて日本語で行われますので、母語が日本語ではない方は以下のいずれかの日本語能力を証明する書類を提出していただく必要があります。

1) 日本留学試験「日本語」の「読解・聴解・聴読解」の合計得点 200 点以上、「記

述」の得点 25 点以上（2 年以内に受験したもの）

2) 日本語能力試験（Ｎ２）以上

3) 実用日本語検定（準Ｂ級）以上

また、身体的に障がいをお持ちの方は、障がいの種類や程度によって、受講できない科目がありますので、別途ご相談ください。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

働きながら学ぶ社会人の入学希望者が学生全体の 6 割以上を占めるため、正科生、科目等履修生、特修生の入学時期を年 2 回（４月・10 月）としており、更に、社会人の学士編入学希望を考慮して、2 年次・3 年次から編入学生を受け入れている。

入学者の受入れは、完全インターネット大学という特色に沿って、原本提出が必要な書類関係を除き、入学願書、志望動機書等を本学専用の「入学手続サイト」よりインターネット経由で直接提出できるようにしている。志望動機書では、「入学の目的」「サイバー大学を選んだ理由」「学びたい内容」「卒業までの期間」の 4 項目を回答した後、「サイバー大学で学んだことをどう活かしたいか」の記入を必須としている。その他、職務上の経歴やボランティア活動、資格取得の状況など、学歴以外での多様な経験等を任意で記入してもらい、入学時の参考情報としている。

平成 30(2018)年 4 月入学の学生募集からは、インターネット学修の必要条件として、パソコンやインターネットの利用状況に関する設問も追加した。体調・病気・障がい・精神状態等も併せて記入され、入学審査の際、学生サポートセンターの担当者が電話やインターネット通話で面談を行い、受講に支障がないことを確認している。

出願者の合否判定については、「志望動機チェックリスト及び判定ルール」によって、「思考力・判断力」「表現力」「学習意欲」「大学に関する理解」の 4 項目についての評価基準を設け、入試判定委員会の委員による合議で「合格」「合格（指導)」「再審査（要面談)」「不合格」を判定し、その判定結果を教授会で審議した後、学長が合否を決定している。

志望動機書の記入内容については、出願者の年齢や性別、入学区分に応じて集計を行い、本学の教育目的やアドミッション・ポリシーに沿った入学者を受け入れることができているかどうか検証を行っている。また、インターネット出願の効果検証においては、Web 広告や大学ホームページから出願までのユーザ動向分析と徹底した数値管理を行うとともに、平成 29(2017)年 11 月に「入学手続サイト」をスマートフォン対応に最適化したことで、本学の関心層（見込み入学者）からの資料請求獲得数と説明会予約数を大幅に向上させることに成功している。入学者受入れのための改善活動を継続してきた結果、IT とビジネスの両面を兼ね備えた人材育成に対する社会的ニーズの高まりと相まって、本学への入学を希望する出願者数は年々堅調に増加しているといえる。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学部の正科生の入学定員は、１年次入学定員 425 人、2 年次編入学定員 50 人、3 年次編入学定員 325 人であり、収容定員は 2,500 人である。今から 3 年前の平成 27(2015)年度における 1 年次入学者数は 296 人(充足率 69.6%)という状況であったが、平成

28(2016)年度～平成29(2017)年度の1年次入学者数は、それぞれ409人(充足率96.2%)、456人(充足率107.3%)まで改善した。ITとビジネスに関わる実践的知識や技能を身に付けたいと希望する入学者数が近年飛躍的に増加しており、平成30(2018)年度は昨年までの実績から想定された数値を遥かに超え、春学期だけで523人が1年次に入学している（表2-1-1)。

表2-1-1　正科生の1年次入学者数、入学定員充足率推移　（単位：人）

学部		H25	H26	H27	H28	H29	H30春***
IT	出願者数*	480 (48)((59))	404 (29)((228))	409 (22)((223))	544 (27)((231))	673 (42)((281))	732 (26)((321))
	合格者数*	371 (48)((49))	322 (28)((196))	309 (22)((180))	435 (26)((170))	501 (42)((217))	575 (25)((260))
	入学者数*	346 (44)((48))	303 (28)((183))	296 (21)((167))	409 (26)((162))	456 (36)((202))	523 (21)((236))
	入学定員*	550 (80)((30))	550 (80)((30))	425 (50)((325))	425 (50)((325))	425 (50)((325))	425 (50)((325))
	入学定員充足率**	62.9%	55.1%	69.6%	96.2%	107.3%	123.1%

(*) それぞれの数値の( )は2年次編入学、(( ))は3年次編入学を表示

(**) 入学定員充足率は、いずれも1年次の一般入学者のみで算出（編入学者は含まない）

(***) 平成30(2018)年度は春学期募集のみの数値

編入学・転入学の受入れも積極的に行っている。平成24(2012)年と平成26(2014)年に行った学則改定の届出により、2年次・3年次の編入学定員を段階的に拡大した結果、平成26(2014)年度以降は毎年200人前後の編入学生を確保できるようになった。1年次入学者の獲得状況と同様に、平成30(2018)年度は編入学生も大幅に増加し、春学期だけで合計257人が2･3年次に編入学している。全体の入学者数に占める編入学者数の割合は、近年では平均33%前後といった状況である。

表2-1-2　編入学者を含む入学者数の推移と編入学者の割合　（単位：人）

学部		H25	H26	H27	H28	H29	H30春**
IT	入学者数 (編入含む)	438	514	484	597	694	780
	編入学者数*	92	211	188	188	238	257
	編入割合	21.0%	41.1%	38.8%	31.5%	34.3%	32.9%

(*) 編入学者数は、2年次編入学と3年次編入学の合計

(**) 平成30(2018)年度は春学期募集のみの数値

これら入学者の獲得は安定的な大学運営の基本であるため、本学は次に掲げる施策を継続的に実施することで学生確保に努めてきた。特に重要な指標として、平成26(2014)年度以降の「資料請求者数」は、毎年20,000件以上を安定的に獲得できる状況が維持さ

れており、広報活動の積み重ねによる社会的な認知度向上に呼応して、直近三ヶ年の「大学説明会予約数」でも毎年 1,000 件を超える実績をあげ、その効果が出願数の着実な増加に結びついているといえる。

＜入学者獲得のための重要施策＞

・学部教育目的と親和性の高いインターネット広告の展開による社会的認知度の向上
・大学ホームページ及び入学手続サイトのマルチデバイス対応
・資料請求者への入試関連資料の無償提供（表 2-1-3）
・主要都市での大学説明会開催（表 2-1-3）
・オンライン大学説明会の開催
・メールマガジン登録者への大学情報の提供
・SNS 等を活用した大学情報の配信
・学校間連携による併修・編入生の確保（表 2-1-4）
・特修生を経た正科生への転籍制度（表 2-1-5・2-1-6）

表 2-1-3　資料請求者数、大学説明会予約数、出願者数の推移　（単位：人）

学部	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30 春*
IT	資料請求者数	16,963	27,319	23,316	23,081	26,689	23,933
	大学説明会予約数	824	841	909	1,061	1,393	1,191
	出願者数**	587	661	654	802	996	1,079

(*) 平成 30(2018)年度は春学期募集のみの数値

(**) 出願者数は 2・3 年次編入学者数も含む数値

近年の 1 年次入学者が増加傾向にある背景として、平成 27(2015)年度より、本学と協定を締結した専門学校からの併修生の受入れを制度化し、専門学校に通いながら本学の正科生としても入学して、学士号取得を目指した受講ができるようにしている。本制度では、専門学校と本学の両校で修学するため、個々の学生が学修時間を十分に確保できるよう、年間の履修単位数を原則として最大 20 単位までに抑えている。また、併修による経済的負担を配慮するため、「サイバー大学併修に関する授業料減免規程」を定め、本学が定める成績や修得単位の基準を満たす者に対し、授業料等の減免を行うことにした。平成 30(2018)年 4 月時点の提携校は全部で 11 校あり、直近で 100 人前後が正科生に入学してきている（表 2-1-4）。

表 2-1-4　併修生の 1 年次入学者数推移（表 2-1-1 の入学者の内数）　（単位：人）

年度	H27	H28	H29	H30
入学者数	13	77	91	108

(*) 専門学校との併修生は毎年度 4 月のみ受入れを実施

その他、科目等履修生と特修生の入学者数は表 2-1-5 のとおりである。平成 25(2013)

年度秋学期より「特修生を経た正科生入学」を制度化し、高校卒業資格を持たず、大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験に合格していない者でも、特修生として 1 学期以上の期間本学に在籍し、本学の指定する科目を 16 単位以上修得した場合、入試選考を経た上で正科生として入学できるようにしている。本制度の適用により正科生に転籍した学生数は、前年の平成 29(2017)年度で 18 人という状況である（表 2-1-6)。

表 2-1-5　科目等履修生・特修生の入学者数推移　（単位：人）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30 春*
科目等履修生	67	30	44	87	82	72
特修生	10	22	40	26	44	28

(*) 平成 30(2018)年度は春学期募集のみの数値

表 2-1-6　特修生から正科生への転籍者数推移　（単位：人）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30 春*
特修生	1	4	12	14	18	3

(*) 平成 30(2018)年度は春学期募集のみの数値

各種施策の効果による全体的な入学者数の増加に伴い、在籍学生数も毎年上昇傾向にあり、平成 30(2018)年 5 月 1 日時点の IT 総合学部学生数は 2,445 人、収容定員充足率は 97.8%に到達した（表 2-1-7)。教職員一同が一体となって入学者の獲得に取り組んだ結果として、着実な改善を進めることができているといえる。

表 2-1-7　正科生の収容定員充足率推移　（単位：人）

学部		H25	H26	H27	H28	H29	H30
IT	在籍者数*	1,255	1,387	1,520	1,742	1,925	2,445
	収容定員	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	収容定員充足率	50.2%	55.5%	60.8%	69.7%	77.0%	97.8%

(*) 毎年 5 月 1 日時点の学校基本調査の数値

(3) 2－1 の改善・向上方策（将来計画）

仮に平成 31(2019)年度以降も現状と同等の水準で入学者を獲得できる場合、1 年次入学定員数の大幅超過に加えて、将来的に収容定員の 1.3 倍を超える可能性も予測される。直近 3 ヶ年では編入学よりも 1 年次入学者の方が比較的増えている傾向にあるため、平成 30(2018)年内の教授会において、1 年次入学定員数と 2・3 年次編入学定員数のバランスについて再検討を行い、平成 31(2019)年度の学生募集開始前に文部科学省に収容定員の内訳を変更する届出を提出する予定である。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）2－2 の自己判定

「基準項目 2－2 を満たしている。」

（2）2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では､教員と連携して授業支援を行う指導補助者として､学務部傘下の授業サポートセンターにメンター（LA：ラーニングアドバイザーと TA：ティーチングアシスタント）を配置している。LA は、学部の教育研究の円滑な実施に必要な職務を担い、入学から卒業までの履修計画の策定や大学での全般的な学修方法に関する指導を担当する。TA は、学習管理システム内での学生への設問回答・添削指導・質疑応答等の教員の補助を職務とする。それぞれの具体的な業務内容はガイドラインに定めて運用しており、メンター全体の勤務状況やシステム上の管理・運営の責任者として、IT 総合学部専任教員が授業サポートセンター長を担当している。

上記以外の学修支援体制として、インターネット学修のためのシステム利用方法に関する問い合わせに対応するシステムサポートセンターや、学生生活全般に関わる相談を受け付ける学生サポートセンターを学務部傘下の組織として配備している。それぞれのセンターへの問い合わせ事項は、内容別にカテゴリ分けして管理を行っており、受講時のトラブル対応や、障がいのある学生の授業考慮措置の検討、休・退学に関する相談等は、専任教員である学生主任とも連携しながら学生へのヒアリングを実施している。また、こうしたヒアリングの内容は、IT 総合学部学生主任及び副学長、学務部長、学生サポートセンター長とその他職員で運営される学生専門部会で随時報告されており、各種課題への対応策の検討や学修支援体制の改善に役立てられている。

表 2-2-1　学生専門部会の審議事項

専門部会名称	主な構成員	主な審議事項
学生専門部会	学生サポートセンター長 （専門部会長） 副学長 IT 総合学部学生主任 学務部長 学生サポートセンター職員	・休学・退学・復学・除籍の件 ・奨学金の件 ・表彰・懲戒の件 ・就職・転職支援の件 ・その他学生に関する事項

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA（ティーチングアシスタント）は、原則的に担当教員と同じ分野を専攻する学士号取得者もしくは同等程度の者であって、学習者への指導を教員と相互に補完しあえる人物を採用する方針である。就任時及び授業運営期間中には定期的に集合研修を行い、TA

によって指導の質に差が生じないよう努めている。開講科目には必ずTAを配置しており、学生からの質問に対して24時間以内（土日・祝日を除く）に回答するルールを基本的なガイドラインとした上で、科目の履修人数の多寡に応じて、学生指導に問題がないようTAの稼働時間を考慮した契約を結んでいる。

LA（ラーニングアドバイザー）は、本学の東京オフィスに常勤の教職員で構成しており、大学での学修支援を通じて、専門的知識及び能力を養成するため、原則として IT総合学関連分野を専攻する修士号取得者もしくは同等程度の者を任用している。LAの対応は、入学時に全国の会場で開催する対面オリエンテーションでの履修計画の作成指導に始まり、基礎学力が不足する学生へのリメディアル教育の実施や、学年進行時のコース・プログラム選択の相談、卒業研究科目エントリー時の進路指導などを行う。LAによる学修支援は、電子メールでの応答に加えて、電話やインターネット通話も利用しており、更に予約制のオフィスアワー制度として、専任教員と連携を行いながら福岡キャンパスもしくは東京オフィスでの対面相談も受け付けている。その他、LAは学生の求めに応じ、受動的に相談に対応するだけでなく、学習管理システムから取得される受講状況データを分析・活用し、受講が滞っている学生に対して定期的に励ましのメールを送信したり、かつメールに応答がない学生には状況確認の電話連絡をしたりすることで、中途退学の防止に努めている。

（3）2－2の改善・向上方策（将来計画）

上記のとおり、授業サポートセンター、学生サポートセンター、システムサポートセンターによる教職協働の学修支援体制は整備され、問題なく機能しているといえる。しかしながら、オープンアドミッションであるが故に、多様な学生が在籍していることを考慮し、学生の年齢・職業などの属性別に退学理由の実態を傾向分析する必要がある。これについては、平成30(2018)年度中に学生専門部会が主導で分析を行い、現状課題の整理と対策の検討を進める。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2－3の自己判定

「基準項目2－3を満たしている。」

（2）2－3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立を図るための取組みとしては、次のような支援体制で指導を行っている。

1) 教育課程内の取組み（キャリア教育科目）

平成24(2012)年度より、本学の教養科目群を4つの学問分野「1.人文科学、2.社会科学、3.自然科学、4.キャリアデザイン」に再定義し、社会的・職業的自立を支援する科目群としてのキャリアデザイン分野の増強に努めている。平成24(2012)年度の当初、教

養科目内のキャリア教育科目は全 7 科目であったところ、「プレゼンテーション入門」、「コミュニケーション論」、「ロジカルシンキング」、「ロジカルライティング」など、職業実践力を伸ばすための科目を次々と新規開講し、平成 29(2017)年度においては全 15 科目に至っている。

2) 教育課程外の取組み（就職相談窓口）

学生サポートセンター内に「就職相談窓口」を設け、学生及び卒業生からの就職・転職の相談、エントリーシート・履歴書の添削指導、採用面接の模擬練習などを随時受け付けている。学習管理システム内の専用ページには、企業・団体からの求人情報の掲載、インターンシップや就職支援セミナーの紹介などを行い、就職希望の学生がいつでも閲覧可能である。職業安定法及び雇用対策法に基づき、求職者に適切な雇用情報等を提供し、必要な指導を行うことなどを目的に「職業紹介業務運営規程」を、また求職者の個人情報の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとして「無料職業紹介事業における個人情報適正管理規程」を整備し、適切に運用している。

具体的な取組みとしては、高校卒業後、未就業で入学した IT 総合学部学生向けに、連携企業（ソフトバンク株式会社、ソフトバンク コマース&サービス株式会社）で就業体験ができる給与支給型のインターンシッププログラムを設けている。平成 29(2017)年度の実績としては、学内と連携企業での選考を通過した 3 人の若年層学生がインターンに参加した。なお、本プログラムへの申請条件として、社会人基礎力の養成を目的とした正規科目「キャリア入門」の単位修得を必須としており、教育課程内外の連携も推進している。

その他、毎年 1 回、就職活動を行う学生向けに「就職支援セミナー」を企画・開催している。平成 29(2017)年度は人材紹介・派遣事業を営む企業と連携して、「就職・転職セミナー」を開催したところ、新卒・中途採用希望者 25 人が参加した。セミナーでは、IT 業界の展望に関する説明や、就職活動の手法に関するワークショップなどを行っている。

毎年 1 回、「学生生活全般に係る満足度アンケート」を実施しており、そのなかで卒業後の進路希望も確認している。平成 29(2017)年 12 月に実施したアンケートでは、社会人の「現職を維持」が最も多く（36.8%）、次いで「転職」（22.8%）、「起業」（13.1%）、「就職」（11.9%）、「進学」（7.0%）、「その他」（6.7%）、「就職・進学・起業いずれも希望しない」（1.7%）であった。本学に在籍する学生の大多数は有職社会人であるため、「就職」の希望は 12%程度と限られているが、引き続きキャリア支援体制の充実に努める必要がある。

（3）2－3 の改善・向上方策（将来計画）

これまでは卒業生に占める就職希望者が比較的少ない状況にあったものの、近年は入学者の増加傾向に伴い、就業経験がない若年層学生数も増加しつつある。就職希望の若年層が、同年代の学生と切磋琢磨しながら自立的に就職活動を進めることができるように、平成 30(2018)年度中に就職支援プロジェクトチームを発足する予定である。本チームは、教養科目教務主任や学生相談窓口の職員による教職混同の編成とし、人材紹介・

派遣事業を営む企業と連携した就職支援策の検討や、職業実践力を身に付けるための演習科目開講について検討を行う。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

（1）2－4 の自己判定

「基準項目 2－4 を満たしている。」

（2）2－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①　学生生活の安定のための支援

1）学生サポートセンターの稼働状況

本学では、学生支援のための組織として、学生サポートセンターを設置している。学生サポートセンターの対応時間は、土・日曜・祝日を除く 10:00～19:00（9 時間）であり、職員数は 5 人となっている。平成 29(2017)年 4 月 1 日～平成 30(2018)年 3 月 31 日までの相談件数及び相談の形態ごとの内訳は、相談件数（全体）: 7,647 件、うちメールによるもの : 5,258 件、うち電話によるもの 2,389 件であった。

学生サポートセンターでは、入学時の本人確認や授業料納付、履修上の手続き、入学オリエンテーションや卒業式等の大学行事の案内等、奨学金及び休・退学、編入学･転入学の手続き､各種証明書発行､身体に障がいを有する学生への受講上の配慮事項の確認、成績の問合せ、ネット上の交流の場である大学公式 SNS（Google+）の運用管理、進路相談、課外のインターンシップ及びボランティア活動等、学生生活に係る各種相談・支援を行っている。学生からの相談内容は、すべて受付け時間・内容等を記録・採番し、回答漏れのないよう管理している。

学生サポートセンターの運営に関しては、基準項目 2-2-①で述べた学生専門部会を月に 1 回定例で開催し、学生生活に係る各種制度の検討を行っている。

2）医務室の利用状況

大学設置認可申請書において､｢インターネットにより学生のオンデマンドで遠隔教育を行う本学では、スクーリングを実施しないため、主に教職員や来客に急病人がでた際に、応急処置及び安静にできるベッドを確保する目的で医務室を準備する｣と記載しており、その計画のとおり、福岡キャンパスに医務室を設置しているが、幸いにも過去 11 年間において一度も利用された実績はない。

3）学生に対する経済的支援の状況

本学は、学費について単位制を採用しており、授業料は年額固定ではなく、学生が履修する単位数に応じて変動する。1 単位あたりの授業料は 21,000 円で、卒業要件の 124 単位の履修には最低 2,604,000 円が必要であるが、授業料の総額は在学年数が 4 年以上になっても変わらない。本学に多数在籍する社会人学生の場合、仕事の都合で学習時間の確保が難しい時には、1 学期の履修単位数を少な目にして学費負担を抑えることも可能である。更にインターネット学修の支援として、在籍中の学生であれば全員に、マイ

クロソフト社の Word、Excel、PowerPoint の最新版を無料で利用できるサービスの提供や､パソコン等を組合員価格で購入可能な東京インターカレッジコープを案内している。また、入学時に大学が定める条件を満たした学生には、携帯タブレット端末をプレゼントして、外出時の学習に有効活用されている。

奨学金制度としては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度を主に活用しており、平成 29(2017)年度は、第一種 20 人、第二種 16 人、併用 4 人の奨学金貸与を学内の厳正な審査を行った上で推薦可としている。また、学内独自の制度として、学期ごとの成績順位に応じて、翌学期の授業料を最大 16 単位分（336,000 円相当）減免する「学業優秀者奨学金制度」を設けている。本制度は世帯年収にかかわらず、正科生全員が誰でも対象となり、平成 29(2017)年度は春学期と秋学期で合計 53 人が減免対象となった。

その他、信販会社との提携により、学期ごとの授業料の分割払いを可能とする「学費サポートプラン」も用意しており、年間で 200 人程度の学生が利用している。

4) 課外活動への支援状況

課外のインターンシップやボランティアに関する情報提供や学生相談の対応は、学生サポートセンター内の「就職相談窓口」が行っている。本学を通じて申請を受け付けるインターンシッププログラムでは、学生主任の教員と相談窓口の職員とで協力をしながら、申し込みされた学生と面談を実施し、就業体験のための心構えを指導している。

ネット上の交流の場として、大学公式のコミュニティを SNS（Google+）に開設しており、在学生や卒業生、教職員が自由に参加できるようにしている。オンライン上の交流だけでなく、年に数回、学生が主催する集合対面型の交流会も開催されており、参加者招集のためのメール配信など、学生サポートセンターが協力を行っている。

また、卒業生に対しては、生涯メールアドレスの配布に加えて、本学が指定する 80 科目以上の開講授業を視聴可能な「生涯学習プログラム」を無償提供し、日進月歩で進化する IT・ビジネスの最新知識や技能の修得のため、卒業後も本学の学習管理システム上で学び続けられるよう支援している。

5) 心身に関する健康相談等の支援状況

学生が学生生活において心身の健康やハラスメントなどの悩みについて安心して相談できるように、本学では「カウンセリング相談窓口」と「ハラスメント相談窓口」を設置し、学内外に電子メールでの連絡先を公開している。相談内容は、守秘義務により厳重に取り扱われ、本人の承諾なしに外部へ開示・提供することはないため、学生が相談しやすい窓口体制が整っている。窓口では､学内の担当相談員がヒアリングを行うほか、学外の専門家（臨床心理士やカウンセラー）に相談してカウンセリングを受けることも可能である。平成 29(2017)年度は、ハラスメント相談窓口に 1 件、カウンセリング相談窓口に 2 件の相談が発生し、学生に対するハラスメント防止委員会を開催の上、相談窓口の対応によってすべて解決している。

(3) 2－4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年度末には卒業生の累計が 873 人に達し、卒業生同士の交流も活発に行

われつつあるため、平成 30(2018)年度には大学公認の同窓会組織を立ち上げる予定である。同窓会の運営については、卒業生と在校生をつなぐ役割として、学生サポートセンターが支援を行う。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

（1）2－5 の自己判定

「基準項目 2－5 を満たしている。」

（2）2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、構造改革特別区域法の掲げる「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」（特例措置番号 832）と称する規制の特例措置の適用を受けて開学した通学不要の「インターネット大学」である。本特例措置は、平成 26(2014)年 4 月より全国展開され、大学通信教育設置基準の改正に至っているが、「通信教育学部のみを置く大学であって、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、通信教育学部を置く大学の校舎等の施設の面積基準を満たさなくてもよい」こととされている。この要件を踏まえ、本学では、大学設置基準第 36 条第 1 項に規定される校舎等施設の要件に準拠しながら、大学設置認可時の計画に沿って、福岡及び東京（大門）の 2 ヶ所に次表の施設を整備している。

福岡キャンパス及び東京オフィスの研究室や学習指導室、事務室には、ネットワークセキュリティを確保したインターネット環境を整備している。本学では、いわゆる教室での対面授業は行わないが、福岡キャンパスには教室を 1 室配置し、学生向けの履修相談会や学生の自主的な勉強会等での使用を認めるなど便宜を図っている。平成 29(2017)年度は、教育システム情報学会の研究会や、卒業式の会場としても活用された。

実在の校舎等施設に代わり、インターネット大学の根幹を成す学修環境として、クラウド型学習管理システム「Cloud Campus」を学内で開発し、自ら運用している。本システムの運用は、一般的な企業内システム運用の基本方針に則り、ユーザのセキュリティ管理やデータファイルの保管管理等に係る規程やガイドライン等を定め、運用している。月に一度、学長が兼務する CISO（Chief Information Security Officer）が「情報システム運用委員会」を開催し、システム稼働状況や不正侵入ログの報告、情報セキュリティ対策の検討などを行っており、責任ある体制の下で適切に運営・管理されている。

表 2-5-1　施設の整備状況（平成 30(2018)年 5 月 1 日時点）

施設	全施設合計	福岡キャンパス	東京オフィス
建物面積合計	1,828.98 ㎡	1,413.27 ㎡	415.71 ㎡
学長・学部長室	65.45 ㎡	65.45 ㎡	0.00 ㎡
会議室	139.44 ㎡	91.46 ㎡	47.98 ㎡
事務室	336.43 ㎡	77.19 ㎡	212.30 ㎡
研究室	367.32 ㎡	367.32 ㎡	46.94 ㎡
教室	143.81 ㎡	143.81 ㎡	0.00 ㎡
図書館	202.99 ㎡	202.99 ㎡	0.00 ㎡
医務室	9.02 ㎡	9.02 ㎡	0.00 ㎡
学習室・控室	0.00 ㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡
学習指導室	64.56 ㎡	64.56 ㎡	0.00 ㎡
学生サポートセンター	82.57 ㎡	46.54 ㎡	36.03 ㎡
倉庫・廊下・機械室・収録スタジオ等	417.39 ㎡	344.93 ㎡	72.46 ㎡
建物以外（駐車場等）合計	0.00 ㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡
合　　計	1,828.98 ㎡	1,413.27 ㎡	415.71 ㎡
大学通信教育設置基準に定められた最低限の面積	3,690 ㎡以上		

運用側の授業コンテンツの配信システムは、24 時間体制で常時監視体制下にあるデータセンター内の設備において、すべて多重化運用しているため、原則として不慮の事態に際し停止することはない。また、トラフィックの管理を行い、アクセスが集中する時間帯や期間における必要十分なシステム構成としている。データセンター拠点における自然災害等に起因する運用の一時的な停止は発生する可能性はあるが、やむを得ない事由で緊急システムメンテナンスが行われた場合は、「学生専用システム利用規約」に則り、学生の受講に著しい不利益や不便が発生することのないように、授業期間の延長等の代替策を講じることで対処している。

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

紙媒体の蔵書に関しては、平成 30(2018)年 4 月時点で、大学設置認可時の計画に掲げた「10,000 冊程度」を上回る 18,455 冊（和書：13,852 冊、洋書：4,603 冊）を福岡キャンパスの附属図書館に配架している。開館時間は平日 10 時から 17 時まで（土日、祝日は休館）、学生以外の一般の方にも月・水・金曜に開放している。

インターネット制である本学の学生は、日本全国の全都道府県、更には海外にまで広範囲に在住するため、実際のところ、福岡キャンパス内の附属図書館に直接来館する学生は極めて稀である。このような状況下での図書利用促進のため、来館貸出のみならず郵送貸出も行っている。学生は蔵書検索システム（OPAC）を利用して附属図書館内の収蔵図書を検索でき、貸出の便宜向上を目的に、年間 2 回までの郵送料の大学負担、文献複写サービス等を実施している。平成 29(2017)年度の図書貸出郵送実績としては、年間

で 64 人 332 冊の利用があった。なお、限定的ではあるものの、平成 29(2017)年度は年間延べ 51 人の学生が図書閲覧や文献複写のために来館しているという実績がある。こうした学生のためには、館内に学習室を併設し、インターネット接続も可能な閲覧席を 20 席設置している。また、パソコンの館内貸出、視聴覚資料の閲覧環境も用意している。

過去に実施した図書館利用に関する学生アンケートの結果からも電子的資料の利用を希望する学生の声が多い。こうした声に応えるため、附属図書館では、平成 24(2012)年 4 月から IT・ビジネスに関する最新記事を閲覧可能な「日経 BP 記事検索サービス」を導入し、続いて平成 27(2015)年 10 月からは電子書籍「Maruzen eBook Library」、平成 28(2016)年 4 月からは 50 種以上の電子辞書を収蔵した「ジャパンナレッジ Lib」の電子サービスを追加してきた。各種サービスの利用方法に関しては、「図書館利用ガイダンス」の資料を学期ごとに更新して学生に案内するほか、授業と連携して教員が推薦する図書を電子書籍で購入し、それを新着図書として周知するための「図書館 Letter」を月に 1 回程度の頻度で学生にメール配信するなど、図書館サービスの利用促進を図っている。その結果、電子書籍を学生が利用する頻度は年々増加傾向にある。

また、図書館運営に関する情報収集と他大学等との情報交換を目的に、平成 24(2012)年度より私立大学図書館協会に加盟し、毎年開催される総会・研究会に図書館担当の専任教員が出席している。

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

福岡キャンパスの施設の管理及び使用については、必要事項を「サイバー大学施設管理規程」に定めている。本学の開学と同じく 2007 年に竣工された福岡キャンパスは、昭和 56(1981)年建築基準法施行令改正の新耐震基準を満たしており、ワンフロアで完結する場所を確保し、障がい者や年配者に対するバリアフリー化への配慮も行っている。防犯対策としては、防犯カメラや電子錠を導入するとともに、入居ビル全体で警備会社と契約し、24 時間機械警備を行っている。

災害や事故等による緊急事態が生じた場合の安全確保のための連絡体制も確立している。事務局機能が集中する東京オフィスでは、職員から防火管理者 1 人を選任し、火災報知器や消火器の点検、教職員の避難訓練を定期的に実施するよう努めている。

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

本学は、入学から卒業まで一切のスクーリングも必要としないインターネット大学であるため、1 クラスの授業が教室の大きさによって制限されることはない。大学通信教育設置基準では、工学関係の学部で収容定員 8,000 人の場合、専任教員数は 21 人以上と定められている。収容定員 2,500 人の IT 総合学部では、本基準に従って 21 人以上の専任教員数を維持しており、教育効果を十分あげられるように、開講科目には教員の他に必ず TA（ティーチングアシスタント）を配置している。

教室で行う授業のように、指定の曜日や時間に教員・TA が拘束されることはないが、代わりに指導の質を担保するためのルールとして、学生からの質問に対して教員・TA は 24 時間以内（土日・祝日を除く）に回答することを業務ガイドラインに定め、運用している。原則として、すべての授業に最低 1 人の TA を配置しているが、添削指導を要する

ような演習科目など、学生指導の負荷が高い科目では、必要に応じて複数人の指導教員やTAを配置することで対応している。また、卒業研究科目ではTAの代わりに指導補助者として専任の助教を配置し、運営を支援している。

TAの採用時には、授業形態や履修人数等による科目別の指導負荷を考慮し、1ヶ月当たりの稼働時間に合わせて傾斜を付けた月額報酬単価を設定して契約を結び、全学生の受講に目を配るよう努めている。すべての科目で学期末に実施する「学生による授業評価アンケート」では、教員・TAの「対応の適切さ」に関する5段階評価も取得しているが、平成29(2017)年度秋学期の評価は大学全体で4.00であったため、適切な対応ができているといえる。なお、卒業研究科目のゼミナールや運営実績のない新規開講科目では、教員が十分な指導を行えるよう、1クラス当たりの定員を設けて適切に履修管理を行っている。

(3) 2－5の改善・向上方策（将来計画）

インターネット大学である本学では、学習管理システムの環境整備が最も重要であり、今後も安定的な大学運営を維持するため、教職員が外部仕様を定め、システム部が中心となって、次世代システムの開発を平成31(2019)年4月の本格導入に向けて進めていく。

学生数の増加に対応し、教職員の体制を充実強化していく必要があることから、東京オフィスだけでなく、福岡キャンパスの有効活用を検討する。経営管理部が各部署からの要望を確認し、平成30(2018)年度中に人員採用活動を進めるとともに、福岡キャンパス内の部屋割りの見直しを行う。

授業を行う学生数の適切な管理に関しては、引き続き授業評価アンケート結果にも留意しながら、教育効果を担保できるよう適切な教員・TA配置の維持に努める。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2－6の自己判定

「基準項目2－6を満たしている。」

(2) 2－6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

基準項目2-2に記したとおり、本学の学修支援体制としては、学務部傘下の授業サポートセンターにメンター(LA:ラーニングアドバイザーとTA:ティーチングアシスタント)を配置している。すべての科目で学期末に実施する「学生による授業評価アンケート」のほか、毎年1回、全学生を対象に「学生生活全般に係る満足度アンケート」を実施しており、そのなかでLA及びTAによる学修支援に関する満足度を確認しており、平成29(2017)年12月に実施したアンケートでは、LAの対応に関する満足度で、「満足している」が最も多く（53.0%）、次いで「概ね満足している」(25.8%)、「普通」(15.2%)、

「あまり満足していない」(4.5%)、「満足していない」(1.5%) という結果であった。

同じく、TA の対応に関する満足度でも、「満足している」が最も多く (57.0%)、次いで「概ね満足している」(28.2%)、「普通」(9.6%)、「あまり満足していない」(2.6%)、「満足していない」(2.6%) という結果であった。同アンケートではフリーコメントでの改善意見も受け付けており、アンケート結果を TA や LA が参加する月例ミーティングで共有し、運営改善に努めている。

TA 及び LA による学修支援の最大の目的は、学期途中で受講を停止してしまうドロップアウトの防止である。学務部教務課が取得する全学生・全科目の受講状況データは、学習管理システム内で全ての教職員に毎週共有されており、学長をはじめとする教職員の幹部が出席する全学運営委員会で過去学期の受講状況との比較分析を行い、組織的に対策を協議している。

とりわけ新入生に実施する入学オリエンテーションの効果検証には力を入れて取り組んでおり、全学的なデータ分析を担当する事業統制企画室では、期初・期中における 2 回の受講継続状況分析に加え、期末時に授業サポートセンター活動レビュー資料を作成し、新入生の単位修得状況と入学オリエンテーション参加状況の相関関係、年代別及び単位修得状況別の 2 学期目受講継続率の検証などを行っている。また、自ら主体的に学び続ける力を育成することを目的とした教養必修科目の「スタディスキル入門」では、入学時に受験を必須とする「基礎力診断テスト」(国語・数学・英語・情報リテラシー) の結果を参照して新入生の苦手分野を把握し、取得点数が基準に満たなかった者をリメディアル科目に誘導して、教員及び LA から個別指導を行うなど、受け入れた学生に対する学修支援を徹底している。そして、学修状況に課題が見られた学生については、「学生カルテ」に指導履歴を記録し、すべての教員や TA、LA が指導上の参考にできるようにしている。

こうした取組みを継続した結果、直近4ヶ年における新入生の2学期目受講継続率は、学内の目標として設定している 80%以上の数値をほぼ毎年達成できており、平成 22(2010)年度から平成 25(2013)年度の 4 ヶ年の平均値 77.0%から改善し、安定化している。

表 2-6-1　直近 4 ヶ年の新入生 2 学期目受講継続率

入学年度	1 学期目履修人数*	2 学期目履修人数*	受講継続率
H29	548 人	447 人	81.6%
H28	461 人	378 人	82.0%
H27	420 人	344 人	81.9%
H26	443 人	344 人	77.7%

(*) 過去学期と比較のため、平成 27(2015)年度以降に受入れた専門学校との併修生を除いた数値

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

奨学金申請、進学・就職支援、各種証明書発行、心身の健康相談などの学生生活全般に関わる相談を対応している学生サポートセンターの満足度についても、年に一度の全

学生へのアンケートで確認している。平成 29(2017)年 12 月のアンケートでは、「満足している」が最も多く（51.4%）、次いで「概ね満足している」(34.1%)、「普通」(11.2%)、「あまり満足していない」(2.4%)、「満足していない」(0.9%) という結果であった。大学運営に関する意見・要望についても学生サポートセンターが常時受け付けており、そのヒアリング内容は、学生専門部会で報告されている。

平成 29(2017)年度に受け付けた主な意見・要望としては、「授業の運営に関すること」、「システムの機能改修に関すること」、「授業料納付に関すること」などがあったが、いずれも担当教員もしくは担当部署と連携をしながら対応を協議し、トラブルの解消や将来的な改善策の検討を行っている。

心身の健康やハラスメントなどの悩みに関する相談は、「カウンセリング相談窓口」と「ハラスメント相談窓口」が受け付けている。窓口では、学内の担当相談員がヒアリングを行うほか、学外の専門家（臨床心理士やカウンセラー）に相談してカウンセリングを受けることも可能である。平成 29(2017)年度は、「授業内での担当教員の対応に関すること」で合計 1 回のハラスメント相談が発生したが、担当相談員が学生と教員の間に立って事実関係を確認し、課題の解決に至っている。健康状態に関しては、学生サポートセンターが入学時及び毎学期の履修登録時に障がいや病状の確認を行っており、診断書の提出を受けた上で、受講時及び期末試験時の特別考慮措置を講じている。授業運営上のサポート、パソコン操作の支援技術、卒業研究履修上の留意点等の課題を学生専門部会で整理して特別考慮可能な範囲を検討し、順次アクセシビリティ向上の対策にも取り組んでいる。

経済的支援としては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金貸与に関して学生専門部会で審議を行い、教授会を経て学長が推薦可否を決定している。貸与基準と継続可否を判定する適格認定基準においては成績評価(GPA)を用いているが、開学当時に比べて、学生の成績が全体的に上昇傾向にあることが分かったため、学生専門部会では直近 4 年間に入学した全学生の GPA 分布を調査し、平成 30(2018)年度春学期からの推薦基準を見直すことを決定した。また、近年では授業料の分割払いのために教育ローンを利用する学生も増えており、経済的負担を少しでも軽減できるように提携先の信販会社との交渉により、平成 29(2017)年 7 月から金利の引き下げを行っている。

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

インターネット大学の根幹を成す学修環境として、クラウド型学習管理システム「Cloud Campus」の利用に関する学生からの問い合わせは、システムサポートセンターが受け付けている。同センターの満足度は、平成 29(2017)年 12 月の全学生アンケートにおいて、「満足している」が最も多く（46.8%）、次いで「概ね満足している」(29.9%)、「普通」(16.2%)、「あまり満足していない」(4.5%)、「満足していない」(2.6%) という結果であった。わずかながらも「満足していない」と回答した人のフリーコメントでは、「結果的に解決に至らなくても、原因の調査結果を報告してほしい」、「結局自力で操作マニュアルを探して解決した」などの意見もあった。システム利用に関する問い合わせは、学生個人が利用する端末の種類や通信環境、PC スキルに依存する問題もあり、解決までに相応の時間を要することがある。サポートセンターが受け付けた改善意見・要

望については、開発担当部署であるシステム部に速やかに報告され、不具合原因の調査検証や、その結果に基づくシステム改修可否の検討を繰り返し行いながら学修環境の安定稼働に努めている。

システムサポートセンターの対応時間は、月曜から土曜の 10:00～19:00（9 時間）であり、平成 30(2018)年 5 月 1 日時点の職員数は 8 人（うち正規雇用 1 人）となっている。月別の問い合わせ状況の管理を行っており、質問内容に応じてカテゴリ分類し、蓄積された回答例を用いて効率的に対応できるようにしている。直近 3 ヶ年の入電数は次表のとおりである。

表 2-6-2　システムサポートセンター入電数推移

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
【H27 年度】月合計	184 件	75 件	124 件	74 件	61 件	33 件
1 日平均	6.1 件	2.4 件	4.1 件	2.4 件	2.0 件	1.1 件
【H28 年度】月合計	92 件	79 件	85 件	59 件	51 件	48 件
1 日平均	3.1 件	2.5 件	2.8 件	1.9 件	1.6 件	1.6 件
【H29 年度】月合計	187 件	121 件	119 件	77 件	68 件	34 件
1 日平均	6.2 件	3.9 件	4.0 件	2.5 件	2.2 件	1.1 件

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
【H27 年度】月合計	101 件	80 件	72 件	83 件	44 件	47 件	978 件
1 日平均	3.3 件	2.7 件	2.3 件	2.7 件	1.5 件	1.5 件	2.7 件
【H28 年度】月合計	120 件	110 件	64 件	90 件	64 件	50 件	912 件
1 日平均	3.9 件	3.7 件	2.1 件	2.9 件	2.3 件	1.6 件	2.5 件
【H29 年度】月合計	196 件	146 件	65 件	88 件	49 件	55 件	1,205 件
1 日平均	6.3 件	4.9 件	2.1 件	2.8 件	1.8 件	1.8 件	3.3 件

学期開始直後の 4 月及び 10 月は、新入生からの問い合わせが集中する時期であるため、他の月と比べて入電数が多い傾向にある。主な相談内容は、パソコン及びインターネット利用方法、授業コンテンツの視聴方法、学習管理システムの利用方法、ソフトウェアのインストール方法などである。平成 29(2017)年度は、インターネットブラウザの仕様が変更されたことにより、授業コンテンツ視聴のために意図的に Flash Player を有効化する設定が必要となったことが問い合わせ数増加の主な要因である。この状況に対しては、平成 29(2017)年 12 月までに、システム部の開発によりコンテンツ動画の配信形式を WebRTC に完全移行することで、Flash Player を必要とせずにコンテンツ視聴できるように改善した。加えて、在籍学生数が年々増えてきていることも問い合わせ数の自然増加につながるが、平成 29(2017)年度の電話応答率は 88.3%を維持しており、今のところ電話がつながらずにサポートをほとんど受けられないという状況ではないといえる。

(3) 2－6 の改善・向上方策（将来計画）

年に一度、全学生に対して実施している「学生生活全般に係る満足度アンケート」は、学修支援体制及び各種学生相談、学修環境に関する学生からの意見・要望を汲み上げて、大学全体の運営改善を行うサイクルに必要不可欠であるため、引き続きアンケートやその他データを収集し、分析結果を活用する。

学修環境に関しても概ね高い満足度を維持できているが、今後の学生数増加への対応やモバイル端末による学習の利便性を向上させるため、システム部が中心となって次世代の学習管理システムを現在開発中である。システム開発の要件定義に当たっては、ユーザである学生及び教職員からの改善意見・要望を反映する形で検討が進められており、平成 31(2019)年 4 月に既存システムから切り替えて本格導入を行う。

［基準 2 の自己評価］

基準 2 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

学生の受入れに関しては、建学の理念及び教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定している。同ポリシーに沿って入学者受入れのための改善活動を継続してきた結果、本学への入学を希望する出願者数は年々堅調に増加し、平成 30(2018)年 5 月 1 日時点の IT 総合学部の収容定員充足率は 97.8%に到達した。

本学の学修支援は、IT 総合学部専任教員がセンター長を務める授業サポートセンターにメンター（LA：ラーニングアドバイザーと TA：ティーチングアシスタント）を配置し、教職協働で運営している。LA 及び TA は、学習管理システムから取得される受講状況データを分析・活用し、中途退学の防止に努めている。

キャリア教育の支援体制については、教育課程内では、平成 24(2012)年度より教養科目群の 1 分野に「キャリアデザイン」を追加し、職業実践力育成のための科目を継続的に開講している。教育課程外では、学生サポートセンター内に「就職相談窓口」を設け、学生及び卒業生からの就職・転職の相談、エントリーシート・履歴書の添削指導、採用面接の模擬練習などを随時受け付けている。

学生生活の安定のための支援についても、学生サポートセンターが窓口となり、奨学金申請に関する相談、インターンシップ等の支援、身体に障がいを有する学生への受講上の配慮事項の確認等を行っている。心身の健康やハラスメントなどの悩みに関しては、学内の担当相談員がヒアリングを行うほか、学外の専門家（臨床心理士やカウンセラー）にカウンセリングを受けることもできる体制を整備している。

インターネット制である本学の学生は広範囲に在住するため、福岡キャンパスや附属図書館を直接訪問する人はわずかであるが、法令及び学内規則に従い、施設・設備の安全確保に努めている。附属図書館では、貸出郵送サービスの実施や電子資料の充実を図り、遠隔対応の支援を強化している。学習管理システムの環境整備としては、平成 31(2019)年 4 月の本格導入に向けて、システム部が中心に次世代システムの開発を進めている。

学修支援体制及び各種学生相談、学修環境に関する学生からの意見・要望の汲み上げは、年に一度、全学生に対して「学生生活全般に係る満足度アンケート」を実施しており、大学全体の運営改善に活かされている。

基準 3. 教育課程

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

（1）3－1 の自己判定

「基準項目 3－1 を満たしている。」

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

IT 総合学部のカリキュラムでは、学部の教育研究上の目的を踏まえた育成人材像として、「ビジネスのわかる IT エンジニア」及び「IT のわかるビジネスパーソン」の 2 本柱を掲げ、履修上の区分として「コース」及び「プログラム」を設置し、各学生の学びたいテーマや希望する進路に応じ、より効果的かつ効率的な学修を進めることができるようにしている。

平成 28(2016)年 4 月より、従来の「ビジネスコース」と「テクノロジーコース」に加えて、多様なコミュニケーションメディアやテクノロジーを実社会で活用できる人材の育成を目指し、第 3 のコース「IT コミュニケーションコース」を設置した。更に、昨今の IT 業界での社会的需要を踏まえた分析を基に、人工知能(AI)の理論や技術を学び、それを具体的なビジネス課題の解決に応用できる人材の育成を目的に、平成 30(2018)年 4 月からの入学者向けに「AI テクノロジープログラム」を新設することを教授会で審議し、決定した。IT 総合学部のコース・プログラムは次表のとおりである。

表 3-1-1　IT 総合学部のコース・プログラム

コース	プログラム
テクノロジーコース	ネットワーク
	セキュリティ
	ソフトウェア
	AI テクノロジー
ビジネスコース	IT マネージメント
	起業・経営
	ネットビジネス
IT コミュニケーション	IT コミュニケーション

学士課程修了時に学生が身に付けるべき能力等を「～することができる」の項目としてリスト化した「ディプロマ･ポリシー」（卒業認定・学位授与の方針）は、専門科目で修得できる能力をプログラム別に定義し、語学・教養教育で修得できる能力を共通内容で策定し、大学ホームページでの公開や、入学時に学生が必修で受講する「スタディスキル入門」の科目内で周知している。平成 30(2018)年 5 月 1 日時点のディプロマ・ポリ

シーを以下に記す。

IT 総合学部 ディプロマ・ポリシー

IT 総合学部では以下のような専門と教養の能力を身につけることを目指し、所定の単位を修得した学生に、学位を授与します。

●専門的能力

次のうち、一つ以上のプログラムの専門的能力の基礎を修得することを目指す。

【テクノロジーコース】

1. ネットワークプログラム

・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。
・ネットワークの基礎的な技術について説明できる。
・インターネット通信を前提としたネットワークアプリケーションを開発できる。
・モバイル通信の基礎的な技術について説明できる。

2. セキュリティプログラム

・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。
・セキュリティを考慮したネットワーク管理や運用ができる。
・セキュリティ対策されたソフトウェアの開発提案ができる。
・様々なセキュリティ障害に対し、適切な対策を実践できる。

3. ソフトウェアプログラム

・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。
・ソフトウェア開発工程で求められる要件定義、設計、テスト、運用後のメンテナンスを補助することができる。
・ネットワークや OS など、ソフトウェアの稼働環境の技術について説明できる。
・セキュリティを含めた総合的なソフトウェアの開発や運用を行うことができる。

4. AI テクノロジープログラム

・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。
・AI(人工知能)に関連する基礎的な技術、手法について説明できる。
・ビジネス課題の改善を目的として、さまざまなデータの収集、分析手法の選択や適用および、分析結果の解釈ができる。
・AI 関連手法を用いたアプリケーション開発やデータ分析のためのコーディングができる。

【ビジネスコース】

1. IT マネージメントプログラム

・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。
・情報システム開発プロジェクトで必須となるプロジェクト管理を実践できる。
・ビジネスに必要な財務や法律の知識を修得し、基礎的な経営管理ができる。

・情報システムの開発、管理、運用を補助することができる。

2. 起業・経営プログラム
・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。
・起業に必要な法律と経営知識を修得し、起業準備ができる。
・起業に必要な財務の知識を習得し実践できる。
・e コマースを活用した経営戦略を企画立案することができる。

3. ネットビジネスプログラム
・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。
・起業に必要な法律と経営知識を修得し、ネット系企業の起業準備ができる。
・オンラインマーケティング解析を行うことができる。
・ネットビジネスの企画を提案することができる。

【IT コミュニケーションコース】
1. IT コミュニケーションプログラム
・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。
・情報技術とビジネスの総合的な知識により、社会における IT コミュニケーションの基本的構造を説明できる。
・IT を活用した事業の展開において、経済的にも環境的にも新たな価値を提案することができる。
・情報化社会を多角的に捉え、多様なコミュニケーションメディアを活用して情報を検索・分析・整理し、自身の考えを発信・共有することができる。

●教養的能力
次のすべての教養的能力を身につけること。

1. 社会順応力
・（環境の変化に対する順応力）人類の多様な文化、社会と自然に関する幅広い知識を基に、変化を続ける社会に順応することができる。
・（多様な文化に対する相互理解力）多文化・異文化に関して理解を深め、社会背景の異なる相手との相互尊重を図ることができる。

2. 日本語力・外国語力
・（日本語力）社会人として職務を遂行する際に役立つ基礎的なレベルで、日本語を、読み、書き、聞き、話すことができる。
・（外国語力）国際人として職務を遂行する際に役立つ基礎的なレベルで、英語、もしくは中国語を、読み、書き、聞き、話すことができる。

3. IT 活用力
・（パソコン活用力・情報収集・整理力）IT を用いて、多様な情報を効率良く収集・整理することができる。

・（情報の取捨選択を行う能力）収集した情報を主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その正誤・要不要を判断の上、活用することができる。

4. 実行力（計画力・能動性・遂行力・持続力）

・（計画力・能動性）自ら主体的に学習の目標を設定し、目標を達成するための計画を立てることができる。
・（遂行力・持続力）失敗を恐れずに計画を行動に移し、粘り強く取り組むことができる。

5. 分析力（課題発見力・創造力・課題解決力）

・（課題発見力）現状を分析し、課題を明らかにすることができる。
・（創造力・課題解決力）既存の発想にとらわれず、課題に対して新しい解決方法を考えることができる。

6. 協働力（協調性・傾聴力）

・（協調性）相手の意見の違いや立場の違いを理解し、尊重することができる。
・（傾聴力）相手と誠実に向き合い、相手の話しのポイントを注意深く聴き取ることができる。

7. 意思伝達力（発信力・質問力）

・（発信力）自分の意見をわかりやすく相手に伝えることができる。
・（質問力）相手が意見を述べやすい環境をつくり、適切な質問により意見を引き出すことができる。

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

・単位認定基準と進級基準

IT 総合学部専門科目の各科目では、「スキルセット」と称する基本到達目標を設定し、全科目のスキルセットを一覧できる「スキルセット表」を作成している。スキルセットは、ディプロマ・ポリシーに掲げた学位授与基準を達成するために、同ポリシーを科目内の目標として細分化し、学生が各科目の学習内容から身に付けるべき能力等を「～することができる」の項目で記述したものである。

表 3-1-2　例）　1 年次配当 必修科目『コンピュータ入門』のスキルセット

スキル 1	スキル 2	スキル 3	スキル 4	スキル 5	スキル 6
計算機の歴史を理解し、説明できる	問題解決のためにコンピュータを効果的に使用することができる	コンピュータにおける情報の表現方法（2 進数や ASCII コードなど）を理解し、使用できる	情報のデジタル化による社会への影響について理解し、説明できる	情報通信ネットワークの特性を理解し、説明できる	コンピュータの基本的な仕組みを理解し、説明できる

単位認定基準となる成績評価は、「サイバー大学履修規程」第 15 条において、A（100～90 点）、B（89～80 点）、C（79～70 点）、D（69～60 点）の評価を合格とし、F（59 点以下）を不合格としている。全ての科目は、学生がスキルセットに示されたような学習目標を達成できたかどうかを測定するものとして、全 15 回（教養科目は原則全 8 回）の全ての授業回に「小テスト」、「レポート」、「ディベート」のうちいずれかの課題を１つ以上設置し、必ず最後に「期末試験」を行うよう授業設計されている。そして、各々の課題による評価の合計が 100%になるように配分することで科目ごとの単位認定基準を定め、シラバスで学生へ提示している。

本学の場合、在学年数に応じて年次が繰り上げられるようになっており、進級基準の代わりに、学生にはカリキュラム全体での科目の履修順序を示した「科目履修体系図」（カリキュラムマップ）を提供している。各科目はスキルセットによる到達目標で出口管理が厳格に行われる体制を確保しており、各学年の終了段階で、あえて進級基準を課す必要はなく、「科目履修体系図」に沿ってひとつひとつの科目の単位を積み上げていくことで、上位科目を段階的に受講できるようにしている。また、卒業研究のゼミナール科目の履修要件では、「4 年次に在籍で 100 単位以上を修得済であること」、「3 年次までの専門科目と教養科目の必修を全て単位修得済であること」と定めている。スキルセットを基軸にした順次性のある体系的なカリキュラムを編成することで、一定の修得単位数のみを進級基準とするよりも、関連知識・技術の修得度合いをもって上位の科目履修を可能とする方が適切であると判断している。

・既修得単位の認定及び編入学単位認定

既修得単位の認定に関しては、学則第 34～36 条「大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定、本学以外の既修得単位等の認定の限度」に基づき、「既修得単位等の単位認定に関する細則」において明確にこれを規定している。個別の科目について単位認定の申請を希望する学生には、入学時に単位認定希望申請書と併せて、成績証明書や単位修得証明書等を提出させ、既修得単位に係るシラバスに記載された履修内容と、本学のシラバスの授業内容とを専門・教養・語学の教務主任が個別に照合確認し、全学運営委員会の事前審議の後、教授会の議を経て学長が認定を行っている。

外国語の検定資格や情報処理技術者試験等による資格等についても、科目担当教員の判定による単位認定基準を設定し、「既修得単位等の単位認定に関する細則」の別表に一覧化している。資格による単位認定は、毎年 3 月と 9 月に年 2 回の申請を受け付け、資格証明書等の公的な提出資料によって基準を満たしているかどうか確認し、単位を認定することとしている。平成 29(2017)年度の実績として、個別の単位認定件数は 167 件であった。

編入学時の単位認定では、提出された成績証明書等により他の大学・短期大学・専門学校等での学修内容を教務主任が確認し、本学の専門教育課程と同分野か異分野かを判定した上で、外国語・教養・専門科目の科目区分別に精査を行って、最大 62 単位までを包括的に単位認定している。単位認定方法の詳細は、「単位認定ガイドライン」を整備しており、同ガイドラインに従って厳格に運用している。

・科目区分及び卒業認定基準

IT 総合学部のカリキュラムの科目区分及び卒業要件は次表のとおりである。

表 3-1-3　科目区分及び卒業要件（「サイバー大学履修規程」別表より抜粋）

科目区分		卒業要件単位数	卒業要件単位内訳
専門科目	専門基礎 専門応用 卒業研究	62	必修 16 単位、選択 46 単位以上。 選択科目の修得単位が 46 単位を超えるときは、26 単位を上限として、共通区分の卒業要件単位とみなすことができる。
			卒業研究については、卒業要件を満たすために必要な単位が 100 単位未満の者は、履修することができない。ただし、早期卒業の申請を行って履修が認められた者は、「100 単位」を「80 単位」と読み替えるものとする。 研究プロジェクトⅠで修得した 2 単位は、研究プロジェクトⅡの 2 単位を修得しない限り、卒業要件の 124 単位の対象外とする。
外国語科目		12	必修 8 単位、選択 4 単位以上。
			必修科目の修得単位が 8 単位を超えるときは、4 単位を上限として、選択科目の卒業要件単位とみなすことができる。 ただし、選択科目の修得単位（みなし単位を含む）が 4 単位を超えるときは、4 単位を上限として、教養科目（選択）の卒業要件単位、8 単位を上限として、共通区分の卒業要件単位とみなすことができる。
教養科目		24	必修 2 単位、選択 22 単位以上。 必修科目の修得単位が 2 単位を超えるときは、選択科目の卒業要件単位とみなすことができる。 選択科目の修得単位が 22 単位を超えるときは、4 単位を上限として、外国語科目（選択）の卒業要件単位とみなすことができる。ただし、外国語科目（選択）の修得単位（みなし単位を含む）が 4 単位を超えるときは、26 単位を上限として、共通区分の卒業要件単位とみなすことができる。
共通区分		26	専門科目（選択）、外国語科目（選択）、教養科目（選択）のみなし単位の合計 26 単位。
合計		124	

ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準として、「サイバー大学履修規程」別表において、専門科目のコース・プログラムごとに、1・2 年次配当の専門基礎（講義・演習）、3 年次配当の専門応用（講義・演習）、4 年次配当の卒業研究の科目区分から必修科目 8 科目 16 単位分（卒業研究 1 科目 2 単位を含む）を定義し、周知している。更に、学生に提供しているカリキュラム全体での科目の履修順序を示した「科目履修体系図」では、必修科目のほかに該当プログラムで重点的に履修すべき推奨科目を 6～8 科目 12～16 単位分を設定し、希望プログラムで卒業研究をエントリーする前に履修を行うよう指導している。

1・2・3 年次配当の教養科目では、プログラム共通の必修科目として 2 科目 4 単位分を配置し、その他は年齢・職業等の幅広い学生層が在籍することを考慮して、「自然科学」、

「社会科学」、「人文科学」、「キャリアデザイン」の 4 分野に区分された科目群の中から 11 科目 22 単位分（本学の教養 1 科目は原則 1 単位）を自由に選択できるようにしている。4 分野の区分は「教養科目履修ハンドブック」で周知している。

外国語科目は 1・2 年次の基礎から中級英語の必修 4 科目 8 単位を定め、その他選択科目 2 科目 4 単位分は上級英語と中国語からの自由選択、もしくは、教養科目での振替受講を可能としている。また、卒業要件 124 単位のうち 26 単位分については、専門科目、外国語科目（8 単位を上限）、教養科目から自由選択できるようにして、科目選択の柔軟性を確保している。

以上で説明した科目区分ごとの卒業要件を満たし、正科生として４年（編入学の場合は在学すべき年数）以上在学し、124 単位以上を修得した者には、教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業を認定している。

なお、平成 22(2010)年度以前に入学した学生の卒業要件は、設置認可時の計画通り、専門科目で基礎講義 12 科目 24 単位、基礎演習 12 科目 24 単位、専門講義 4 科目 8 単位、専門演習 4 科目 8 単位、卒業研究 2 科目 10 単位、外国語科目で 10 科目 20 単位、教養科目で 30 科目 30 単位の合計 124 単位と「サイバー大学履修規程」別表に定め、入学年次別にカリキュラムを切り分けて例外的に運用をしている。平成 22(2010)年度以前に IT 総合学部に入学した学生は、平成 30(2018)年 4 月時点で残り 30 人が卒業に向けて履修中である。

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

・シラバス作成ガイドラインの活用

IT 総合学部専門科目、教養科目、外国語科目の各々で「シラバス作成ガイドライン」を作成し、各授業科目の成績評価による単位認定基準は、これらのガイドラインに沿って科目担当教員により決定され、授業の「科目目標」等と併せてシラバスで学生に明示している。同ガイドラインでは、科目区分や講義・演習の授業形態ごとに、「小テスト」、「レポート」、「ディベート」、「期末試験」等の各々の課題での成績評価比率や、課題の出題方法・回数等を具体的に定義しており、科目の配当年次や授業形態に応じて単位認定の基準が極端に異なることがないにように留意している。

単位認定基準に則って評価された成績は、学習管理システム内の成績ページで学生に通知される。成績発表後には「成績問合わせ期間」を設け、成績に関する学生からの問合わせを受付け、各教員及び教務主任等の確認の後、学生への回答を行っている。

・GPA（Grade Point Average）制度の活用

公正な成績評価の指標として、GPA（Grade Point Average）制度を導入し、早期卒業申請の成績基準や、成績優秀賞及び学内奨学金の対象者判定基準、日本学生支援機構の奨学金貸与基準、大学院への進学時の推薦基準、インターンシップの参加基準などで活用している。進級基準に関わることとしては、在学期間に応じた修得単位数の基準に満たない者、または、2 学期連続で学期ごとの GPA が 1.5 に達しない者について、必要な履修指導を行うことを「サイバー大学履修規程」第 18 条において制度化している。

・長期履修者への対応

本学は100%インターネットによる遠隔教育を行う大学として、在学生のうち60%以上が働きながら受講を続ける有職社会人である。時間的・経済的理由など、個人の事情に応じ、標準修業年限（4 年間）を超えて履修し学位を取得できるよう、長期の履修を認めており、在学最長年限は「8 年間」と学則に定めている（平成 27(2015)年度春学期以前に入学した正科生は「12 年間」）。一方、各学期の最低履修単位数については、平成 27(2015)年 10 月より「6 単位」から「8 単位」に引き上げを行い、長期履修者にも卒業までの計画的な履修を促すためのルールとしている。各学期「8 単位」ずつの履修を継続的に進めれば、在学年限の 8 年間で卒業できる計算となるため、合理的な基準といえる。

なお、成績不良により修得単位数や GPA の基準に満たない学生への履修指導にもかかわらず、修学状況の改善が客観的に認められない場合には、学則の定めるところにより、「成業の見込みなし」として、退学を勧告（科目等履修生への変更勧告を含む）できるよう履修規程に定めている。また、度重なる大学からの連絡に応じず、授業料等の納付を行わない学生や 3 学期間連続で履修登録を行わない学生は、「除籍に関する細則」に従い、除籍処分としている。

・受講時及び試験時の本人確認

インターネット受講における単位認定の厳正な運用を図るため、本学は「サイバー大学の本人確認についての指針」を定めている。受講時及び試験時の本人確認としては、「なりすまし」などの不正を防止するための措置として、Web カメラを用いた顔認証を採用している。また、期末試験の受験中には、Web カメラを監視カメラのように利用し、一定間隔で受験者の顔のスナップショット画像を撮影し、受験開始後の「なりかわり」や同席者の有無等の不正もチェックしている。

その他、すべての学生が受講する教養必修科目の「スタディスキル実践」や、卒業研究ゼミナール科目では、学生自身が顔を出してプレゼンテーション発表を行う課題を必ず課しており、担当教員が指導を通じて本人確認を行っている。また、卒業研究の個別指導でインターネット通話を使用する場合など、個々の学生の継続的な学修における、あらゆる機会を複合的かつ通時的にモニターすることにより、総合的に高い信頼性を確保している。そして、科目ごとの成績評価と本人確認の結果も含めた単位認定の審査事項を踏まえ、最終的に教授会の審議を経て学長が卒業を認定している。

（3）3－1 の改善・向上方策（将来計画）

コース・プログラム制による IT 総合学部のカリキュラム編成においては、引き続き社会的需要を考慮しながら、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知に努める。

在学年数に応じた修得単位数や GPA の基準に満たない学生への履修指導に関しては、大学からの連絡に応じない場合の対応が課題である。とりわけ在学年限が近付いている学生は、毎学期の履修ペース次第で卒業が難しくなってしまう心配もあるため、平成 30(2018)年度からは、授業サポートセンターが学生個々の単位修得状況データを基に対

象者を抽出し、学期ごとの履修登録前に改善指導を行うよう徹底する。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（1）3－2 の自己判定

「基準項目 3－2 を満たしている。」

（2）3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

基準項目 3-1-①で述べたとおり、IT 総合学部では、学部の教育目的を踏まえたコース・プログラム制のカリキュラムを編成し、ディプロマ・ポリシーを策定・周知している。カリキュラム・ポリシーも同様に、専門科目と語学・教養の共通科目に関する教育課程の編成方針を定め、大学ホームページ上で公表している。また、「ネットワーク」「セキュリティ」「ソフトウェア」「AI テクノロジー」「IT マネージメント」「起業・経営」「ネットビジネス」「IT コミュニケーション」の 8 プログラムに設置された各科目の履修前提条件を体系的に図式化した「科目履修体系図」をプログラム別に作成し、それを大学ホームページで公表するとともに、「サイバー大学履修登録案内」の郵送冊子で学生に毎学期繰り返し周知している。平成 30(2018)年 5 月 1 日時点のカリキュラム・ポリシーを以下に記す。

IT 総合学部 カリキュラム・ポリシー

IT 総合学部では、教育理念・教育目的に基づき、すべての学生に共通する「共通科目」と学部の「専門科目」の２つを大きな柱とし、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成しています。

共通科目は、教養科目・外国語科目からなり、多面的履修を通して、基礎的な学習能力を養い、専門領域を超えて問題を探求する姿勢を身につける。

専門科目は、専門的な知識や技能を高めるとともに、現代の多様な課題を発見、分析、解決する能力を身につけ、新しいビジネス創造ができる能力を身につける。

4 年間にわたる「講義」「演習」での学習とゼミナールを通して、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力などを総合する力を身につける。

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示したディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すものとして、

一貫性を担保している。同ポリシーに基づく教育活動を実質化するためのカリキュラムマップとして、IT 総合学部では「科目履修体系図」を作成しており、コース・プログラム別のディプロマ・ポリシーで育成する能力に即して、該当プログラムで重点的に履修すべき必修科目と推奨科目を設定している。

「科目履修体系図」では、各々の科目を受講する前に単位修得が必須とされる科目や、単位修得が望ましいとされる科目を線で結ぶことで、科目相互のつながりを可視化している。学生は、各プログラムの科目履修体系図を基に、1・2 年次配当の専門基礎科目から、3 年次配当の専門応用科目、4 年次配当の卒業研究まで、卒業要件を満たすように履修をすると、自ずと関連分野を広く深く学ぶことができるようになっている。

教育課程の充実強化のため、IT 総合学部運営委員会において、科目の新規開講を審議検討する際は、各科目の到達目標として定義された「スキルセット」を基に、学生が受講後に修得可能な知識・技能に不足や重複がないかどうかを入念に確認している。併せて、大学として体系的で組織的な教育活動を展開するためのカリキュラム・マネジメントの観点から、科目履修体系図における科目間のつながりについて随時見直しを行っている。

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

・教育課程の体系的編成の特色

学部の教育目的及びディプロマ・ポリシーに掲げた知識・技能の修得を達成するために、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を編成し、以下に示すような科目区分により授業を展開している。

1）専門科目

専門科目では、平成 23(2011)年度よりカリキュラム全体の体系性について見直しを行っており、「ビジネスのわかる IT エンジニア」及び「IT のわかるビジネスパーソン」を育成する人材像に掲げ、1・2 年次に配当する基礎科目（講義 25 科目・演習 4 科目）での多面的履修を通して共通基盤的な知識を身に付け、3 年次に配当する応用科目（講義 17 科目・演習 5 科目）での学修により実践的かつ専門的な知識・技能を高められるよう体系的に科目を編成している。教育課程の編成・実施方針の明示性を高め、学生が体系立てた学修を行えるよう「科目履修体系図」を提供しており、必修及び推奨科目、履修前提科目の設定により、コース・プログラム別に定義されたディプロマ・ポリシーとの関連を図式化している。

4 年次配当の卒業研究科目としては、全学生に必修の「ゼミナール」科目を設置しているほか、より専門的に踏み込んだ調査・研究活動を行う「研究プロジェクト」を選択科目で開講している。教育課程の集大成として、「ゼミナール」と「研究プロジェクト」では、研究テーマに基づく輪読及びリサーチ、教員及び学生間のディスカッション、プレゼンテーション発表、論文形式の最終成果物の提出を修了要件として義務付けるなど、いわゆるアクティブ・ラーニングによって、学生の能動的な研究活動を促している。また、「研究プロジェクト」では指導教員のほか、副査を 1 人配置し、厳正な評価を行っている。

2) 教養科目

本学では、日本・世界の各方面で活躍する人材を教員として広く招聘し、今日的テーマを扱う教養科目を編成している。

大学設置認可時の計画に提示した履修モデルに掲げた 48 科目を平成 22(2010)年度までにすべて開設した後も、社会の変化に対応して魅力ある教養教育を提供し続けるために科目の継続的な入替を行っており、平成 30(2018)年 5 月 1 日時点の教養科目数は 58 科目となっている。

科目編成の方針としては、平成 24(2012)年度より、教養教育のディプロマ・ポリシー（社会順応力、日本語力・外国語力、IT 活用力、実行力、分析力、協働力、意思伝達力）を修得するために必要な 4 つの学問分野「1. 人文科学、2. 社会科学、3. 自然科学、4. キャリアデザイン」に教養科目群を再分類し、学生にはこれらの分野をバランス良く履修させて幅広い教養を身に付けさせるとともに、学問を探究する姿勢や態度の涵養として、「スタディスキル入門」（平成 24(2012)年度秋学期より）と「スタディスキル実践」（平成 25(2013)年度秋学期より）という 2 つの必修科目を開設している。

3) 外国語科目

外国語科目では、認可時の計画に準じて、職務を遂行する際に役立つ基礎的かつ実践的な語学力を養成する外国語教育に取り組むため、英語教育に重点を置きつつ、選択科目として中国語を提供している。1・2 年次配当の基礎から中級レベルの英語 4 科目を必修科目とした上で、3 年次からはビジネス現場や日常生活で用いられる上級レベルの英語を選択科目として履修できるようにしている。

英語科目では、平成 25(2013)年度より、グローバル企業が利用しているオンライン語学学修サービス「Rosetta Stone（導入当時：TELL ME MORE)」を全面導入し、国際標準規格である CEFR(Common European Framework of Reference for Languages)に準拠した「リーディング」、「リスニング」、「ライティング」、「スピーキング」という４つの英語スキルを総合的に養成する科目を開講している。受身的な授業ではなく、多様なレベルの練習問題を豊富に用意し、能動的に学習を進める内容となっており、アクティブ・ラーニングの実践を推進している。

・単位制度の実質を保つための工夫

1) シラバスの整備状況

シラバスは、すべての開講科目で作成され、「科目概要」「科目目標」「履修前提条件」「期末試験実施方法」「授業時間外の学修」「成績評価配分」「各回の授業内容」「課題の出題方法」などの項目を記載し、学習管理システム内で学生がいつでも閲覧できるようにしている。また、学外にも大学ホームページ内の「教育情報の公表」に掲載し、周知している。

全科目でのシラバス記載事項の標準化を図るため、本学では専門科目、教養科目、外国語科目の各々で、教務主任が「シラバス作成ガイドライン」を作成して全教員に周知しており、各科目の成績評価配分や課題の実施方法・出題回数は、これらのガイドラインに沿って科目担当教員により決定されている。本学の学習管理システムによる授業運

営に必要な授業コンテンツや小テスト、レポート、試験の実施日程と成績評価配分もシラバスに基づき自動的に設定されるので、授業運営の品質管理もシステム化されている。また、定期試験の受験資格を履修規程に定め、授業全体の 3 分の 2 以上の出席（課題の実施）を満たすことを単位修得条件として必須にしている。

e ラーニングの学修形態を取るため、予め授業コンテンツを制作しており、教員都合や祝日等による散発的な休講は一切発生せず、開講されたすべての授業科目において、2 単位科目であれば、全 15 回（1 単位科目は全 8 回）の授業が確実な授業時間として存在する。また原則として全授業科目に TA（ティーチングアシスタント）を配置し、当初の計画どおりに授業が進行しているかを常時確認しており、その意味でもシラバスに基づく授業の運営は、極めて厳格な管理の下に行われているといえる。

そして、授業期間内であれば、復習のために授業コンテンツを何度でも繰り返し受講でき、小テストも正解の解説を見るまでは最大 5 回まで再受験できる仕組みとし、また、適宜学習資料を提供し、シラバスや授業内で参考図書を紹介するなど、e ラーニングの長所を活かし、学生の自主的な授業時間外の予復習を促進している。

2) 履修登録単位数の上限設定

履修科目登録の上限設定に関しては、「サイバー大学履修規程」第 16 条で年間履修登録単位数の上限を 45 単位と定め、単位の実質化に努めている。この上限の設定については、年次ごとの学習負荷を考慮した履修登録単位数のバランスを踏まえて、入学時のオリエンテーションで履修登録の指導を行っている。ただし、早期卒業申請のための成績基準を満たす者など、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生に限っては、45 単位の上限を超えて履修することの理由書を提出させ、全学運営委員会で審議の上、学長が例外的に履修登録を認められるようにしている。

3-2-④　教養教育の実施

本学は、学則第 1 条の「目的・使命」において「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とする」と掲げており、教養科目群に人文科学・社会科学・自然科学・キャリアデザインの 4 つの学問分野を設定し、平成 30(2018)年 5 月 1 日時点で 58 科目を開講している。教養教育については、入学時のオリエンテーションにおいて、1・2 年次の基礎教育として履修することを推奨するとともに、学生には「教養履修ハンドブック」を配布して、教養科目を学ぶことの重要性を説明している。

特筆すべき教養教育の実践として、本学では、e ラーニングで必要とされる基本的な学習技術を修得させ、学び続けるための意欲や目的意識を高めることを目的にした「スタディスキル入門」（平成 24(2012)年度秋学期より）という演習科目を設置し、すべての学生に対して入学初学期の履修を義務付けている。また、「スタディスキル入門」を含む教養科目 16 単位以上を修得済であることを受講条件に、教養教育ディプロマ・ポリシー充足の最終段階として、社会順応力、意思伝達力、協働力などの修得体験を振り返り、自己分析を行うことを目的にした「スタディスキル実践」（平成 25(2013)年度秋学

期より）という演習科目を全学生に必修としている。「スタディスキル実践」の単位修得は、卒業研究科目の履修前提条件に設定してあり、グループディスカッションでの討論やオンラインプレゼンテーションの作成などの実践的演習を必須課題とし、論理的思考に基づいて自身の意見を発信する力を養成している。

本学の教養教育の実施に関わる事項の審議に関しては、平成 25(2013)年 8 月より、従来までの「語学・教養部運営委員会」を発展的解消して語学専門部会と教養専門部会の 2 つに分けて、個別に詳細な検討を行えるよう組織を再編し、責任ある体制を確保している。各々の専門部会の構成員と審議事項は次表のとおりである。原則として月に 1 回、専門部会を開催しており、語学と教養のそれぞれの教務主任を中心に、学部長、教養及び外国語科目を担当する専任教員と関連業務の職員が協議検討を行い、審議結果を全学運営委員会及び教授会に上申している。

表 3-2-1　語学・教養専門部会の審議事項

専門部会名称	主な構成員	主な審議事項
語学専門部会	語学教務主任（専門部会長） IT 総合学部長 IT 総合学部専任教員 学務部長	・外国語科目の教育改善に関する事項 ・外国語科目のカリキュラムに関する事項 ・外国語科目の授業評価アンケート項目に関する事項 ・その他外国語科目の授業運営に関する事項
教養専門部会	教養教務主任（専門部会長） IT 総合学部長 世界遺産学部長 IT 総合学部教務主任 学務部長	・教養科目の教育改善に関する事項 ・教養科目のカリキュラムに関する事項 ・教養科目の授業評価アンケート項目に関する事項 ・その他教養科目の授業運営に関する事項

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学は、大学設置基準第 25 条 2 項に規定される「多様なメディアを高度に利用」してすべての授業を実施する大学であり、「毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの」（「高度メディア授業について定める件」平成 19 年文部科学省告示第 114 号）とされている。

本法令を踏まえ、各授業科目について、「授業設計書作成ガイドライン」など、コンテンツ制作の各種ガイドラインに沿って授業コンテンツの視聴やアクティビティに従事する時間を定め、「質疑応答」を行う「Q&A」、3～5 肢の「設問解答」を行う「小テスト」、「添削指導」を行う「レポート」、「学生等の意見の交換の機会」を確保するための「ディ

ベート」の各ツールを学習管理システムに搭載し、必ず毎回の授業にそのいずれかを課し、出席の判定に用いるとともに、確実な授業時間の確保及び出席確認を行っている。

・授業配信スケジュールと授業配信期間

本学の授業コンテンツの配信期間は、次のとおり、大きく分けて 2 つのパターンがある。「順次開講」の例では、各回授業で 2 週間の出席認定期間を設け、授業配信開始後 1 週間が経過するごとに、続く回の授業の配信が開始される。出席認定期間を過ぎて受講する場合は「遅刻」の扱いとなり、当該授業回の課題の評価から減点を行うルールとしている。「一斉開講」の例では、第 1 週から全回分（専門科目は全 15 回、教養科目は全 8 回）の講義を同時に開講しているが、出席認定期間は「順次開講」の例と同様に、1 週間ごとに締切を設けている。

1）順次開講の例（1 週間ごとに 1 回の授業配信開始）

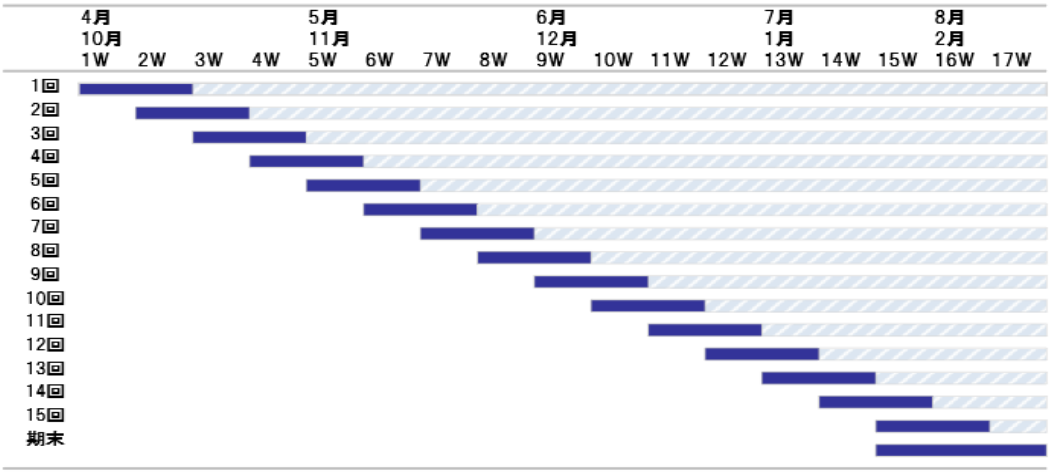

2）一斉開講の例（開講時に授業を一斉配信開始）

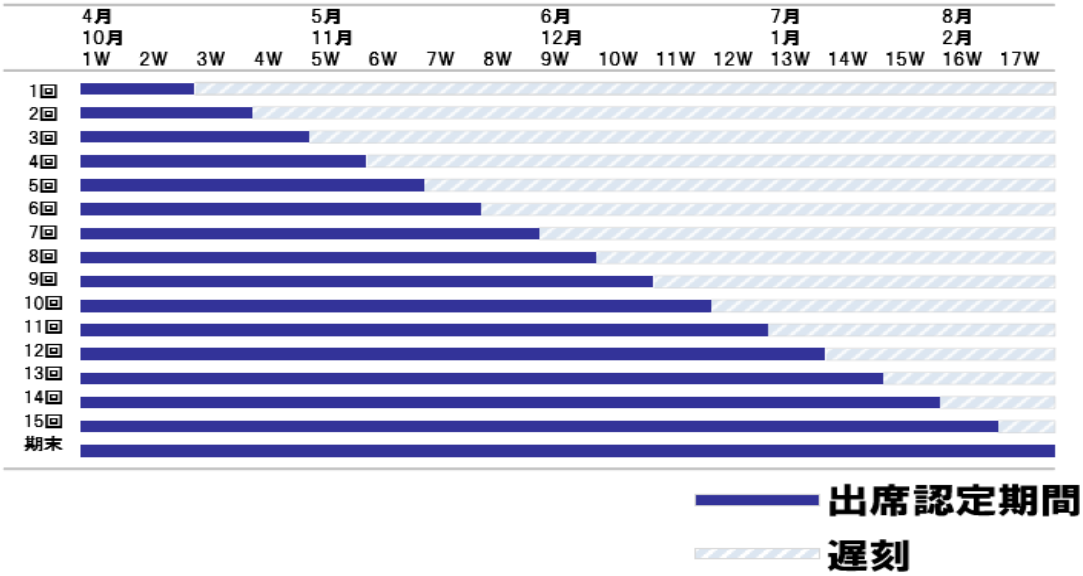

図 3-2-1　授業コンテンツの配信と出席認定期間

一斉開講の配信スケジュールは、主に教養科目や1・2年次の専門基礎（講義）科目を中心に、知識インプット型の科目で採用し、順次開講の配信スケジュールは、演習科目や3年次以上の専門応用科目など、各回で積み上げ式のレポート課題や学生同士のディスカッション課題を出題するようなアウトプット型の科目で実践している。一斉開講の科目は、仕事で忙しい社会人学生にとって、時間が確保できるときに自分のペースで計画的に履修を進めることができるというメリットがある。また、授業の出席認定期間を設定していることは、学生の受講ペースを一定に保つことに効果があり、平均的に7～8割の学生が各回授業を締切までに完了している。

・授業コンテンツの形式（VOD型及びWBT型）

本学の授業コンテンツの形式は、次に示す2つの種類がある。ビデオ・オン・デマンド（VOD：Video On Demand）型授業は、動画及びスライド資料の2画面が同期されたコンテンツ形式で、1回の授業は約15分のコンテンツの4章立てで、計約60分となるよう構成している。毎回の授業には、各章で2問以上、全4章分で計8問以上の「小テスト」を課すことを講義科目のガイドラインとしている。主に演習科目や上級年次の科目においては、「小テスト」にプラスして、添削指導を行う「レポート」、学生間の意見交換等を行う「ディベート」等をタスクとして課している。

コンテンツの再生・視聴のみでは出席点を与えず、「小テスト」、「レポート」、「ディベート」課題の実施をもって行う内容理解評価で出席点を与え、また、それらの課題を解くことに約30分の時間を要するという授業設計の下、約60分のコンテンツと併せて、90分相当の授業時間を毎回確実に担保するよう努めている。

図 3-2-2　VOD型授業コンテンツの画面例（左）、WBT型授業コンテンツの画面例（右）

次に、Web ベーストレーニング（WBT:Web Based Training）型の授業コンテンツは、主に数学やプログラミング教育を行う専門科目、PC操作のトレーニングを伴う教養科目の一部に導入している。これは、インターネット上で文字・画像・映像等をレイアウトして表示されるWeb画面を使用して学習させるものであり、映像や音声の配信はもとより、演習問題を出題するなど、一連の順次性及びまとまりのあるマルチメディアコンテンツの提供が可能となっている。

授業科目の構成は、VOD型ないしWBT型のいずれか、また両者を併用するパターンもある。個々の授業の特性並びに教育効果に鑑み、授業設計の過程で、教員はコンテンツ

制作センターのインストラクショナルデザイナーから助言を得ながら、コンテンツ形式を選択することとしている（授業コンテンツ制作に関しては、後述の「授業コンテンツ制作における質保証体制」を参照)。VOD 型と WBT 型の授業コンテンツ形式の特徴は次表のとおりである。

表 3-2-2　授業コンテンツの形式：VOD 型及び WBT 型の特徴

VOD 型	WBT 型
・コンテンツ内に資料映像を挿入可能 ・視覚＋聴覚で分かりやすい ・感情や印象を受け取りやすい ・講義形式のインプット型授業に向いている	・コンテンツ内にテキスト、映像・動画・練習問題などのマルチメディアを挿入可能 ・自分自身のペースで読み進めやすい ・PC 操作の実践トレーニングなど、ハンズオンのアウトプット型授業に向いている

・教育方法の改善を進めるための体制 ～授業コンテンツ制作における質保証体制～

本学の授業コンテンツの設計・開発に関しては、「教育活動の効果・効率・魅力を高めるための手法を集大成したモデルや研究分野、またはそれらを応用して学習支援環境を実現するプロセス」(鈴木克明 (2005)「e-Learning 実践のためのインストラクショナル・デザイン」『日本教育工学会論文誌 29-3』197-205 頁）と解説されるインストラクショナルデザイン（ID:Instructional Design）の手法を導入している点が特徴である。代表的なインストラクショナルデザインのプロセスである ADDIE モデル（A:Analysis 分析、D: Design 設計、D:Development 開発、I:Implementation 実施、E: Evaluation 評価）を採用し、①分析（ニーズ分析・学習者分析・内容分析)、②設計（学習目標・達成水準の設定)、③開発（原稿・教材・映像制作)、④実施（授業配信・運営)、⑤評価（学修成果の評価・授業コンテンツそのものの評価）の 5 つのフェーズを経ることにより、授業内容が教育課程全体の編成趣旨に沿ったものになるよう授業コンテンツの設計・開発を行っている。

授業の設計・開発・配信等に専門的人材が関与する体制としては、学務部にコンテンツ制作センターを整備している。同センター内には、教育学関連の専門学位を有するインストラクショナルデザイナー2 人を「IT 総合学部専門科目」と「語学・教養科目」の担当者に位置付け、併せて教材制作の実務経験者もしくは e ラーニングに関する基礎的教育研修を受けた者をアシスタント・インストラクショナルデザイナーとして必要数確保し、教員の授業コンテンツ制作の支援を行っている。

インストラクショナルデザイナーは、最初に ADDIE モデルの①分析、②設計のフェーズに関与し、教員との協働により、「何をどこまで学ばせるか」という学習目標を明確化し、その目標の達成度を測定する観点で各授業回における課題・期末試験の内容を定め、それに沿って教授内容を系統的に整理した「授業設計書」を作成することとしている。この作成に関しては、「授業設計書作成ガイドライン」を整備し、教員に提供している。

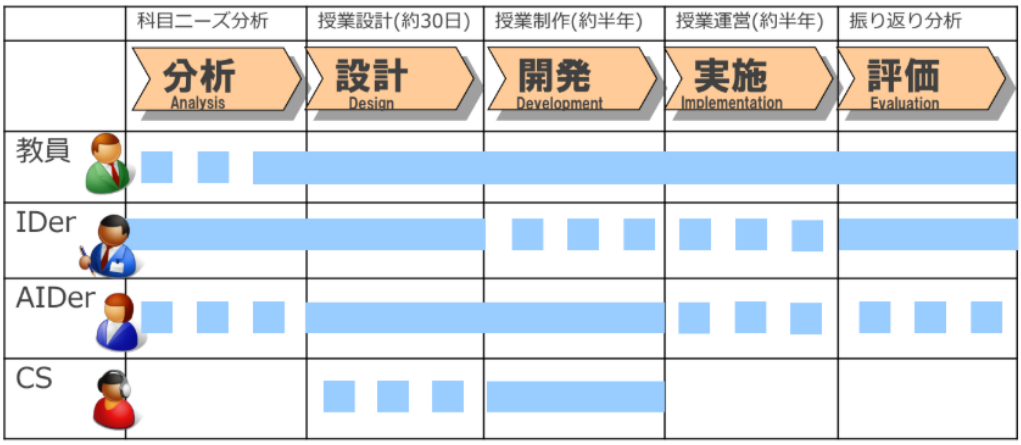

IDer: インストラクショナルデザイナー（教育学関連の専門学位を有する者）
AIDer: アシスタントインストラクショナル・デザイナー（実務経験者 or 指定の教育研修を受講した者）
CS: コンテンツスペシャリスト（収録・映像・音声編集の技術担当者）

図 3-2-3　コンテンツ制作センターの体制と制作工程概略図

次に、②の設計から③の開発フェーズでは、アシスタント・インストラクショナルデザイナーが中心になって授業設計書のとおりに開発が進められるように制作工程を管理し、「評価項目シート」の点検・評価基準に沿って、講義スライドの内容・構成・分量・わかりやすさ・体裁・著作権等のレビューを行うとともに、該当回の授業内容から出題される予定の小テスト問題が適切かどうか検証し、教員に対して改善案を提案している。教員は適宜必要な修正を施した後、授業コンテンツの収録を行う。収録されたビデオ映像は、学外のコンテンツ制作会社の支援を受けて編集され、授業設計書のとおりに開発されているかどうか、担当教員とアシスタント・インストラクショナルデザイナーの協働で繰り返し検収し、完成に至ったコンテンツを学習管理システムに登録して授業配信を行っている。

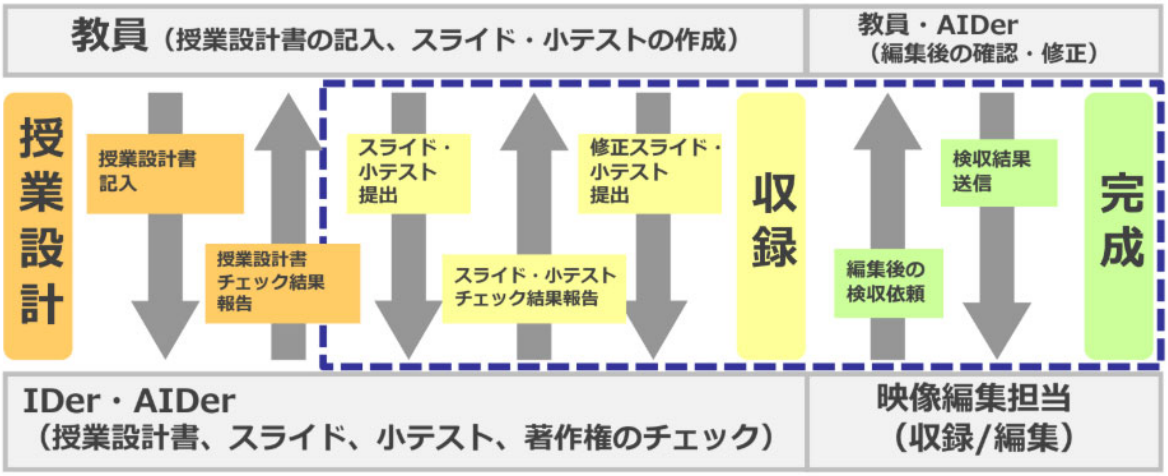

図 3-2-4　コンテンツ制作のチェックフロー概略図

授業運営期間に相当する④実施のフェーズを経て、⑤評価のフェーズでは、授業評価アンケート結果を基に、必要に応じ、インストラクショナルデザイナーが授業改善のた

めのコンサルティングを行うなど、①～⑤までのサイクルを循環的に稼動させることで、授業の再設計や授業コンテンツの改修を促進している。以上の工程において、コンテンツ制作センターは、質保証のための各種ガイドラインやマニュアルを整備し、随時更新をしている。

（3）3－2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーは策定され周知できているが、中央教育審議会大学分科会大学教育部会が策定した「「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー),「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」を参考に、三つのポリシーを一貫性のあるものとして見直しを行い、平成 30(2018)年度中に大学ホームページ上の情報を更新する。

英語科目については、平成 25(2013)年度よりアクティブ・ラーニングに適した、実践トレーニング型のｅラーニング教材を導入し､外国語教育の改善･充実に努めてきたが、近年はインターネットブラウザの仕様変更により、映像再生によるリスニング課題や音声認識を伴うスピーキング課題を実施する際に必要なFlash Playerに関連したシステム障害が頻発している。現在、語学専門部会のチームが中心になって新教材の選定を始めており、最先端の技術により、個々の学生の習熟度に応じて学習内容が最適化されるアダプティブ・ラーニングを採用した教育効果の高い教材の導入を、平成 31(2019)年 4 月までに進める計画である。

また、平成 31(2019)年度からは、基幹の学習管理システムを全面リニューアルする計画があるため、学務部教務課が新システムを利用した授業運営方法のマニュアルを整備し、平成 30(2018)年度末までに教員及び TA に対して講習会を開催するよう取り組んでいく。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3－3 の自己判定

「基準項目 3－3 を満たしている。」

（2）3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、本学の教育課程の質を保証するための重要な位置付けとして、以下のように取り組んでいる。

1）学生の学修状況に関する調査

本学では FD 専門部会が中心となり、「学生による授業評価アンケート」を毎学期すべての授業科目で実施しており、集計結果を教務主任から担当教員にフィードバックする

とともに、大学ホームページ内の「教育改善への取組み（FD 活動）」で公表している。アンケート項目では、授業運営に関する各種評価項目のほか、「受講を通して、新たな知識や技能が身についたと思いますか。」という質問項目を設けて、科目の担当教員が学修成果の実態を把握できるようにしている。平成 29(2017)年度春学期のアンケート結果（大学全体）では、この設問に対して、「とてもそう思う」と回答した割合が 36.0%、「そう思う」が 49.3%、「どちらともいえない」が 11.4%、「そう思わない」が 2.3%、「全くそう思わない」が 1.0%であった。本学の学生は 60%以上が有職社会人であるが、アンケート回答者のうち 85%以上の方が「新たな知識や技能が身についた」と評価されており、実社会での有益性が示されているといえる。

また、毎年 1 回、学生専門部会が全学生を対象に「学生生活全般に係る満足度アンケート」を実施しており、そのなかで「サイバー大学で身につけた知識・技能・態度などを、仕事や実生活でどのように活かせていますか。」という質問に回答させて、学生の意識調査を行っている。平成 29(2017)年度の回答結果は次のとおりであった。複数選択式の設問で、回答者総数 335 人のうち、「IT・ビジネスに関する専門知識が広がった」（221 人：66.0%）と、「教養に関する興味の幅が広がった」（179 人：53.4%）を選択する人の割合が多く、授業に関する直接的な知識・技能の修得が上位 2 項目として肯定的に評価されている。次いで、「論理的に考える力が身についた」（143 人：42.7%）、「自己マネジメント力（時間管理、自己目標管理など）が身についた」（120 人：35.8%）という結果であり、オンライン授業での学修継続を通じて、論理的かつ計画的に考えて行動する力が身に付いたと実感している人が相対的に少なくない。

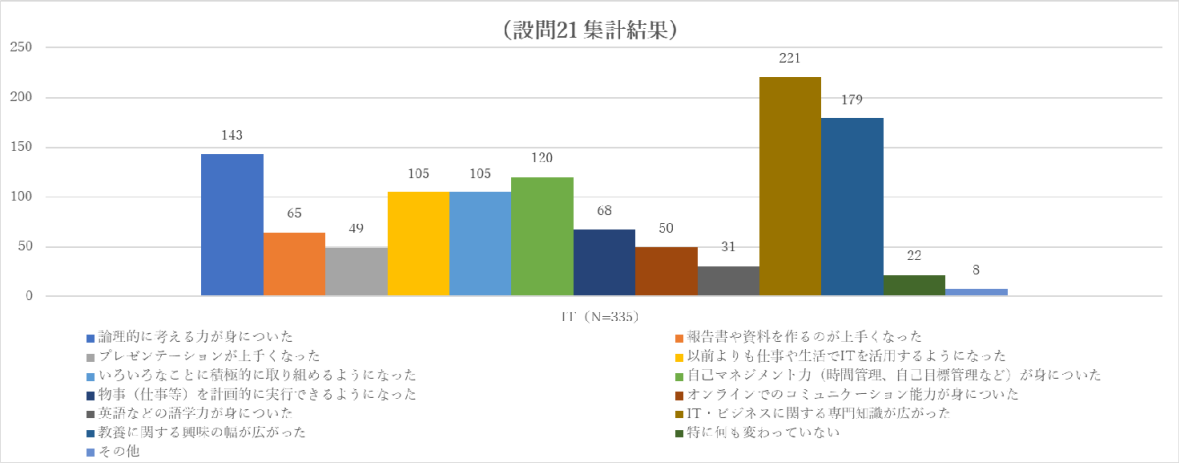

図 3-3-1　学生の意識調査結果（平成 29(2017)年度全学生アンケート設問 21 より）

卒業時点での学修成果の点検・評価としては、学生の満足度や自己成長の実感等、学生側からの視点をアウトカム評価に組み入れることを目的に、学修の達成状況、とりわけディプロマ･ポリシーに掲げた知識・技能・態度に関し、学士課程修了時点の達成度を学生に自己評価させるアンケート調査、すなわち「卒業生ディプロマ・ポリシー達成度アンケート」を毎年 1 回、卒業から 1 年未満の方を対象に実施している。平成 28(2016)年度の卒業生を対象にしたアンケートでは、IT 総合学部 41 人からの回答があり、ディプロマ・ポリシーに定義した専門的能力と教養的能力の達成度について 5 段階で尋ね、

集計を行っている。回答者数が少ないため、偏りが十分に平準化されているとはいえない状況であるが、5 段階評価のうち「十分できている」もしくは「少し足りない部分もあるが、だいたいできている」と肯定的な回答をした割合が、概ねすべての項目で 50%以上という結果であった。しかしながら、教養的能力のうち「外国語力」の達成度では、肯定的な回答が唯一 30%を割ってしまっており、自信を抱かせることができていないという課題も確認できた。英語科目では、ビジネス現場や日常生活での実践的な技能を修得できるように、個々の学生の習熟度に応じて学習内容が最適化されるアダプティブ・ラーニングを採用したオンライン教材の導入を平成 30(2018)年度中に検討しており、より一層の教育効果の向上に努めていく。

2) 卒業後の進路とキャリア等への影響に関する調査

本学の IT 総合学部では、平成 30(2018)年 3 月までに総計 719 人の卒業生を輩出している。卒業時の進路調査は、学生サポートセンターの主管で実施しており、集計結果を大学ホームページに公開している。平成 29(2017)年度の卒業生 199 人の進路は、「現職を維持」が 146 人（73.4%）、「就職・転職」が 15 人（7.5%）、「進学」が 3 人（1.5%）、「起業」が 5 人（2.5%）、「その他（主婦・シニアなど）」が 30 人（15.1%）という状況であった。これまでの卒業生のうち、高校新卒の 10 代で入学する学生の割合はわずか 10%程度であり、卒業時の進路は必然的に「現職を維持」が圧倒的多数を占めている。

しかしながら、若年層学生に絞り込み、そのうち就職を希望する学生の就職率を見ると、平成 27(2015)年度から平成 29(2017)年度の直近 3 ヶ年で、対象者合計 25 人のうち 12 人（48.0%）という実績である。このなかには、本学の教育目的に適合する「情報通信業」に就職が決定した者もいるが、未就業者の多くは、内向的な性格で、対人コミュニケーションに課題を抱えている傾向もあり、就職活動を上手に進められていない。こうした学生に対しては、本学では卒業後も就職相談窓口から連絡を取り、人材紹介・派遣事業を営む企業とも連携して継続的な就職支援を行っている。

高校新卒で入学し、卒業した者の就職状況もさることながら、大多数を占める現職継続者が、所属する企業等において、その職業的地位、所得水準、職業満足度、周囲からの評価などの効果の発現に係る成果調査として、平成 24(2012)年度より卒業後 1 年以上を経過した者を対象に「卒業生フォローアップアンケート」を実施している。直近の平成 29(2017)年度調査の実績としては、35 人の卒業生がアンケートに協力し、「サイバー大学を卒業したことによって、自身のキャリアにおいて変化のあった項目を全て選択してください。」という質問において、「正規登用された」「昇進または昇給した」という職業的地位や所得水準の向上に関する回答が延べ 5 人、「希望していた業務を担当できるようになった」「転職した」「キャリアの選択肢が広がった」という職業的満足度に関する回答が延べ 19 人、「周囲（上司や同僚、取引先、採用担当者など）からの評価が上がった」という回答が 6 人であった。回答数が少ないため、参考情報ではあるものの、フリーコメントでも、「一般事務からシステムエンジニアになり、給料が大きくあがった」や「プロジェクトマネジメントや経営等の知識を習得したことで、会社のミッションや責任範囲が拡大した」などの回答があった。

3) 学生の資格取得状況に関する調査

その他、学修成果に関わる指標として、学生が本学への入学後に取得した資格に関しては、在学期間中の資格による単位認定審査の申請状況により概要を把握することができる。平成 29(2017)年度は、TOEIC などの英語資格の受験者や、「応用情報技術者」、「情報セキュリティスペシャリスト」、「日商簿記検定」などの資格取得者がいる。また、日本セキュリティ監査協会と連携した専門科目「リスク管理と監査」を開講し、科目の単位修得に加えて、修了試験で合格基準を超えた者には「情報セキュリティ監査人アソシエイト」資格を認定している。平成 29(2017)年度は年間で 24 人が同資格を取得した。「資格取得に活かせる科目」については、大学ホームページにも掲載し、周知しているが、今後は、資格に関連する科目を担当する教員と連携しながら、授業内でも積極的に資格取得を誘導するような情報提供を行っていく。また、現在のところ卒業生の資格取得状況は十分に把握し切れていないため、卒業後の「ディプロマ・ポリシー達成度アンケート」と併せて調査を行うことで、更に深く三つのポリシーを踏まえた教育目的の達成状況を点検・評価できるよう努める。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

基準項目 3-3-①で述べたような各種調査の点検・評価結果等については、学長をはじめとする教職員の幹部が出席する全学運営委員会や教授会等の重要な会議体で共有され、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて以下のとおり活用している。

すべての授業をインターネット上の学習管理システムで実施する本学では、アクセスログ等の解析により、個々の学生がどの時間帯にどの科目を受講しているかなどの学修状況を詳しく把握できるという利点がある。学務部教務課が取得する全学生・全科目の受講状況データは、学習管理システム内で全ての教職員に毎週フィードバックされており、全学運営委員会で過去学期のデータとの比較分析を行い、組織的に対策を協議している。

特筆すべき取組みとして、FD 専門部会が実施している授業評価アンケートのフリーコメント分析については、その成果を「学生の声を活かしたサイバー大学ティーチングティップス集」にまとめて教員に提供しており、オンライン授業の運営において高評価もしくは低評価に結び付く事例紹介と併せて、学修指導方法改善のための対策を提示している。そして、専任教員に毎学期末の提出を義務付けている「授業改善計画書」では、ティップス集の対応例に準拠したチェック表を用い、次学期の授業運営で取組みたいことを記入させ、教員による授業の改善に役立てている。

授業評価アンケート結果を踏まえた授業コンテンツの保守・更新等については、「授業コンテンツ改修に関するガイドライン」を定め、毎学期指定の時期に教員からの申請を受理している。スライド資料上の誤字・脱字等の軽微な修正、あるいは動画の一部カット等の軽微な映像編集は、授業の理解に支障がないように可能な限り即時的に改修を行う。また、授業内容の更新により科目概要や科目の到達目標が改定される場合には、学部運営委員会で関連科目を担当する専任教員からも意見を聴いた上で、全学運営委員会等での承認を経て、申請時期の翌学期までに内容更新が授業配信に反映されるよう運用

している。直近の平成 28(2016)、29(2017)年度には、それぞれ延べ 75 科目、62 科目のコンテンツ改修を実施した実績がある。

ビデオ・オン・デマンド型授業では、再収録を伴う改修を行う場合、実際の授業配信に改修箇所を反映するまでに一定期間を要し、即時的な対応が困難という欠点がある。このため、ビデオ教材の収録に当たっては、インストラクショナルデザイナーによる授業設計の確認の下、最低でも 2～3 年程度の耐用性があると判断される教授内容とするよう留意している。日進月歩の可変的内容については、授業評価アンケートでの学生からの要望を踏まえ、教員が補助教材としてテキスト等の学習資料を作成・提供したり、授業内の掲示板等に最新情報を随時投稿したりすることで対応している。

教員からの主体的な改修申請を受け付けるほかに、授業評価アンケートの結果に課題が見られる場合には、FD 専門部会からの要請により、学部長及び教務主任が担当教員と面談を行い、コンテンツ制作センターのインストラクショナルデザイナーと連携をして、授業内容や指導方法の見直しを目的とした「授業改善コンサルティング」を実施している。対象となるのは年間に数科目であるが、学習管理システム内に蓄積された学修データを活用し、受講継続状況の過去学期比較や、科目内の小テスト受験結果の分析、フリーコメント分析等を行っている。加えて、インストラクショナルデザイナーは、全学生対象の「学生生活全般に係る満足度アンケート」や、卒業生対象の「ディプロマ・ポリシー達成度アンケート」等から把握された学修成果の実態を踏まえながら、学部長及び教務主任とともに、本学の教育目的達成のために不足する学修分野を分析し、教育課程の充実に努めている。平成 29(2017)年度は、セキュリティ関連の既存科目について完全リニューアルを行い、人工知能関連の知識や技術を修得できる科目として「Python プログラミング演習」や「AI（人工知能）入門」などを新規開講している。

（3）3－3 の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の点検・評価に関しては、FD 専門部会や学生専門部会等による各種の調査分析結果を活用し、学部長及び教務主任が、コンテンツ制作センターのインストラクショナルデザイナーと連携をしながら、引き続き授業改善を推進する。

近年は入学者の増加傾向に伴い、就業経験がない若年層学生数も増加しつつあるため、平成 30(2018)年度中に教職一体のプロジェクトチームを発足し、若年層卒業生へのインタビューや就職先へのアンケート実施、職業実践力を身に付けるための演習科目開講等について検討を行い、教育課程内外での就職支援活動の充実に努める。

［基準 3 の自己評価］

基準 3 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学 IT 総合学部では、教育目的に基づいて設定されたコース・プログラムに則り、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを一貫性のあるものとして策定し、大学ホームページでの公開や、入学時に学生が必修で受講する教養科目「スタディスキル入門」の科目内で周知している。

単位認定基準や卒業認定基準は、「サイバー大学履修規程」に定めており、科目区分や授業形態（講義・演習）、配当年次等の違いによる各授業科目の成績評価比率や、課題の

出題方法・回数等を「シラバス作成ガイドライン」で定義し、本学の学習管理システム上で、シラバスに基づき厳正に運用している。また、教育課程の体系性・順次性を示すものとして作成された「科目履修体系図」（カリキュラムマップ）では、必修及び推奨科目、履修前提科目の設定により、コース・プログラム別に定義されたディプロマ・ポリシーとの関連を視覚化するとともに、各科目の到達目標に達しない限り、上級年次の科目に進めないよう出口管理を厳格に行っている。

教養教育の実施に関しては、語学専門部会と教養専門部会の 2 つの部会を設置し、語学と教養のそれぞれの教務主任を中心に、学部長や学務部長と関連業務の職員が協議検討を行う責任体制を確保している。

「高度メディア授業」の要件に従い、すべての授業をインターネットで行う本学では、教育の質保証のために、授業設計や制作に関わる各種ガイドラインを整備しており、科目担当教員は、教育工学の専門性を有するインストラクショナルデザイナーの支援の下、授業コンテンツ制作を通して教授方法の工夫・開発に取り組んでいる。

学修成果の点検・評価に関しては、学生のすべての行動履歴が学習管理システム上に記録として残る利点を活かし、学務部教務課が毎週の受講状況データを取得し、過去学期データとの比較とともに全学運営委員会等で教職員に共有して、組織的に学修支援の対策を講じている。また、FD 専門部会が実施する授業評価アンケート分析の結果や、学生専門部会が行う全学生及び卒業生対象のアンケート調査結果も教職員にフィードバックされており、学部長及び教務主任が先頭に立ち、インストラクショナルデザイナーと連携をしながら、学生の声を活かした授業改善や新規科目の開発を推進している。

基準 4　教員・職員

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

（1）4－1 の自己判定

「基準項目 4－1 を満たしている。」

（2）4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の選考は、サイバーユニバーシティ株式会社取締役会において決議することとし、取締役会から教学に係る最高責任者としての権限を委任され、その下で権限を行使することとしている。本学では、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 26 年 8 月 29 日付け 26 文科高第 441 号）の通知に則り、学長のリーダーシップの下で戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築するため、平成 26(2014)年 12 月に内部規則等の総点検・見直しを行っている。学生の入学、卒業に関する事項、学位の授与に関する事項、教育課程、授業及び試験に関する事項、教務教則に関する事項、教員等の人事に関する事項、学生の懲戒・退学・休学等の手続きに関する事項等は、教授会もしくは人事審議会、全学運営委員会等の会議体で意見を聴くことを必要とした上で、学長が決定するものであることを関連諸規程において明確に定義し、教職員全体に周知している。また、「組織規程」でも、学校教育法第 92 条に則り、「校務をつかさどり、所属教職員を統監する」ものとして学長の職務を明記しており、教授会をはじめとする学内の主要な会議体の議長に学長を充てることで、その権限を高め、教学マネジメントにおいてリーダーシップが発揮されやすい体制を確保している。

学長を補佐する体制としては、主に学外の高等教育機関等や企業などとの教育事業連携を補佐する副学長を 1 人、取締役会で選任している。加えて、大学事業の点検・評価や予算達成のための中長期的戦略策定等を担う部局として、平成 25(2013)年 6 月に、従来までの「自己点検評価室」を解体し、代わりに「事業統制企画室」を学長直轄の組織として設立している。事業統制企画室は、大学事業の内部質保証を行う要として、点検・評価活動を通じて各部署が個別に保有しているデータを体系的･経年的に収集･管理し、学長が意思決定を行うための各種判断材料を提供する役割を果たしている。

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では「組織規程」において、学長、副学長、本部長の職務を始め、部長、副部長、学部長、室長、副室長、課長、センター長の職務も定め、また、会社の各組織単位における当該組織長の決裁権限については、別に「稟議規程」を設けて、責任体制を明確に

している。

大学部門には、表 4-1-1 のとおり、事業統制企画室、学務部、システム部の 3 部署を配置しており、更に学務部の中を、学生サポートセンター、システムサポートセンター、教務課、研究推進課、授業サポートセンター、コンテンツ制作センター、入試課の 7 つのセクションに分割し、各々に課長もしくはセンター長を置くことで、所管事項に応じた業務執行を機能させるとともに、権限を適切に分散できている。このうち、教務課、授業サポートセンター、コンテンツ制作センターの課長・センター長には、教員兼務の管理者を任用し、教職協働の運営体制を構築している。

経営管理部と広報部の 2 部署は、大学部門及び法人部門の両輪に関わる組織に位置付け、学務部、システム部、経営管理部、広報部の 4 部署を総称して「事務局」と呼ぶこととしている。また、e ラーニングシステム及びコンテンツ等の付随サービスに係る社外販売事業の展開等を目的に、平成 23(2011)年 11 月に設置された法人部門（法人事業本部）には、法人営業部のほか、法人関連のシステム開発・保守等を担うシステム部をミラー組織として併置している。

本学の使命・目的に沿って大学の意思決定及び教学マネジメントを適切に機能させるため、本学では学長が週に一度、副学長、学部長、教務主任、学生主任の教員管理職のほか、事業統制企画室長、学務部長、経営管理部長、広報部長、システム部長等の職員管理職を全員集合させて、全学的な意見を集約するための全学運営委員会を開催している。平成 29(2017)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までの 1 年間で、全 52 回(臨時開催 6 回分を含む）を開催し、教育研究に関する重要事項を審議している。なお、学長はそのほとんどすべての開催で議長を務め、適切に職務を遂行している。

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「組織規程」並びに「業務分掌表」において、大学部門及び法人部門の組織と業務分掌を明確に規定し、使命・目的の達成のため、次表のとおり、各部署における業務の遂行に必要な職員を適切な人数確保している。教学マネジメントの機能性が低下しないように、毎年 2 月の人事審議会で次年度の教務主任や学生主任の教員幹部を選任するとともに、職員も毎年度の人事考課を基に、各部署の役職配置を適宜見直している。

特筆すべき点として、教員の授業運営支援を担う教務課や授業サポートセンター、授業コンテンツの制作支援を担うコンテンツ制作センターの長には、専任教員との兼務者を適材適所に配置し、教職協働の運営を実質化している。これらの役職教員は、原則として東京オフィスもしくは福岡キャンパスに常勤しており、学務部内で毎朝実施する朝礼や、毎週行う学務部定例会議にも、学長を含む常勤教員が学務部職員とともに出席し、日常業務から大学の使命・目的の達成のための意識を教職員で共有している。そして、教授会構成員に関しても、専任教授及び専任准教授のほか、経営管理部長と学務部長が職員側の代表者として参加し、各課・センターの職員からも頻繁に教授会への審議事項を上程している。なお、平成 29(2017)年度に開催したすべての教授会において、学長が必ず議長を務め、全構成員が出席（委任状提出者を含む）しているだけでなく、オブザーバーとして講師以下の若手教員や学務部職員等が毎回参加している。

職員の人数と配置については、経営管理部人事担当が毎月の各部署の残業時間を管理

し、代表取締役社長及び学長、各部署長が全員出席する部課長会議で報告している。各部署長は、人事担当と連携して業務量などを勘案しながら、職員の新規採用や部署間でのジョブローテーションを行い、職員の職能開発も踏まえた人員配置を適切に管理している。なお、近年の学生数増加に伴い、学務部では平成 30(2018)年 4 月より 3 人の常勤職員を補充している。

表 4-1-1　業務分掌表　平成 30(2018)年 5 月 1 日付
（「組織規程別表業務分掌表」より抜粋し、学務部内の課・センターの役割を整理）

<table>
<tr><th>統括部門</th><th colspan="2">部署名（人）</th><th>大分掌事項</th></tr>
<tr><td colspan="3">経営管理部（5 人）</td><td>経営企画に関する事項
経理・財務に関する事項
人事・総務・庶務に関する事項
法務に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">広報部（3 人）</td><td>広報に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人部門</td><td colspan="2">システム部（8 人）</td><td>システムに関する事項
セキュリティに関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人営業部（7 人）</td><td>法人向け営業に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="11">サイバー大学</td><td colspan="2">事業統制企画室（2 人）</td><td>大学事業の統制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="8">学務部（19 人）</td><td>学生サポートセンター</td><td>学生に関する事項</td></tr>
<tr><td>システムサポートセンター</td><td>システムの利用に関する事項</td></tr>
<tr><td>教務課</td><td>教務に関する事項</td></tr>
<tr><td>研究推進課</td><td>研究に関する事項</td></tr>
<tr><td>授業サポートセンター</td><td>学修支援に関する事項</td></tr>
<tr><td>コンテンツ制作センター</td><td>コンテンツに関する事項</td></tr>
<tr><td>入試課</td><td>学生募集に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">システム部（8 人）</td><td>システムに関する事項
セキュリティに関する事項</td></tr>
</table>

※人数には兼務を含む。

（3）4－1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も組織規程及び関連諸規程等に沿って、学長のリーダーシップの下、大学の意思決定及び教学マネジメントが適切に機能するよう努めていく。なお、現時点の組織規程に付属された「業務分掌表」では、学務部内の課及びセンターの役割が明確に区分されていないため、平成 30(2018)年度中に経営管理部が改定を行う予定である。

安定的な大学運営の継続のため、近年の学生数増加の状況と教職員の人員配置のバランスに引き続き留意する。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

（1）4－2 の自己判定

「基準項目 4－2 を満たしている。」

（2）4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1）教員の確保と配置

本学の専任教員は、主務として、大学の教育、校務、研究・社会貢献の業務に従事している。学部の専門科目を担当する専任教員は、17 人を配置しており、基本的に下級年次の配当科目から卒業研究科目までを一貫して担当することとしている。平成 30(2018)年 5 月 1 日時点、専門科目を担当する教授及び准教授の担当科目数の平均は、4.1 科目となっている。各授業科目において、1 回の授業につき学生の出席認定期間は原則 2 週間設けており、そのため教員には、授業内容に関する質問や授業内課題への対応などの授業運営業務が毎日発生し、1 担当科目あたり約 30 分～1 時間／日(約 2.5～5 時間／週)の業務負担がある。

本学の専門科目は、情報技術やプログラミング教育などの情報技術系の科目群と、企業経営やマーケティングなどのビジネス系の科目群の 2 つに大別される。博士学位の取得者数は、情報技術系科目の担当教員で 9 人中 4 人である。また、ビジネス系の科目担当教員の博士学位もしくは MBA 取得者数は 8 人中 4 人である。実践教育を重視する専門科目では、該当分野に関わる概ね 5 年以上の実務経験を有する者を積極的に専任教員として採用している。

教養科目については、今日的なテーマについて幅広い教養を身に付けるという目的から、平成 30(2018)年 5 月 1 日時点、7 人の専任教員（うち 2 人は専門科目も担当）、また、国内外の幅広い分野で活躍する 45 人の客員教員と合わせて、計 52 人の教員を配置している。

外国語科目においては、英語科目担当として英語圏を含む海外留学経験のある専任教員 1 人と、中国語科目担当としてネイティヴ・スピーカーの客員教員 1 人を配置している。

平成 30(2018)年 5 月 1 日現在、IT 総合学部では、学生数 2,445 人に対し専任教員数 23 人を配置している。職位の内訳として、教授 13 人、准教授 6 人、講師 3 人、助教 1 人である。大学通信教育設置基準では、工学関係の学部で収容定員 8,000 人の場合、専任教員数は 21 人以上（うち教授数は 11 人以上）と定められており、本学は専任教員数・教授数ともに適切に法令を遵守している。

専任教員の年齢構成は、平成 30(2018)年 5 月 1 日現在、26～30 歳 1 人(4.3%)、31～

40歳3人(13.1%)、41～50歳8人(34.8%)、51～60歳8人(34.8%)、61～70歳2人(8.7%)、71歳以上1人(4.3%)となっている。テニュアの専任教員は、定年を満65歳と就業規則に定めているが、他に代えがたい高い専門性を有し、授業運営に支障がない者に限り、年度ごとの契約更新を行っている。また、現状は40代及び50代が比較的多い傾向にあるため、20代後半から30代前半の若手教員を補充することを視野に入れながら、年齢構成のバランスを取る必要がある。なお、専任教員 23 人のうち、女性教員数は 6 人(26.1%)となっている。

専任教員が担当する授業科目の割合は、平成30(2018)年5月1日時点の全開設授業科目において、教養科目：15.52%、外国語科目：66.67%、専門科目：91.49%である。正科生全員が共通に学ぶ必修科目は、教養科目2科目(2単位)、外国語科目4科目(8単位)、専門科目8科目(16単位)となっており、教養科目は、開設授業科目の専兼比率で兼任の占める割合が高いが、必修科目はすべて専任教員が担当している。選択科目においても、専任の教務主任が客員教員及び科目担当TA（ティーチングアシスタント）を統率する形で連携を図り、責任ある科目運営に努めている。

2) 教員の採用・昇任及び教員業績評価

教員及び助手の採用、昇任等の任用に関しては、必要な事項を定めるものとして「サイバー大学教員等任用規程」を制定している。また、教員等の任用においては、教授会の代議機関である人事審議会で審議、決定することとし、審議員長には学長を充て、学部長、学務部長、人事所管部署長等の審議員をもって構成し、学長は本審議会の意見を聴いた上で、教員の採用、昇任等について適時適切な意思決定を行っている。

専任教員の適正な処遇及び能力開発を図ることを目的として、平成23(2011)年度より、専任教員の「教育」「校務・経営貢献」「研究」「社会貢献」の活動全般について総合的に評価する教員業績評価を実施している。東京オフィスまたは福岡キャンパスに常勤する専任教員には、予め所定の「教員評価票」(MBO〔Management By Objectives〕評価シート）に期初目標を入力してもらい、「教育」「校務・経営貢献」「研究」「社会貢献」の各々の目標ごとに必要とされる業務量の割合（業務ウェイト）を100分率で設定させ、毎学期末に目標に対する達成度を報告させる。期初の目標設定及び学期末の成果報告時には、必ず学長との個別面談を行うようにしており、その場で大学の教育目的や教育課程編成の方針を学長が自ら説明することで、教員の意識高揚を図るとともに、授業運営状況の振り返りを基に、教育方法の改善等を支援している。

人事審議会では、「評価」及び「教育研究に関する表彰」に関する審議、決定を行うこととしており、係る教員業績評価の結果を踏まえ、学長が教員の昇任、期間雇用者の再任、表彰等を当該審議会で審議、決定することとしている。

本学では、教育研究活動等に高い貢献を示した専任教員については、定年（65歳）のある「テニュア」(任期の定めの無い定年制の雇用）とし、その処遇を期間雇用（再任有り）の専任教員（「ノンテニュア」）よりも引き上げている。基本的にテニュアの教員は、東京オフィスまたは福岡キャンパスに常勤する役職付きの専任教員が主体であり、「教育」及び「校務・経営貢献」に対する業務の比重を高く設定し、教職協働による大学運営に貢献することを義務付けている。

在宅勤務型を中心とするノンテニュアの専任教員についても、テニュアと同等に、半年または1年に一度、学長が個別面談を実施し、業績評価を行っているが、本学での教育、校務、研究等において支障のない範囲で兼業を認めている。また、ノンテニュアの専任教員のうち、一部の者をテニュア･トラック（3年程度）に位置付け、毎学期実施される教員業績評価の結果を踏まえ、一定期間を経た後、業績が極めて秀でていると認められれば、テニュアを付与することとしている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、FD(Faculty Development)を、教育全体の改善への取組みと位置付け、平成25(2013)年度より、従来までの FD 委員会が行ってきた活動を吸収し、学長のリーダーシップの下、教育研究に係る全学的な改善活動を迅速に推進できる体制を構築するために､全学運営委員会が付託するFD専門部会にてFD活動を推進するよう組織改編を行い、責任ある体制を確保している。FD 専門部会の構成員と審議事項は次表のとおりである。

表 4-2-1　FD 専門部会の審議事項

専門部会名称	主な構成員	主な審議事項
FD 専門部会	学長兼 IT 総合学部長 副学長兼世界遺産学部長 IT 総合学部教務主任（専門部会長） IT 総合学部専任教員 学務部長	・大学全体のカリキュラムと授業運営に関する事項 ・教員の教育内容、方法の改善、教育技術の向上に関する事項 ・前項について学部等の取組みの推進に関する事項 ・授業評価アンケートの企画・実施・集計・分析・評価に関する事項 ・その他 FD の推進に関する事項

FD 専門部会が行う教員の資質・能力向上のための取組みの1つとして、本学では全授業科目において、各学期末に学生による授業評価アンケートを実施している。基準項目3-3-②で述べたとおり、教員には担当科目以外を含むすべての科目のアンケート集計結果と併せて､「学生の声を活かしたサイバー大学ティーチングティップス集」を提供しており、専任教員には「授業改善計画書」の提出を義務付け、半年もしくは1年に一度、学長が1人ずつ面談を実施している｡本学の FD 活動の記録や過去の授業評価アンケート結果は、大学ホームページ内の「教育改善の取組み（FD 活動)」で公表している。

また､FD 活動の一環として､FD 専門部会が企画検討を行い、学内外から講師を選任して､オンライン教育における実践的課題を研究テーマにした FD 研究会を毎年実施する計画を立てている｡直近3ヶ年の平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの研究テーマは以下のとおりである｡FD 研究会の出席率は､専任教員で毎回概ね80％程度であるが､必要に応じて､欠席者にも FD 研究会当日の様子を録画したビデオコンテンツを配信するなど、オンライン研修を行っている。

表 4-2-2　直近３ヶ年の FD 研究会開催状況

年度	回（開催日）	研究テーマ
H29(2017)	第 1 回（2018/3/16） 参加 20 人	・授業運営における課題と次学期に向けた改善
H28(2016)	第 1 回（2016/10/21） 参加 18 人	・Cloud Campus 上での効果的なテスト問題作成と運用
	第 2 回（2017/3/17） 参加 17 人	・誘目性を重視する動画教材の制作
H27(2015)	第 1 回（2015/7/17） 参加 18 人	・実践的な e ラーニングにおける知的学習支援の可能性
	第 2 回（2016/3/18） 参加 17 人	・Cloud Campus を活用した効果的な e ラーニング実践に向けて

（3）4－2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も法令に定められた専任教員数・教授数を確保し、本学の教育目的及び教育課程の編成に即した教員配置を適切に行う。また、教員の採用・昇任等に関しては、人事関連の諸規程に基づいて適切に運用するとともに、専任教員は年齢構成のバランスを考慮し、平成 30(2018)年度末までに 20 代後半から 30 代前半の若手教員を補充する計画を進めていく。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）4－3 の自己判定

「基準項目 4－3 を満たしている。」

（2）4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

1）研修の実施状況

本学では、SD(Staff Development)の一環として、「大学設置基準等の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 18 号)」の通知の趣旨に則り、以下に記すとおり、①学校設置会社への入社時の全体研修、②各部署での専門知識･技能向上のためのスキルアップ研修、③マネジメントスキル向上のための管理職研修を、職員個々のキャリア形成・能力開発の支援として組織的かつ計画的に実施している。

① 学校設置会社への入社時の全体研修

常勤職員の入社時における全体研修では、人事所管部署による指揮の下、経営管理部

長、学務部長、システム部長、法人営業部長、その他、人事・総務・広報担当の代表者が、各部署の組織内での位置付けと責任業務について説明を行う「入社オリエンテーション研修」を対面で実施しており、大学運営業務の全体把握を通じて、本学の教育目的・使命及び学校設置会社の経営理念「情報革命で人々に学習の機会を」の浸透を図っている。また、完全オンライン大学として、学生の個人情報や成績等をインターネット上で取り扱うことが必須であることから、本学のすべての職員と常勤の専任教員には、入社時及び年に一度、親会社であるソフトバンクグループのポリシーに準拠した「情報セキュリティ研修」や「コンプライアンス研修」をｅラーニングで実施し、修了試験で合格基準を満たすことを義務付けている。

② 専門知識・技能向上のためのスキルアップ研修

本学の場合、原則として新卒採用での常勤職員の受入れを行わず、基礎的な社会人就業力を身に付け、配属部署の担当業務を任せることができる者を中途採用している。個々の担当業務に関する専門知識・技能向上のための取組みとしては、人事所管部署にて毎年度の学外研修参加予算を確保し、各部署において各種研修会やセミナーに積極的に参加させることにより、関連業界の最新動向把握や大学を取り巻く環境の変化に対応できるよう努めている。

平成 29(2017)年度では、広報活動や学生募集を担当する者は、主に Web プロモーション戦略等の最新テクノロジー活用事例を学ぶセミナーへの参加、図書館担当者は、主に私立大学図書館協会が主催する研究会への参加、研究推進課担当者は、科研費改革説明会等への参加、学生サポート担当は、奨学金業務の研修会への参加、人事担当は、労働契約に関するセミナーへの参加などの研修参加実績がある。これらの研修参加の中には、ソフトバンクグループの人材育成機関である「ソフトバンクユニバーシティ」が提供するビジネススキルに係る「コア能力開発プログラム」も含まれており、本学の教職員はグループ従業員として、自己のキャリア目標に合わせて受講が可能である。

③ マネジメントスキル向上のための管理職研修

所属部署での一定の経験と実績を積み、課長もしくは部長職へ昇進する者（あるいは将来の候補者）については、チームメンバーを牽引する役割の理解、会議進行のファシリテーション技術、経営戦略的な意思決定力の向上、勤怠管理と人事評価制度に関わることなど、主にソフトバンクグループ内の研修制度を活用して、実践的なマネジメントスキル向上のための管理職研修を実施している。平成 29(2017)年度では、課長職クラスの職員に、「チームメンバーを活かす！他者・自己理解研修」、「プロジェクトマネジメント研修」、「リーダーシップ研修」などを受講させ、職員個々のキャリア形成のなかでの成長を支援している。なお、学校設置会社の代表取締役社長及び取締役を兼任する学長も、所属教職員を統監する責任と役割を有する者として、ソフトバンクグループ内の役員研修を受講している。

2) 常勤職員の人事評価・育成制度

常勤職員の人事考課については、株式会社立大学ならではの取組みとして、ソフトバ

ンクグループの人事制度に準じ、大学部門全体の組織目標及び所属部署の目標に沿って、半期ごとに個人目標を立て、それに対する達成度で賞与査定等を行う目標管理制度（MBO〔Management By Objectives〕）を導入している。また、常勤職員の昇格を判定する評価制度として、職員の階級を大きく6段階のグレードに分割し、「裁量の大きさ」、「管理責任の大きさ」、「組織業績への影響の大きさ」、「専門性の高さ」、「業務の複雑さ」、「創造・革新の必要性」、「折衝調整の難易度」などの7つの観点で評価を行う「コア・ミッション評価」を年に一度行っている。

大学部門の中核的な事務組織である学務部では、学校設置会社が掲げる経営理念「情報革命で人々に学習の機会を」の下、平成29(2017)年度の部署目標として、「1. 入学から卒業までの一貫した支援と安定した修学環境の整備」、「2. 大学のブランド力向上（教育の質保証により社会への説明責任を果たすこと）」、「3. 目的意識を持った活動により、業務効率・生産性を一層向上」を提示するとともに、事業統制企画室が設定した入学者数や学生の履修継続率、科目の単位修得率などの実質的な成果目標を数値で共有している。大学の使命・目的の達成と個人のモチベーション向上の体系的な統合を図り、業務の効果的な執行体制を確保するため、学務部では、傘下に属する教務課、入試課、学生サポートセンター、システムサポートセンター、授業サポートセンター、コンテンツ制作センター、研究推進課の全部門のメンバーが集合する学務部定例会議を毎週実施しており、そこに学長を含む常勤教員も参加して、全学運営委員会及び教授会等の審議事項や、各課・センターの運営状況などの共有がなされている。部員は、こうした定例会議に出席することで、自身の担当業務と組織全体の取組みとの関わりを認識する。部長・課長は、部員の週報から一人ひとりの意見を汲み上げ、適切に日々の業務遂行を管理するとともに、部員の育成に努めている。

（3）4－3の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、職員個々のキャリア形成・能力向上のため、人事所管部署の主導により、学内外の研修やセミナー等に積極的に参加できる環境を維持するとともに、親会社であるソフトバンクグループの人事評価制度に準拠した人材育成に努めていく。

近年の学生数増加に伴う学校設置会社の事業規模拡大に備え、今後は第二新卒と言われる20代半ばの若手人員も補充しながら、将来を見据えた組織体制の安定基盤を構築する必要がある。学務部では、サブリーダー的役割を担う先輩職員が手本となり、半年ほどの研修スケジュールを立てて、若手新入社員の社会人基礎力を向上させることを目的にした「メンター研修制度」を平成30(2018)年度中に新設する予定である。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

「基準項目4－4を満たしている。」

（2）4－4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

本学における研究環境の整備に関しては、物理的な施設や備品に関する管理を主に経営管理部の総務担当が行っている。完全インターネット制の本学では、専任教員の勤務形態として、東京オフィスまたは福岡キャンパスに常勤する者（常勤型）と、自宅やその他施設等で毎日の勤務を行う者（在宅型）の２つがある。常勤型の専任教員については、東京オフィスまたは福岡キャンパス内に、インターネット回線や複合機等のファシリティを完備した固定座席を確保しており、大学から無償で最新スペックの業務用 PC 及び専用スマートフォン等の貸与を行い、教育研究活動で利用できるようにしている。なお、施設に関することは「サイバー大学施設管理規程」、貸与端末に関することは「業務用端末運用規程」に定め、適切な運用・管理を行っている。

東京オフィスでは、教材開発を行うための専用収録ブースを配備しており、教員は、コンテンツ制作センターが管理する予約表の空き時間に、収録ブースを利用可能である。教員全体への満足度調査は現時点で行うことができていないが、実際に勤務する教員の意見では、「教員間の業務連携や情報交換を日常的にできるのが良い」というメリットがある一方で、「個室でないとしてもパーティションで区切られた固定座席がほしい」という声もある。現状では、教育研究活動等での集中作業や卒業研究の個別指導を行うときなどは、オフィス内の会議室等の利用を推奨している。

福岡キャンパスでは、研究室のほか、会議室や教室などの複数の部屋があるため、教材制作のための撮影を行ったり、来校した学生に研究・学習指導を行ったりするなど、用途に応じて複数の部屋を自由に使い分けができている。附属図書館も校舎内に併設されているため、教員は研究活動に必要な書籍を図書館から持ち出して閲覧可能である。

在宅型の専任教員に関しては、オンライン大学の利点として、自宅やその他施設等で比較的自由度の高い勤務を認めている。企業や個人事業等での豊富な実務経験を有するような「実務家教員」の多くが、この勤務形態を採用しているが、日常の授業運営はインターネットに接続された端末があれば何処からでも対応可能であり、教授会等の会議体への参加日を除き、専門職に関わる学外活動を行いやすい環境にある。なお、在宅型の教員であっても、業務上の必要に応じて、オフィス常勤者と同様に、最新スペックの業務用 PC を貸与している。

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究者として遵守すべき事項を「サイバー大学における研究活動行動規範」として定め、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）の趣旨を踏まえ、研究活動に係る各種規程を整備している。

研究活動における不正行為を防止し、科学研究費補助金等の公的資金を適正に運営・管理するため、本学では平成 27(2015)年 7 月に「サイバー大学における研究活動の不正行為防止計画」を策定しており、「サイバー大学における研究活動の不正行為の防止に関する取扱規程」及び「サイバー大学における研究活動の不正行為への対応等に関する取扱規程」において、学内の管理責任体制と対応方針を明確にするとともに、各責任者の

責任範囲と権限を以下の通り定義している。

i.最高管理責任者＝学長
本学全体を統括し、研究活動上の運営及び管理について最終責任を負う。

ii.統括管理責任者＝事業統制企画室長
最高管理責任者を補佐し、研究活動上の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

iii.コンプライアンス推進責任者＝学務部研究推進課長
部局における研究活動上の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。

iv.研究倫理教育責任者＝学務部研究推進課長
本学の行動規範に準拠し、部局における研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つ。

研究倫理教育に関する具体的取組みとしては、学務部研究推進課が主管となり、年に一度、専任教員及び本学を主として研究活動を行う客員教員に対し、研究倫理教育「研究倫理 e ラーニング[eL CoRE]（日本学術振興会)」とコンプライアンス教育「動画：研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（文部科学省)」の受講を義務付けており、科学研究費補助金等の公的研究費の申請を行う教員には研修を受講完了したことを証明する誓約書を提出させている。

これらの研修プログラムは、すべて本学の学習管理システム内に設置した「研究推進課 情報共有」コースを用いて e ラーニングで実施しているが、確実な研修成果の把握のため、上記のプログラム受講後の内容確認問題や、学内の研究活動における行動規範や研究費執行ルールの周知・徹底を図るための確認問題を研究推進課が本学独自の内容で作成し、修了試験で 80%以上の合格基準を満たすことを研修の完了条件としている。平成 29(2017)年度は、専任教員及び対象の客員教員全員が研修プログラムを受講完了した実績がある。また、公的研究費執行の管理・監査を担当する事務職員にも、コンプライアンス教育の受講と修了試験での合格を義務付け、教員と同様に誓約書の提出がなければ研究費の管理に関わることができないようにしている。

その他、日本学術振興会による「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-（グリーンブック)」を参考にして、平成 29(2017)年 7 月には、「研究倫理ガイド ～責任ある研究活動の実施に向けて～ 教員・職員・学生 共通資料」を研究推進課が独自に作成し、研究機関に所属する研究者（教員）に加え、研究支援者（事務職員)、将来研究者を目指す者（学生）を対象に啓蒙活動を推進している。

以上のような研究活動の不正行為防止のための取組みに関する基本方針や責任体制、関連諸規程、相談窓口等は本学ホームページにも掲載し、広く社会に対し公開している。また、これらの履行状況に関しては、内部監査を必ず実施して厳格に運用するとともに、

文部科学省より毎年一度の提出を求められる「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストや、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」で実績報告を行っている。

4-4-③　研究活動への資源の配分

1) 研究資金の配分

本学では、大学部門に割り当てられた年間予算を資金源として、専任教員個人に対して学内研究費を配分している。学内研究費には 2 種類あり、「特定の課題について、個人で行う学術研究（課題研究）を助成する」ことを目的にした「課題研究助成金」と、「本学が指定する重点領域課題（e ラーニングに関する研究）について、国内及び国外の学術研究の成果発表を助成する」ことを目的とした「重点課題研究発表補助費」を設けている。いずれの研究費の場合も、専任教員全員を対象に、指定様式の「研究計画書」による申請を毎年受け付けており、学内規則に従って学長、学部長、学務部研究推進課長、その他学長が指名する若干名の構成員により厳正な審査を行い、個々の配分額を決定している。

従来、「課題研究助成金」は前年度の科学研究費補助金に申請を行った専任教員のみを対象にした研究費であったが、平成 29(2017)年度より本条件を撤廃し、前年度の科学研究費補助金の申請がなくても、すべての専任教員が申請できるように採用枠を拡大している。これにより、新規採用の教員も初年度から申請可能となった。また、「重点課題研究発表補助費」についても、教員が年度内の研究成果発表を行いやすいように、平成 29(2017)年度より年間の申請回数を最大 3 回に増やしている。平成 29(2017)年度の採択者 1 人当たりの実績としては、「課題研究助成金」で平均 15 万円、「重点課題研究発表補助費」で平均 10 万円を配分している。

科学研究費補助金等の競争的研究資金や学内研究費の申請手続き方法に関しては、本学の学習管理システム内に設置した「研究推進課 情報共有」コースにおいて、すべての教員が参照できるようにしている。同コースでは、本学における教員の研究活動全般を支援する目的で、科学研究費補助金その他学外研究助成金の公募などの周知や、「サイバー大学研究費マニュアル」及び研究費申請用の各種資料・様式の提供などを行っている。その他、研究推進課の支援としては、「科研費申請等に関する説明会の開催」、「研究費申請書類の添削」、「研究費採択者に対する研究費執行に関する説明会」などを毎年定期的に開催している。

なお、直近 5 ヶ年（平成 26(2014)～平成 30(2018)年度）において、科学研究費補助金の採択は、研究代表者 6 件、研究分担者 11 件の実績がある。しかしながら、近年は申請件数が毎年 3,4 件程度に留まっているため、研究推進課は、学内研究費の配分による教員個人の研究活動支援を継続するとともに、その成果として研究業績を積み上げた者が科学研究費補助金等の申請を行い、採択に至るよう引き続き奨励する。

2) 研究設備等の支援

教員への研究設備の支援では、基準項目 4-4-①で記したような環境整備に加えて、本

学に配分された科学研究費補助金の間接経費を資金源として、教育研究環境の改善・向上のための費用に充当している。平成 29(2017)年度は、「サイバー大学における競争的資金の間接経費に係る取扱方針」に則り、教員からのリクエスト受付による電子書籍の購入や、コンテンツ制作環境及び演習環境整備のための PC 購入など、合計 820,500 円分を間接経費から執行している。

また、オンライン上の教育研究環境の整備という観点では、本学の学習管理システムに蓄積される膨大な学修データの分析や、教員がシステム部と連携をしながら設計・開発を行う活動そのものが、教育学の関連分野において最大の研究材料となっている。完全インターネット大学として安定稼働を維持し、更なる機能向上を図るため、本学ではシステム開発・保守に毎年膨大な費用を投資しており、授業運営に係る基幹システムの「Cloud Campus」や、教材制作ツールの「CC Producer」、モバイル端末への授業配信アプリ「CC Handy」などの独自開発システムを整備している。加えて、プログラミング教育で利用するオンライン上の統合開発環境「goorm」や、インタラクティブな学習を可能とする英語科目教材「Rosetta Stone」などを大学費用で導入し、教育研究への活用を支援している。教員は、これらのシステムを利用した本学での教育実践の結果を、オンライン教育の質向上のための組織的な取組みとして、関連学会や学内紀要「e ラーニング研究」等で対外的に発表することが可能である。平成 29(2017)年度は、教育システム情報学会や情報処理学会等で研究発表を行った実績がある。

(3) 4－4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備に関しては、教員全体への満足度調査を行うことができていないため、学務部研究推進課が主導して、平成 30(2018)年度中に「研究環境に関する意識調査アンケート」を実施する予定である。

学務部研究推進課は、本学における研究活動の不正行為防止計画に従って、研究倫理教育を研究者に浸透させていくとともに、引き続き学内研究費の配分による教員個人の研究活動支援を継続することにより、科学研究費補助金の申請と採択件数の増加を目指す。

［基準 4 の自己評価］

基準 4 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学では、学長のリーダーシップの下で戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築するため、平成 26(2014)年 12 月に内部規則等の総点検・見直しを行い、教育研究に関する重要な審議事項は、教授会等の会議体で意見を聴くことを必要とした上で、学長が決定するものであることを明確に定めている。

権限の適切な分散と責任の明確化に関しては、「組織規程」及び「業務分掌表」において各部署の役割を定義しており、使命・目的の達成のため、業務の遂行に必要な職員を適切な人数確保するとともに、教職協働の大学運営を行うことで、教学マネジメントを適切に機能させている。

教員の採用・昇任等は、「サイバー大学教員等任用規程」などの人事関連規程に基づいて適切に運用されており、法令に定められた専任教員数・教授数の確保の下、本学の教

育目的及び教育課程の編成に即した教員配置を行っている。教員の資質・能力向上のための取組みは、FD 専門部会の主導により、授業評価アンケート分析結果の共有や、授業運営改善のための FD 研究会の開催などがあるほか､教育工学を専門とするインストラクショナルデザイナーが、学部長及び教務主任と連携をしながら、授業改善コンサルティングを実施している。

職員個々のキャリア形成・能力開発の支援としては、人事所管部署にて毎年度の学外研修参加予算を確保し、各部署において各種研修会やセミナーに積極的に参加させることにより、関連業界の最新動向把握や大学を取り巻く環境の変化に対応できるよう努めている。また、親会社であるソフトバンクグループの人事評価制度に準拠した人材育成を取り組んでいる。

研究支援に関しては、教員の勤務地・勤務形態に応じた研究環境の整備や業務用端末の無償貸与などを行っている。学務部研究推進課は、本学における研究活動の不正行為防止計画に則って関連諸規程を整備し、研究倫理教育を研究者に浸透させるよう努めている。また、学内研究費の配分等により教員個人の研究活動を支援している。

基準 5　経営・管理と財務

5－1 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

（1）5－1 の自己判定

「基準項目 5－1 を満たしている。」

（2）5－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者であるサイバーユニバーシティ株式会社では、学校法人の理事会に相当する機関として取締役会を設置しており、親会社であるソフトバンクグループ株式会社が定めた「ソフトバンクグループ憲章」に準拠し、また会社法に則り、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備している。そして、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、当社における基本方針として、以下の内容を取締役会で決議している。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全社的にコンプライアンス体制を構築し、役職員が法令、定款を遵守する体制を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「取締役会規程」及び「経営会議規程」を制定し、それに従い、文書管理担当者が職務執行に係る情報を文書または電磁情報により記録・保存する。記録・保存された情報は「情報管理規程」に基づいた取扱いを受けるものとする。

なお、これらの規程の制定及び改定については、取締役会の承認を得るものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、規則・規程を作成することを検討し、組織横断的な損失の危険の管理については、総務担当部署が、各部門所管業務に付随する損失の危険の管理については、各担当部署がそれぞれ行うこととする。

また、現在は事業規模・人員数などから見て独立した内部監査組織は設置しないものの、今後の事業拡大に伴う組織の増大、業務の複雑化の状況を反映し、必要に応じて独立した内部監査組織設置を検討する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

効率的な運営体制を確保するため、「業務分掌及び職務権限に関する規程」にて、各部門の業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア）　当社がグループ会社として所属するソフトバンクグループ株式会社が定めたソフトバンクグループの基本思想、理念の共有を図り、ガバナンス体制とコンプライアンスの強化に関する事項を規定する「ソフトバンクグループ憲章」及びグループ会社の役職員に共通の行動規範を当社へ適用する。

イ）　ソフトバンクグループ株式会社が導入している代表者宣誓制度及び確認制度に呼応し、当社の代表者が当社の財務報告の有用性と適正性に関する確認書を親会社へ提出しており、グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性を確保する体制に寄与する。

ウ）　グループ・チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（GCISO）を長とするグループ情報セキュリティ委員会を中心としたグループでの情報セキュリティ向上の取り組みをふまえて、情報セキュリティ対策を推進する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では監査役を補助する専任スタッフを置かないものの、必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、その人事についてはその都度取締役と監査役が意見交換することとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて監査役スタッフを置いた場合、当該者の人事異動については、取締役からの指揮命令を受けないこととする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

ア）　当社グループに関する重要事項

イ）　会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

ウ）　法令・定款違反事項

エ）　コンプライアンス体制の運用

オ）　上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

監査役が必要と認めた場合、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与え、代表取締役や監査法人等と情報や意見の交換をすることとする。

以上の基本方針に沿って、適法適正な経営の規律維持の観点から、取締役は２人の社内取締役と３人の社外取締役をもって構成し、監査役を１人配置して客観性を担保し、監査機能の実効性の確保に努めている。また、法令順守・情報セキュリティ分野においては、それぞれ CCO(Chief Compliance Officer)並びに CISO(Chief Information Security Officer）を選任し、権限を集中させることで迅速かつ機動的な対応を可能とし、役員・教職員に対し適時適切な啓発・指導を行っている。

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

株式会社立大学である本学は、開学以来、親会社であるソフトバンクグループと強固

なパートナーシップを持った大学運営を行っている。ソフトバンクグループの経営理念は、「情報革命で人々を幸せに」と謳われているが、本学を運営するサイバーユニバーシティ株式会社では、ソフトバンクグループの基本思想並びに理念の共有を図り、「情報革命で人々に学習の機会を」という経営理念を掲げている。また本学では、学校教育法第83条に規定された大学一般に求められる目的を踏まえ、学則の第1条に、「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする」と記載している。

本学の使命・目的の実現に向けて、取締役会で承認・可決された事業計画の遂行にあたり、自らの活動を絶えず律するための検証体制としては、学長直轄の組織である事業統制企画室が中核的な役割を果たしている。事業統制企画室は、大学事業の内部質保証を行う要として、点検・評価活動を通じて各部署が個別に保有しているデータを体系的・経年的に収集・管理しており、大学事業の経営的な数値目標（出願者数、入学者数、在籍学生数、学生の受講継続率、履修登録単位数など）を設定している。具体的な推進方策として、事業統制企画室が作成した「サイバー大学中期目標」をマイル・ストーンにして、「人材の確保と育成」、「大学の認知度/ブランド力向上」、「完全インターネット教育の充実」、「eラーニング研究の推進」、「履修管理体制の強化及び学生支援の充実」、「社会貢献・産学間連携」、「経営改善」の7領域について15の「基本目標」並びに48項目の「行動目標」を設定し、各部署の目標達成のための行動計画に落とし込むこととしている。

中期目標に関する進捗状況や大学の将来展望については、月に一度の全体朝礼や半年に一度の頻度で開催される「全社キックオフミーティング」において、代表取締役社長及び学長から教職員全体に周知されている。常勤型の教職員は、全社キックオフミーティングで掲げられた組織目標及び所属部署の目標を達成するための個人目標を、人事考課の一環として半期ごとに一度作成し、所属長（教員の場合は学長）との面談で承認を得ることになっている。このようにして、本学では中期目標に基づいた個人目標に対する実績が評価に反映される仕組みを構築しており、教職一体で使命・目的の実現への継続的な努力がなされている。

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

環境保全の取組みとして、本学では親会社が推進するペーパーレス業務を実践しており、平成24(2012)年度以降は、各種クラウドサービスやPC及びタブレット端末等の積極的活用により、学内会議において紙資料の配布を行わないよう徹底している。また、省エネ対策では、経営管理部総務担当による管理の下、照明器具の交換や、室内温度の適正管理、エアコン等のメンテナンス、端末の省エネモード設定推奨などを行い、経費削減の努力とともに環境に配慮している。

人権に関しては、ソフトバンクグループ全社の役職員共通の行動規範として定められている「ソフトバンクグループ役職員・コンプライアンスコード」に従い、教職員のハラスメントに関し、「正社員就業規則」の第78条「人権尊重および差別並びにハラスメントの禁止」において明確にこれを規定し（「臨時社員就業規則」第61条）、該当する行

為については、第 88・90 条（「臨時社員就業規則」第 89・91 条）に基づき「懲戒」を行うこととしている。

教職員は、「コンプライアンスコード」を遵守し、その疑義ある行為を行い、または知った場合には、報告・相談の義務を負っており、全員が入社時及び年に一度の研修時にその説明を受けている。各種ハラスメントに係る通報ないし相談にあたっては、コンプライアンス責任者の CCO（Chief Compliance Officer）への学内ホットライン、また学内ホットラインに相談しづらい相談の場合に利用可能な「グループホットライン」、更に社外窓口（外部法律事務所）の 3 つの窓口があり、相談者及び通報者が不利益な取り扱いを受けないように情報の秘匿性を確保し、厳格に運用している。

学生のハラスメントに関しては、「学生に対するハラスメント防止委員会」を設置し、「学生に対するハラスメント防止委員会規程」に必要な事項を定めている。また、全構成員（教職員・学生）が認識すべき事項として、別途「学生に対するハラスメント防止ガイドライン」を定め、本学ホームページ及び学習管理システム内で、学生及び教職員に開示し、学生や関係者が相談しやすい窓口体制を整えるとともに、教育、研究、修学に係る快適な環境の保持に向けた啓発活動を行っている。

教職員の健康の確保については、経営管理部人事担当が毎月の各部署の残業時間を管理し、管理職が部下の過重労働の防止に努めるとともに、「働き方改革」の推進施策として、毎週水曜日の「リフレッシュデー（ノー残業デー）」の実施や、平成 29(2017)年度より、経済産業省が提案する「プレミアムフライデー」の励行、日々の労働時間を柔軟に調整可能な「フレックスタイム勤務」の導入を進めている。また、「安全衛生管理規程」に定めるとおり、職員には定期健康診断の受診を義務付けており、一定の労働時間を超えた従業員等に対しては、医療・心理の専門スタッフが常駐するソフトバンクグループの「ウェルネスセンター」から産業医が来校して面談を行い、隠れた健康リスクを早めに回避するよう努めている。

危機管理体制の整備と機能としては、リスクの防止及び重大なリスクが顕在化した緊急事態発生時の人的損失、社会的損失及び経済的損失を最小化することを目的として、「リスク管理規程」を定めており、福岡キャンパスまたは東京オフィスにて災害や事故等による緊急事態が生じた場合の安全確保のための連絡体制も確立している。また、事務局機能が集中する東京オフィスでは、職員から防火管理者 1 人を選任し、火災報知器や消火器の点検、教職員の避難訓練を定期的に実施するようにしている。

（3）5－1 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、親会社が定めた「ソフトバンクグループ憲章」や会社法に則り、経営の透明性と健全性を維持するとともに、取締役会で承認・可決された事業計画の遂行にあたり、事業統制企画室が作成した「サイバー大学中期目標」に基づき、本学の使命・目的の実現に向けて継続的に努力をしていく。加えて、環境保全、人権、安全への配慮についても、グループ企業としての基本方針の下、関連諸規程の定めのとおり、適切に運用する。

5－2　理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）5－2 の自己判定

「基準項目 5－2 を満たしている。」

（2）5－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

株式会社立大学である本学では、学校法人の理事会に相当する機関として、定款第 4 条に基づき取締役会を設置し、原則 3 ヶ月に 1 回以上の開催を「取締役会規程」に定め、実際は月 1 回程の頻度で毎年開催している。平成 29(2017)年度の取締役の出席率平均は約 8 割となっている。取締役会は取締役をもって構成し、「取締役会規程」及び「決裁基準表」に定められた取締役会の付議基準において、大学部門における学部・学科や本部以上の新設、廃止、統合、学長・副学長の選任・解任、CCO (Chief Compliance Officer)、CISO (Chief Information Security Officer)、内部監査人の選任・解任、懲戒の決定、事業計画の承認、予算承認、一件 1,000 万円以上の発注取引をその意思決定事項として定め、業務執行に関する重要事項の決定にあたるとともに、取締役の職務の執行を監督することとしている。

また、株式会社立大学として、株式及び株主総会についても定款に定めており、代表取締役社長が議長となり、定時株主総会を年 1 回、臨時株主総会を適宜開催し、議決権を有する株主の意向を踏まえた会議運営を適切に行っている。

取締役の選任は、会社法第 329 条に基づき株主総会で行っており、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類に「選任の理由」を記載し、各人の専門性に配慮している。取締役会で選任された常勤の代表取締役社長は、休日その他勤務を要しない日を除き、毎日その職務に従事し、取締役会で決定した事業計画と経営方針に基づき、日常の業務執行を指揮している。代表取締役社長には、「稟議規程」に基づき 1,000 万円未満までの決裁権限を与えており、また、その経営判断に資することを目的に「経営会議」を設置し、原則週 1 回開催しているほか、業務の執行を経営管理部が補佐する体制の下、「部課長会議」と呼ぶ管理職ミーティングを週 1 回実施している。

（3）5－2 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、定款及び「取締役会規程」に則り、適正な会議運営に努め、使命・目的の達成に向けて適時適切な意思決定を行うとともに、代表取締役社長の指揮の下、各部署の連携により取締役会で決議された事業計画の機動的かつ円滑な執行に努める。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5－3 の自己判定

「基準項目 5－3 を満たしている。」

（2）5－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学校設置会社の法人組織では、経営全般に関する重要事項等及び取締役会に付議すべき重要事項を審議することを目的に、代表取締役社長が議長を務める「経営会議」を設置している。平成 28(2016)年 5 月より、「経営会議規程」に定める構成員を常勤取締役に絞り込み、代わりに開催頻度を原則月 1 回から週 1 回に変更することで、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行する体制を確保している。なお、取締役会及び経営会議で決議すべき事項については「決裁基準表」に定義しており、代表取締役社長の決定権を明確にしている。本学では学長が常勤取締役を兼務しており、法人・教学の両部門の橋渡し役として､教学組織を代表する立場で取締役会及び経営会議に参加している。

加えて、代表取締役社長による内部統制を機能させ、年度事業計画に基づく経営施策の企画調整及び進捗確認を行うことを目的に､「部課長会議」を週 1 回開催しており、代表取締役社長、学長、副学長、IT 総合学部教務主任、経営管理部長、事業統制企画室長、学務部長、広報部長、システム部長、法人営業部長等の役職者が全員参加し、各部署からの提案を汲み上げる仕組みを確立している。また、部課長会議と同じ構成員にて、月に 1 回､「取締役会資料確認会」を開催し、法人組織の重要な決議事項に対して各部署長が意見を述べる機会が与えられている。

一方、大学部門の教学組織では、教授会の運営を円滑に行うために必要な事項を事前審議する会議体としての位置付けで「全学運営委員会」を設置している。全学運営委員会は、委員長を務める学長以下、副学長、学部長、専門・教養・語学教務主任、学生主任等の教員管理職のほか、事業統制企画室長、学務部長、経営管理部長、広報部長、システム部長等の職員管理職を構成員とするが、構成員以外として、代表取締役社長及び監査役も「本会に参加し、意見を述べることができる」と規程に定めている。

また、学校教育法施行規則第 143 条の定めに従い、教授会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される教授会の代議機関として、教員及び助手の人事関連事項について審議、決定する人事審議会を設置している。

以上のように、現在学長が常勤取締役を兼務しているほか、各部署の役職者が法人組織と教学組織の重要な会議体に参加することにより、相互の意思疎通と連携を円滑に行える体制を保持している。

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

基準項目 5-3-①に述べたとおり、本学では、学校設置会社である法人組織の意思決定は取締役会及び経営会議で行い、大学における教学組織の意思決定は教授会及び全学運営委員会で行うことで独立性を担保している。加えて、代表取締役社長及び学長以下、各部署の役職者が、法人及び大学の複数の会議体に出席することで、迅速な情報共有や意思疎通を図るとともに、相互チェックを行っている。

なお、本学は株式会社立大学のため、私立学校法第 41 条に定められた「評議員会」は設置しておらず、代わりに、事業計画等に関する経営的な重要事項は代表取締役社長が議長を務める「経営会議」に付議されることになっている。経営会議の構成員である常勤取締役の選任は、会社法第 329 条に基づき株主総会で決議している。

本学の設置会社は、学校法人の監事に相当する役割として、定款第 4 条に基づき監査役を配置している。監査役の選任は、定款第 28 条において「株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。」と定め、適切に運用している。

監査役は、取締役会にて年間の「監査方針と監査計画」を報告し、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき経営課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要な課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めている。また、経営管理部や会計監査法人とも連携し、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した旨等の取締役からの報告に対し、監査役は必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じることとし、内部牽制の有効性を確保することとしている。そして、監査役監査の結果は、会社法第 381 条 1 項に則り「監査報告書」を作成し、取締役会並びに定時株主総会にて報告されている。

監査役の取締役会への出席状況については、平成 29(2017)年度は全 17 回の取締役会のうち 16 回出席（うち 5 回は書面決議）となっている。また、教学組織の全学運営委員会にも、全 52 回の開催のうち 42 回出席している。

（3）5－3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、学校設置会社の法人組織と大学部門の教学組織の意思決定については、関連法規や諸規程に沿って適切に運用する。また、各部署の役職者が法人及び大学の複数の会議体に出席することで、円滑な意思疎通と連携を図るとともに、相互チェックが機能する体制を保持していく。監査役は、年間の監査方針と監査計画に従い、法人及び大学の状況について適宜意見を述べる役割を担い、監査報告書を毎年作成する。

5－4　財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）5－4 の自己判定

「基準項目 5－4 を満たしている。」

（2）5－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学の継続性・安定性の観点から、学校設置会社であるサイバーユニバーシティ株式会社の財務基盤の確立のため、毎年度の取締役会にて 5 ヶ年の中期事業計画を決議し、その計画に基づいた適切な運営に努めている。具体的に、中期事業計画の達成に向けて、収益事業収入の改善のために注力してきた重点施策は以下の 3 点である。

（1）売上高の源泉である学生募集力の強化
（2）受入学生の履修継続率を高めるための教育課程の充実と学修支援体制の強化
（3）e ラーニングシステム及びコンテンツ等の付随サービスに係る社外販売事業の展開

大学事業単体での損益改善に関しては、教職一体での不断の努力の結果、前回認証評価受審前の平成24(2012)年1月度取締役会の中期事業計画よりも前倒しで遂行することができ、基準項目 2-1「学生の受入れ」に記したとおり、近年の入学者数の増加及び在学生の履修継続率向上に伴う授業料等の収入増加により、平成 27(2015)年度に初めて、大学事業単体での営業損益で黒字化を果たしている。以後も次表に示すとおり、平成29(2017)年度まで3ヶ年連続で営業損益は黒字であり、平成30(2018)年4月の在学生数は2,445人（収容定員2,500人に対して97.8%）に到達し、大学事業のみで安定した財務基盤を確立しつつある状況である。法人全体としても、e ラーニングシステム及びコンテンツ等の付随サービスに係る社外販売事業の売上が加わり、平成24(2012)年度より現在まで6ヶ年連続で黒字の状況である。

表 5-4-1　大学事業単体の営業損益推移　（百万円）

年度	H27	H28	H29
営業損益	23	74	100

※百万円未満は切り捨てて記載

なお、学校設置会社であるサイバーユニバーシティ株式会社の事業報告書、貸借対照表、損益計算書等の財務情報は、大学ホームページにて平成 27(2015)年度から平成29(2017)年度までの過去3ヶ年分を、監事監査報告書と併せて公開している。

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学生募集強化による入学者数の増加と、学修支援強化による在籍学生の履修継続率向上により、次表のとおり、大学全体の履修者数が年度ごとに上昇しており、1 人当たりの平均履修単位数についても、平成 29(2017)年度秋学期には 13.6 単位まで引き上がっている。本学の場合、学費について単位制を導入しており、授業料は年額固定ではなく、学生が履修する単位数に応じて変動する。故に、履修単位数の増加＝売上高の増加により、財務基盤の安定化に大きく寄与している。

表 5-4-2 履修者数、履修単位数、平均履修単位数の推移

年度	H25		H26		H27		H28		H29	
項目	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
履修者数*	821	832	1,061	1,050	1,155	1,195	1,335	1,322	1,395	1,363
履修単位数*	10,769	10,889	14,034	13,607	15,327	15,240	17,284	16,911	19,304	18,497
平均履修単位数*	13.1	13.1	13.2	13.0	13.3	12.7	12.9	12.8	13.8	13.6

(*) いずれも IT 総合学部の学生のみで算出

(*) いずれも平成 27(2015)年度以降に受入れ開始した専門学校との併修生を除いた数値

本学の場合、株式会社立大学であることから、会社法の定めに基づき、企業会計により財務諸表を作成している。参考として、これを学校法人会計に当てはめて考えた場合、

法人全体での事業活動収入と当年度の税引き前収支差額（経常収支差額に特別収支差額を加えた額）は毎年上昇傾向にあり、事業活動収支差額比率は、全国平均 4.9%（平成 28 年度）より高い数値を安定的に維持している。

表 5-4-3 事業活動収入と当期純利益・収支差額比率推移（法人全体）　（百万円）

年度	H27	H28	H29
事業活動収入	1,075	1,182	1,313
当年度収支差額	119	181	227
事業活動収支差額比率	11.2%	15.3%	17.3%

※百万円未満は切り捨てて記載。比率は小数点第二位以下を四捨五入。

一方、人件費比率については事業活動収支差額比率の上昇とは反対に、30%台まで下降傾向にあるため、全国平均 53.6%（平成 28 年度）より低い状態にある。本学では、完全インターネットによる学修環境を実現するためのシステムの整備や、学生募集のための広告宣伝費などの支出により、教育研究経費と管理経費の割合が合計で 40%以上を占めているが、在籍学生数の増加に対応すべく、充分な人員を補充し、事業収益を人件費へ配分するよう努める必要がある。

表 5-4-4 人件費と人件費比率推移（法人全体）　（百万円）

年度	H27	H28	H29
人件費	442	443	444
人件費比率	41.3%	37.6%	34.0%

※百万円未満は切り捨てて記載。比率は小数点第二位以下を四捨五入。

法人全体の事業活動収入のなかで最大の割合を占める財源として、学生生徒等納付金比率は概ね 65～70%（全国平均 73.7%：平成 28 年度）の辺りで安定的に推移している。経常収支差額比率もまた、直近 3 ヶ年における経常収入の上昇とともに全国平均 4.1%より（平成 28 年度）高まっており、経常的な収支バランスの安定を示している。

表 5-4-5 学生生徒等納付金比率推移（法人全体）　（百万円）

年度	H27	H28	H29
学生生徒等納付金	686	780	878
学生生徒等納付金比率	64.2%	66.2%	67.2%

※百万円未満は切り捨てて記載。比率は小数点第二位以下を四捨五入。

表 5-4-6 経常収支差額比率推移（法人全体）　（百万円）

年度	H27	H28	H29
経常収入	1,070	1,177	1,305
経常収支差額	114	181	219
経常収支差額比率	10.7%	15.4%	16.8%

※百万円未満は切り捨てて記載。比率は小数点第二位以下を四捨五入。

その他、外部資金の導入について、株式会社立大学である本学は、私立大学を設置する学校法人に適用される税制上の優遇措置を受けることができない。したがって、企業等からの受託研究費・共同研究費等の受入れ促進には一定の限界があるが、科学研究費補助金の受入状況としては、平成 26(2014)～平成 30(2018)年度までの過去 5 年間において、直接経費 1,888 万円（内訳：研究代表者 1,420 万円、研究分担者 468 万円）、間接経費 566 万円（内訳：研究代表者 426 万円、研究分担者 140 万円）である。

（3）5－4 の改善・向上方策（将来計画）

近年の入学者数の増加及び在学生の履修継続率向上に伴う授業料等の収入増加により、大学事業単体での営業損益は、平成 27(2015)年度以降 3 ヶ年連続で黒字を維持している。

なお、本学の学校設置会社であるサイバーユニバーシティ株式会社は、財務状況の改善と、大学事業の更なる成長の基盤を作るため、平成 30(2018)年 2 月 27 日開催の取締役会において、会社分割方式により、ソフトバンクグループ内の新会社として設立する「株式会社サイバー大学（仮）」に大学事業を承継することを決議している。会社分割に関わる手続きとして、平成 30(2018)年 3 月末までに、「特区計画変更」の認可申請は、福岡市から内閣府へ提出、「設置者変更」の認可申請は、文部科学省大学設置室へ提出済みであり、平成 30(2018)年 8 月に認可を受けた後は、平成 31(2019)年 1 月より新体制に移行する予定である。借入金による負債を一切承継しない形で大学事業のみを分社する方式であり、親会社の支援の下、新会社は資本金 1 億円及び資本準備金 7 億 5,000 万円で設立することになっている。会社分割後の事業計画では、毎年度の営業損益で黒字が継続し、収支バランスの安定的な財務運営が見込まれている。

また、在籍学生数の増加に対応すべく、十分な人員を補充し、事業収益を人件費へ適切に配分するよう努める必要がある。

5－5　会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5－5 の自己判定

「基準項目 5－5 を満たしている。」

（2）5－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-①　会計処理の適正な実施

本学は株式会社立大学であることを踏まえ、会社法及び企業会計の原則に基づき、一般に公正妥当と認められる会計基準を「経理規程」に定め、会計処理を適正に実施している。また、「経理規程」に準じた会計処理を正確、迅速に実施するため、会計記帳の事務に関わる各種マニュアルを整備しており、会計監査人による期中・期末往査での指導を受けつつ、業務実態に合わせて随時見直しをしながら運用している。

年度予算の編成は、次のとおり行っている。毎年秋頃、各部署から提出される次年度の予算要求について、経営管理部経理担当が取りまとめて内容精査を行い、その後、代表取締役社長及び学長、副学長、経営管理部長、その他の部署長が集まる予算会議を開催して意見調整し、年内を目処に経営会議にて全社の予算案を策定する。そして、社内承認を経た予算案については、通常年明け以後に行われる親会社の予算レビュー会議と取締役会に付議し、5 ヶ年分の中期事業計画と併せて承認・可決される手続きを踏んでいる。

予算の執行は、経営管理部経理担当による全体管理の下、各部署にて月毎に、予算と実績の差異を要因分析するための「予実管理シート」を更新し、次月以降の見通しを精査している。経営管理部長は、各部署の予算・実績精査の結果を踏まえ、取締役会にて予算計画に対する見通し売上及び見通し営業利益や、営業損益の前年同月対比について報告を必ず行っている。また、予算売上の達成に著しく困難が予想される事案が発生した場合には、迅速に補正予算を編成し、「稟議規程」の「決裁基準表」に則り、経営会議及び取締役会にて承認を得ることとなっている。

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、独立会計監査人である外部の監査法人と契約し、事業年度ごとに貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行っている。また内部監査は、サイバーユニバーシティ株式会社の監査役及びソフトバンクグループ株式会社 内部監査室が担っている。

また各々が定期的な監査を実施しており、監査役と監査法人、親会社の内部監査室とがそれぞれ連携して、監査及び内部統制の面から企業統治を果たしている。監査の結果としては、監査役による「監査報告書」と、会計監査人による「独立監査人の監査報告書」を、取締役会並びに定時株主総会にて毎年報告している。

以上により、会計処理は「経理規程」に定める会計基準に基づいて、適切に履行されており、また会計監査も、親会社の「内部監査」、監査役が行う「監査役監査」、公認会計士が行う「会計監査」のすなわち「三様監査」が相互に情報交換し連携しており、監査体制が十分に整備され、適正に実施されているといえる。

(3) 5－5 の改善・向上方策（将来計画）

株式会社立大学であることを踏まえ、今後も会社法及び企業会計に基づく会計基準を定めた「経理規程」に従って、会計処理及び予算の遂行を厳正に管理する。

また、会計監査は、独立会計監査人である外部の監査法人による監査と併せて、学校設置会社の監査役及び親会社の内部監査室による監査を行い、相互に連携することで、引き続き適正な企業統治に努める。

［基準 5 の自己評価］

基準 5 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学の設置者であるサイバーユニバーシティ株式会社では、学校法人の理事会に相当する機関として取締役会を設置しており、親会社が定めた「ソフトバンクグループ憲章」や会社法に基づく内部統制システムにより、経営の透明性と健全性を維持しつつ、迅速な経営判断を行える体制を確保している。

また、使命・目的の実現に向けての意思決定に関しては、「取締役会規程」及び「決裁基準表」に定められた取締役会の付議基準に則り、適正な会議運営を行っており、代表取締役社長の指揮の下、各部署の連携により、取締役会で承認・可決された中期事業計画の機動的かつ円滑な執行に努めている。

法人及び大学の各管理運営機関については、法人組織の意思決定は、代表取締役社長が議長を務める取締役会及び経営会議で行い、教学組織の意思決定は、学長が議長を務める教授会及び全学運営委員会で行うことで独立性を担保している。加えて、各部署の役職者が法人及び大学の複数の会議体に出席することで、円滑な意思疎通と連携を図るとともに、相互チェックが機能する体制を保持している。

財務基盤と収支に関しては、近年の入学者数の増加及び在学生の履修継続率向上に伴う授業料等の収入増加により、大学事業単体での営業損益は、平成 27(2015)年度以降 3 ヶ年連続で黒字を維持している。なお、平成 29(2017)年度末の時点では、過年度の事業赤字による長期借入金が残っているが、その負債を一切承継しない形で大学事業のみを分社し、平成 31(2019)年 1 月より新体制に移行する設置者変更の計画を文部科学省に認可申請済である。会社分割後の事業計画は、毎年度の営業損益で黒字が継続し、収支バランスの安定的な財務運営が見込まれている。

会計処理は、株式会社立大学であることを踏まえ、会社法及び企業会計に基づく会計基準を定めた「経理規程」に従い、また、独立会計監査人である外部の監査法人による期中・期末往査での指導や指摘事項に対応しながら、適正な処理を行っている。

基準 6　内部質保証

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）6－1 の自己判定

「基準項目 6－1 を満たしている。」

（2）6－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、「サイバー大学学則」第 2 条において、以下のとおり自己点検・評価等の実施について定めている。

（自己点検・評価等）

本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的・使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

２ 本学は、教育研究等の総合的な状況について、本学の教職員以外の者による検証を行うものとする。

この定めに基づき、本学の使命・目的の実現に向けて、自らの活動を絶えず律するための内部質保証の体制としては、大学部門内に設置された事業統制企画室がその役割を果たしている。従来、本学の点検・評価活動を実施する役割は「自己点検評価室」が担っていたが、平成 25(2013)年 6 月からは、点検・評価を実施した結果に基づき、大学事業の改革・改善を可及的速やかに実行できる学長直轄の組織として、「事業統制企画室」へと発展的に解消をしている。

事業統制企画室の役割については、「組織規程」別表の「業務分掌表」で定義しているほか、平成 30(2018)年 4 月には「サイバー大学事業統制企画室規程」を制定し、責任を明確にしている。平成 30(2018)年 5 月時点で、事業統制企画室は、人事審議会を経て学長が任命した室長 1 人と専任教員 1 人を担当者に置き、その権限を背景に機動的な点検・評価活動を行えるようにしている。

（3）6－1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学則第 2 条に定める「自己点検・評価等」を恒常的に実施する組織として、事業統制企画室を学長直轄の組織に位置付け、「業務分掌表」や規程で定義された権限の下、内部質保証のための扇の要として機能する責任体制を維持していく。また、点検・評価活動は全学的な取組みであるため、各部門から点検・評価担当の代表者を選出し、組織的な協力体制を構築する。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）6－2 の自己判定

「基準項目 6－2 を満たしている。」

（2）6－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学における自己点検・評価の主たる活動としては、事業統制企画室が中心となり、半期に一度、各部署に対し、課題の進捗等を確認するための「点検・評価ヒアリング」を実施している。ヒアリングの際に用いている「改善タスクリスト」では、最初に事業統制企画室が「評価基準」「評価項目」「評価の視点」に沿って点検・評価した結果を、「現在の状況」「事業統制企画室による点検・評価結果と改善提案/意見」に記載する。そして、項目ごとに各部署からヒアリングした結果を、「具体的な部局対応状況」「エビデンス資料」「期限」「達成状況」に反映して一覧表を作成し、関係者が横断的に閲覧できるよう、オンライン上で共有している。

平成 25(2013)年 6 月に事業統制企画室を設立して以来、室長は、大学部門の中核的な事務組織を束ねる学務部長（平成 25(2013)年当時は教務部事務部長、平成 26(2014)年 4 月から組織再編により学務部が誕生し現在に至る）が兼務しており、常日頃から傘下にある各課・センター等の運営状況について幅広く情報を収集し、「改善タスクリスト」の各項目について、適宜軌道修正を行っている。また、事業統制企画室長は、学務部長の役割において、事業計画の進捗を週次で確認する管理職ミーティング「部課長会議」や、大学運営に関わる教学組織のあらゆる会議体（教授会・全学運営委員会・学部運営委員会・FD 専門部会・教養専門部会・語学専門部会・学生専門部会・入試広報ミーティング等）に参加するほか、システム部と週に一度定例で行う開発進捗会議や、経営管理部人事担当と行う週次定例会議などにも出席し、半期に一度の点検・評価ヒアリングで各部署から確認した事項について、恒常的にモニタリングを続けている。

完成年度以後は、点検・評価結果を踏まえた改善フィードバックに重点を置き、点検・評価結果の報告書作成は、3 ヶ年ごとの周期を基本としている。現在、平成 24(2012)年の前回認証評価受審時における「自己点検評価書」、平成 26(2014)年度報告の「自己点検評価書」、平成 27(2015)年 7 月提出の「認証評価結果に対する改善報告書」を大学ホームページに公表するとともに、学内の学習管理システム内においても全教職員及び学生に共有している。そして、本自己点検評価書で平成 29(2017)年度までの実績を点検・評価している。

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の大学運営に関する各種調査としては、FD 専門部会が実施する「授業評価アンケート（対象：全開講科目）」や、学生専門部会が実施する「学生生活全般に係る満足度アンケート（対象：全在学生）」、「卒業生ディプロマ・ポリシー達成度アンケート（対象：卒業 1 年未満の方）」、「卒業生フォローアップアンケート（対象：卒業 1 年以上経過した方）」などがある。これらの調査結果は、すべて事業統制企画室でも経年的に収集・管理をしており、「改善タスクリスト」の各項目における「点検・評価結果と改善提案/意見」の作成に活用されている。

また、すべての授業をインターネット上の学習管理システムで実施する本学では、アクセスログ等の解析により、個々の学生がどの時間帯にどの科目を受講しているかなどの学修状況を詳しく把握できるという利点がある。特に注力して取り組んでいる新入生の学修データ分析については、事業統制企画室が中心となり、学務部教務課がシステムから毎週取得する全学生・全科目の受講状況データを活用し、期初・期中における2回の受講継続状況分析に加え、期末時に授業サポートセンター活動レビュー資料を作成し、新入生の単位修得状況と入学オリエンテーション参加状況の相関関係、年代別及び単位修得状況別の2学期目受講継続率の検証などを行っている。

また、学則第2条に定める「本学の教職員以外の者による検証」の体制としては、「授業評価委員会」を設置しており、完成年度以降は4年に1回の評価を実施することを前提に、事業統制企画室が主管となって、前回認証評価受審後の平成26(2014)年度に第4回授業評価委員会を開催している。評価委員には、「本学以外の高等教育機関の教授等で教育もしくはITに関連する分野を専門としている者」および「企業人で人材育成もしくはITに関連する業務に精通している者」を選任しており、外部の有識者等からの助言も参考にしながら現状把握に努めている。

(3) 6－2の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価活動の主軸として、半期に一度実施している各部署への「点検・評価ヒアリング」については、今後も「改善タスクリスト」の更新により、エビデンスに基づいた検証を継続するとともに、事業統制企画室長が学務部長を兼務している利点を活かし、大学全体の要改善事項の進捗を恒常的にモニタリングする。

授業評価委員会は、外部有識者からの助言を得られる有益な機会であることから、事業統制企画室の企画の下、平成30(2018)年度中に第5回授業評価委員会を開催する。

6－3　内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6－3の自己判定

「基準項目6－3を満たしている。」

(2) 6－3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

大学全体の自己点検・評価活動は、学長直轄の組織である事業統制企画室が各部署に呼びかけ、課題の進捗をヒアリングするのみならず、新たな課題や改善方法を提言し、またその一連の取組みを踏まえて、報告書の作成及び編集も同企画室の責任で一元的に行うこととしている。具体的には、基準項目6-2-①に述べたとおり、事業統制企画室による定常的な「点検・評価（Check)」、同企画室による「改善（Action)」の誘導、その後の各部署等による「目標・計画（Plan)」の立案、そして「実行（Do)」まで、「改善タ

スクリスト」によって管理することにしている。

また、三つのポリシーを起点とした内部質保証としては、以下のとおり取り組んでいる。アドミッション・ポリシーの検証に関しては、基準項目 6-2-②に述べたとおり、事業統制企画室が毎年の新入生を対象に、年齢・職業・コース・プログラム等の経年的な傾向を把握し、それらの属性別に入学後の単位修得状況や 2 学期目の継続状況等を分析しており、調査結果を全学運営委員会等で教職員に共有し、入試判定時の確認事項や学修支援体制の改善に活かしている。

カリキュラム・ポリシーの検証に関しては、学務部教務課がシステムから毎週取得する全学生・全科目の受講状況推移や学期末の単位修得率、FD 専門部会が実施する授業評価アンケートのデータ等を活用し、各科目の到達目標として定義された「スキルセット」の知識・技能について、学生が受講後に期待通り修得できているかどうかを入念に見定めている。また、カリキュラム・マネジメントの観点から、専門科目全体の履修順序を示した「科目履修体系図」の見直しや、成績評価基準等を定めた「シラバス作成ガイドライン」の更新を随時行っている。

ディプロマ・ポリシーの検証に関しては、基準項目 3-3-①に述べたとおり、学生の満足度や自己成長の実感等、学生側からの視点をアウトカム評価に組み入れることを目的に、「卒業生ディプロマ・ポリシー達成度アンケート（対象：卒業 1 年未満の方)」、「卒業生フォローアップアンケート（対象：卒業 1 年以上経過した方)」を実施している。事業統制企画室では、これらの学修成果に関わるアンケート結果を経年的に集計分析し、ディプロマ・ポリシーの達成度が低い項目の洗い出しや、卒業後のキャリア等への影響も検証しながら、教育課程全体の編成に関わる改善提案を行っており、教育の改善・向上のための具体的な行動目標を「サイバー大学中期目標」に反映している。

以上のような内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価活動とその検証結果に基づく改善活動の継続により、過去の文部科学省による設置計画履行状況等調査や、平成 24(2012)年度の認証評価結果で要改善事項と指摘されていた「定員充足」及び「収支のバランス」の 2 点は、基準項目 2-1-③及び基準項目 5-4-①②で述べたとおり、「平成 30(2018)年 4 月の在学生数は 2,445 人（収容定員 2,500 人に対して 97.8%）に到達」、「平成 27(2015)年度以降、大学事業のみで毎年黒字を継続し、安定した財務基盤を確立」という状況まで大きく改善した実績がある。その他、認証評価結果による参考意見や、法改正等に伴う文部科学省からの通達事項などについても、事業統制企画室が適時適切に「改善タスクリスト」へ記載し、関連部署等へフィードバックの上、迅速な改善へとつなげており、内部質保証の PDCA サイクルが効果的に機能しているといえる。

(3) 6－3 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーを起点とした内部質保証のための自己点検・評価活動については、上記のとおり大学全体での PDCA サイクルを稼働し、教育の改善・向上に役立て、着実に実績が積み上げられている状況といえる。一方、現状のポリシーは、IT 総合学部内のコース・プログラム追加に伴い、専門的能力に関するディプロマ・ポリシーの一部追加が行われたほかは当初より大きく変更がされていない。今後は、各種の検証結果を踏まえたポリシーの見直しとして、中央教育審議会大学分科会大学教育部会が策定した「「卒業認

定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー），「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」を参考に、三つのポリシーを一貫性のあるものとして再定義し、平成 30(2018)年度中に学内外に公表を行う予定である。

［基準 6 の自己評価］

基準 6 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学の使命・目的の実現に向けた内部質保証の組織体制としては、平成 25(2013)年 6 月より、従来までの「自己点検評価室」から、点検・評価を実施した結果に基づき、大学事業の改革・改善を可及的速やかに実行できる学長直轄の組織として、「事業統制企画室」へと発展的に解消をしている。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の主たる活動としては、事業統制企画室が半期に一度、「点検・評価ヒアリング」を実施しており、各部署が個別に保有しているエビデンスデータ等を体系的・経年的に収集・管理し、分析結果を教育の改善・向上のための「サイバー大学中期目標」に反映している。また、「自己点検評価書」を作成し、大学ホームページに公表するとともに、学内の学習管理システム内においても全教職員及び学生に共有している。

三つのポリシーを起点とする内部質保証のための PDCA サイクルを継続的に稼働することにより、過去の文部科学省による設置計画履行状況等調査や、平成 24(2012)年度の認証評価結果で要改善事項と指摘されていた「定員充足」及び「収支のバランス」の 2 点は現時点で大きく改善している。今後、平成 31(2019)年度に、日本高等教育評価機構の認証評価を受審することで、大学運営全体の更なる改善・向上を目指していく。

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A．社会貢献・教育連携

A－1　地域社会との連携

A-1-①　地域連携協定等の締結

A-1-②　地域連携による公開セミナーの開催

A-1-③　地方創生のための IT 人材育成への協力

（1）A－1 の自己判定

「基準項目 A－1 を満たしている。」

（2）A－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①　地域連携協定等の締結

本学は、平成 19(2007)年度に構造改革特別区域法の掲げる「学校設置会社による学校設置事業」(特例措置番号 816) と称する規制の特例措置の適用を受けて設立した株式会社立大学であり、「福岡アジアビジネス特区」を活用し、当該地域の特性を生かした教育を行い、地域産業を担う人材の育成を行うため、福岡市にキャンパス（福岡キャンパス）を配置している。本学設置会社は、構造改革特別区域法に基づき、開学前の平成 18(2006)年 7 月より、大学を適正かつ安定的、継続的に運営することを目的とした協定書を福岡市と締結しており、以後も福岡市に対し、四半期ごとの経営状況報告を継続的に行っている。そして、本協定書第 11 条（人材育成のための対応）では、「乙（本学設置会社）は、福岡アジアビジネス特区計画の目的となる人材育成を図るために、開設大学のカリキュラムの内容、授業の実施方法等について必要な対応を講ずるものとする。」、同第 12 条（産業振興に関する交流）では、「乙（本学設置会社）は、産業振興施策のため、開設大学と甲（福岡市）との技術・ノウハウその他に関する交流に努めるものとする。」と定めている。

A-1-②　地域連携による公開セミナー等の開催

本学の福岡キャンパスは、福岡市東区の博多湾に建設された「アイランドシティ」と呼ばれる人工島に位置し、生涯学習の支援や学術情報等の有効活用等を目的に、平日は週 3 日間、地域住民に対して附属図書館を開放している。平成 29(2017)年度の実績として、年間で約 50 人程度の一般利用者が来館した。

また、福岡市との協定書に基づく産業振興施策のため、福岡市創業・大学連携課が運営する「福岡ビジネス創造センター」との共催により、平成 22(2010)年度から平成 28(2016)年度までの 7 年間に計 20 回の無料公開セミナーを開催している。テーマや開催時期は、福岡市と本学とで意見交換を行いながら決定し、発表テーマに相応しい担当講師を本学が学内外から選出して福岡に派遣する役割であった。セミナーの内容は、会場でビデオ撮影を行ったものを編集し、大学ホームページで一般公開している。

なお、「福岡ビジネス創造センター」は、平成 19(2007)年以来、本学福岡キャンパスと同じビル内に設置され、新規ビジネスの立ち上げに取り組むベンチャー企業や研究者を支援していたが、平成 28(2016)年度末をもって 10 年間のプロジェクトを終了し、ア

イランドシティ地区の施設は現在撤去されている。本学の公開セミナーも同時期に一旦幕を引いた状態であるが、これまでの運営実績とその効果の検証を踏まえ、地域のニーズに対応した多様な教育機会提供の可能性を再検討し、平成 31(2019)年度以降の再開方針を策定する予定である。

表 A-1-1　平成 26(2014)～平成 28(2016)年度の福岡市での公開セミナー開催状況

開催日	参加人数	セミナー名
H28/12/2	48 人	サイバー大学 IT・ビジネスセミナー 第４次産業革命時代の IoT・人工知能ビジネス戦略 講師：サイバー大学 伊本 貴士 客員講師
H28/9/20	48 人	サイバー大学 IT・ビジネスセミナー 地域をつくるのは、誰だ！～ 地方創生、地域資源を活用した商品によるまちおこしの現場から ～ 講師：サイバー大学 北村 森 客員教授
H28/2/5	11 人	サイバー大学 IT・ビジネスセミナー 働く女性のファッション kay me　―日本から世界のブランドへ― 講師：毛見 純子 氏（kay me 代表 兼リードデザイナー）
H27/12/4	34 人	サイバー大学 IT・ビジネスセミナー ビジネス・アプリケーション構築のイノベーションをもたらす超高速開発のご紹介 ～ 3K からの脱却に向けて ～ 講師：大島 正善 氏
H27/9/4	39 人	サイバー大学 IT・ビジネスセミナー 人工知能とビッグデータ　～新しい価値の創出～ 講師：サイバー大学 安間 文彦 講師
H27/3/13	29 人	サイバー大学／福岡ビジネス創造センター主催 ビジネストーク＠StartUp Cafe IT ベンチャーの成功確率を高める営業戦略･イノベーション戦略について 講師：木村 幹夫 氏（株式会社トーラス　代表取締役）
H27/2/3	19 人	サイバー大学 IT・ビジネスセミナー ベンチャー企業の創業と経営～モルフォの創業から今に至るまで～ 講師：平賀 督基 氏（株式会社モルフォ 代表取締役社長）

また、地域の創業支援としては、サイバー大学、新日本有限責任監査法人、特定非営利活動法人日本 MIT ベンチャーフォーラム､福岡市の 4 者が実行委員会を形成し､グローバルに活躍するベンチャー企業の創出を目的としたビジネスプラン・コンテスト「Fukuoka Global Venture Awards（フクオカ・グローバルベンチャー・アワーズ）」を

平成 26(2014)年及び平成 27(2015)年に計 2 回開催している。同コンテストでは、本学の学長が審査委員長を務め、国内外の起業家を招聘して、英語で全ての発表を審査している。

A-1-③　地方創生のための IT 人材育成への協力

福岡市以外との地域社会との連携に関しては、本学の e ラーニングシステムを活用し、地方創生のための IT 人材育成の協力も行っている。平成 28(2016)年 8 月～平成 29(2017)年 7 月の 1 年間にわたり、本学の学習管理システム「Cloud Campus」とコンテンツ作成ツール「CC Producer」を活用し、佐賀県伊万里市に対して、実務系教育コンテンツを提供した。本プロジェクトは、福岡在住の本学専任教員による指揮の下で行われ、「地方を活性化させるクラウドソーシング活用講座」、「地方創生のためのシェアリングエコノミー講座」、「IoT を活用した地域活性化事例紹介講座」などのトピックについて、日本中の専門家が e ラーニングコンテンツを作成し、伊万里市の IT 人材育成のために遠隔指導を行った実績がある。

また、地方創生に関わる課題の解決として、本学と「Yahoo! JAPAN（ヤフー株式会社）」とで連携し、ICT 利活用スキルを十分に備えた地域人材の育成も行っている。本取組みの教育プログラムは、Yahoo! JAPAN がプラットフォームを提供可能な「e コマース」及び「インターネット広告」に関する実務的ノウハウと、本学が持つ教育に関するノウハウを組み合わせて設計・開発している。そして、Yahoo! JAPAN の講師が、契約を締結した全国の専門学校の授業に協力し、本学との共同開発による e ラーニングコンテンツを提供するとともに、対面指導による実践的演習を担当している。

（3）A－1 の改善・向上方策（将来計画）

福岡市との協定書に基づき、地域の産業振興施策のため、福岡市と協力して公開セミナーや新規ビジネスの創業支援を取り組んできた実績があるが、平成 28(2016)年度末をもって、福岡市創業・大学連携課が運営する「福岡ビジネス創造センター」がアイランドシティ地区から撤退した影響により、近年は公開セミナーを開催できていない。一方、福岡市以外との地域連携では、本学の特色である e ラーニングを活用した IT 人材育成の取組みも進められている。今後は、地域のニーズに対応した多様な教育機会提供の可能性を再検討し、平成 31(2019)年度以降のセミナー開催方針を、広報部が IT 総合学部と連携をしながら策定する。

A－2　高等教育機関との連携

A-2-①　国内外の他大学との教育研究交流協定

（1）A－2 の自己判定

「基準項目 A－2 を満たしている。」

（2）A－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-①　国内外の他大学との教育研究交流協定

他大学との教育研究交流の状況に関しては、平成 26(2014)年 8 月に千葉工業大学と「単

位互換に関する協定書」並びに「授業科目提供に関する契約書」を締結している。同大学の学生は、本学が提供するｅラーニング科目（教養科目とIT・ビジネス系専門基礎科目から成る約40科目）から1学期当たり最大2科目までを選択履修し、「特別聴講学生」として、本学の学習管理システム「Cloud Campus」を用いて受講及び試験を実施することで、卒業要件に加算可能な単位を修得できるようになっている。同様に、平成30(2018)年2月には帝京平成大学と、更に同年4月には国立佐賀大学と単位互換協定を締結し、「Cloud Campus」を基盤とした教育連携を進めている。

一般的な単位互換協定では、キャンパスが近接する複数の大学同士がコンソーシアムを形成して運営することが多いが、本学の授業は、すべてインターネット上で「いつでも」、「どこでも」受けられることを特長としているため、通学制の大学に所属する学生は、毎日の授業時間などに影響されることなく、夜間や土日なども利用することで学修機会を大幅に増やすことが可能である。実績として、平成29(2017)年度末までに、千葉工業大学の学生30人程が、この制度により本学の特別聴講学生として学んでいる。残念ながら、本学の学生は全国各地に在住するため、現時点では協定校が行う対面授業を履修させることができておらず、本学からの一方向的な科目提供に留まっている段階である。協定校との教育研究交流の一環として、ｅラーニングの導入支援も同時並行で実施しており、各大学に学長及び副学長、学務部長等が実際に赴いて、FD活動の支援として、高度メディア授業の運営手法や授業コンテンツ制作方法に関する講習会などを開催している。そして、将来的にはオンライン授業同士での単位互換制度の確立を目指している。

加えて、平成29(2017)年1月には、海外大学との初めての教育研究交流協定を韓国の漢陽サイバー大学と締結している。同大学は、平成14(2002)年に設立された韓国で最大規模のオンライン大学で、36の学部課程を擁し、約1万6,870人の学生が学んでいる(平成28(2016)年時点)。韓国文部科学省のリモート大学評価では、総合最優秀大学に選定された実績のある大学である。なお、教育研究交流協定の内容としては、「教育コンテンツや学習管理システムの共有」、「オンライン授業による単位互換」、「共通分野の共同研究や出版」、「教職員・学生の交流」を掲げている。現時点で、両大学による授業の単位互換は成立していないが、平成29(2017)年6月には、韓国から副学長、システム及びコンテンツ部門のマネージャを本学の東京オフィスに招聘し、次世代ｅラーニングの導入に向けての意見交換を行うなど、ICTを利活用した質の高い高等教育を、国・地域を超えて提供するための方法について議論を進めている。

(3) A－2の改善・向上方策（将来計画）

平成26(2014)年度以降、本学では国内外の他大学との教育研究交流協定の締結を段階的に進めている。各校との協定では、本学が開学から10年以上培ってきたオンライン教育の実践的ノウハウや授業コンテンツの提供を期待されており、ｅラーニング導入のための講習会も各校で開催している。今後もこうした教育研究交流を継続し、他大学のFD活動を支援しながらICT活用教育の質向上に努め、将来的にはオンライン授業同士での単位互換制度の確立を目指していく。

A－3　e ラーニングシステム及びコンテンツ等の社外販売事業

A-3-①　法人営業体制の整備

A-3-②　「Cloud Campus」事業の展開

（1）A－3 の自己判定

「基準項目 A－3 を満たしている。」

（2）A－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-①　法人営業体制の整備

本学を運営する学校設置会社では、平成 23(2011)年 11 月より、新規事業として法人事業本部を立ち上げ、社外販売事業の強化により授業料等の収入とは別に、収益事業収入の増加にも努めてきた。法人事業本部の体制は、学校設置会社の代表取締役社長が本部長を兼務し、その傘下に法人営業部を設置して、e ラーニングシステム及びコンテンツ等の販売営業を行っている。

具体的な営業施策としては、ソフトバンクグループを始め、一般企業研修向けに e ラーニングシステム、語学研修ソリューション、モバイルラーニング用のアプリケーションや研修コンテンツの提供等を実施している。例えば、大学内で開発して学生が利用している「Cloud Campus」（モバイル端末対応を含むクラウド型学習管理システム）や、授業コンテンツ作成のためのクラウド型オーサリングアプリケーション「CC Producer」、iPhone / iPad / Android 向けコンテンツ受講専用アプリ「CC Handy」などのシステムを他大学や一般企業に販売してきたほか、大学事業が制作した講義コンテンツを法人事業のプラットフォームに搭載し、一般公開講座「e カレッジ」として提供してきた実績もある。

以上のように、法人営業部では、本学の e ラーニング運営実績として蓄積された教育ノウハウやシステム資産を社外販売によって流通させることで、社会貢献にも寄与している。

A-3-②　「Cloud Campus」事業の展開

法人営業部では、平成 29(2017)年 4 月より、学内で開発・運用している「Cloud Campus」を大幅にバージョンアップし、学外向けのクラウドサービスとして提供を開始している（学内向けの導入は、機能拡充を行った上で平成 31(2019)年 4 月以降となる予定）。「Cloud Campus」は、学生が通学を一切せずに大学の学位取得ができるよう、本学が独自に開発した e ラーニングシステムであり、ビデオを主とする授業コンテンツの制作や配信、受講管理、小テストやレポートなどの課題やディベートの実施、及び成績評価が 1 つのプラットフォームに統合されている。また、顔認証と顔監視などによる厳格な本人確認によるオンライン試験システムも導入され、単位認定が可能な正規科目を包括的にオンラインで実施することも可能になっている。

千葉工業大学、国際基督教大学、帝京平成大学、成蹊大学などの複数大学で利用が始まっており、教員が「Cloud Campus」で作成したビデオ講義を、授業参加前の学生にオンライン視聴させ、対面授業の時間では講義内容に関するディスカッションを集中的に行うなど、いわゆる「反転授業」としての教育効果向上の取組みを実践している。高等

教育機関での「Cloud Campus」の活用事例については、平成 30(2018)年 7 月に、東京大学大学総合教育研究センターと本学との共催で、「Cloud Campus 教育研究ネットワーク・シンポジウム」(於：東京大学ダイワユビキタス学術研究館 3 階ホール）を開催する予定である。

また、一般企業においても、企業内研修等への活用に「Cloud Campus」の導入が進められており、本学の本人確認試験システムが、法人が運営する教員資格認定試験等にも利用されている。「Cloud Campus」の提供は、利用可能な機能やコンテンツ制作者数、コース開講時間数の違いなどで分類した「エントリー」、「スタンダード」、「プロ」の 3 つの料金プランを用意している。一般的な e ラーニングシステムでは、ユーザ数に応じた従量課金制を採用していることも多いが、「Cloud Campus」では、受講者数を無制限で登録できるようにしており、中小企業だけでなく、従業員規模が 1 万人以上の大規模な法人顧客も社内の教育プラットフォームとして活用している。「Cloud Campus」の新規導入実績は、平成 29(2017)年 4 月の販売開始から 1 年間で、30 の企業と 8 の教育機関、合計 38 法人となっている。

(3) A－3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 31(2019)年 1 月に計画している会社分割後も、大学の運営を行う新会社「株式会社サイバー大学(仮)」が「Cloud Campus」事業を承継することになっている。今後も株式会社立大学ならではの教育事業展開として、他大学等との教育ネットワーク形成や専門職教育における企業との産学連携などを更に積極的に推進することを目指していく。

［基準 A の自己評価］

基準 A 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学は「福岡アジアビジネス特区」を活用して設立した株式会社立大学であり、構造改革特別区域法に基づき、大学を適正かつ安定的、継続的に運営することを目的とした協定書を福岡市と締結している。地域社会との連携に関しては、福岡市との協定書に従い、地域の産業振興施策のため、福岡市と協力して公開セミナーや新規ビジネスの創業支援を取り組んできた実績がある。また、福岡市以外の地方自治体や各地の専門学校に対しても、企業や専門家との連携を行いながら、本学の e ラーニングシステムを活用して、地方創生のための IT 人材育成の協力も行っている。

高等教育機関との連携に関しては、平成 26(2014)年度以降、本学では国内 3 大学（千葉工業大学、帝京平成大学、国立佐賀大学）と段階的に単位互換協定を締結しており、協定校の学生は、本学が提供する e ラーニング科目を選択履修し、「特別聴講学生」として単位を修得できるようになっている。また、近年は韓国の漢陽サイバー大学とも教育研究交流を締結し、次世代 e ラーニングの導入に向けての意見交換を行うなど、ICT を利活用した質の高い高等教育を、国・地域を超えて提供するための方法について議論を進めている。

社会貢献に関わる大学事業外の活動としては、本学を運営する学校設置会社が、平成 23(2011)年 11 月より、新規事業として法人事業本部を立ち上げ、e ラーニングシステム及びコンテンツ等の販売営業を行ってきた。平成 29(2017)年 4 月からは、学内で開発・

運用してきた「Cloud Campus」を大幅にバージョンアップして学外向けに先行提供開始しており、1 年間で 30 の企業と 8 の教育機関が新規導入している。「Cloud Campus」事業は、平成 31(2019)年 1 月の会社分割後も、大学の運営を行う新会社「株式会社サイバー大学(仮)」が承継し、他大学等との教育ネットワーク形成や専門職教育における企業との産学連携などを更に積極的に推進することを目指していく。